墨田区子ども・子育て支援総合計画

一すみだ子育ち・子育て応援宣言一 (令和2年度~令和6年度)



令和2年2月 墨田区

すみだの子どもたちの「最善の利益」のために

子どもは未来を支える大切な宝です。社会全体で子どもたちを見守り、健やかに成長するための環境を整える義務があります。

これまで墨田区では、待機児童解消に向け、直近の5年間に約2,000名の保育定員を拡大するなど、子育て支援施策の推進に努めてきました。一方で、2019年の出生数が統計上はじめて90万人を下回るなど、少子化の進展に歯止めがかかっていない現状に加え、いじめや児童虐待の問題に見られるように、子どもを取り巻く課題がますます複雑・多様化しており、子育て支援のさらなる充実が求められています。

この総合計画は、平成27年3月に策定した「すみだ子育ち・子育て応援宣言 墨田区 次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度をもって終 了することから、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、令和2年度から6年度までを計画 期間として新たに策定したものです。

策定にあたっては、教育・保育等の各分野で活躍されている方々や公募による区民の方などで構成する協議会等を設け、広く区民の皆様や事業者の方々からご意見などを伺い、検討を重ねてきました。ご協力をいただきました方々に深く感謝を申し上げます。

新計画では、現在の計画の考え方を継承しつつ、「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を基本理念に、妊娠・出産から切れ目のない子育て支援策として 167 の事業を掲げたほか、令和6年度までに想定される教育・保育の量の見込みとその確保策を定めています。今後、この計画に沿って、幼児期における質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進していきます。

将来を担う子どもたちが、すみだに愛着と誇りを持ち、夢や希望を持って成長していけるよう、区民の皆様や事業者の方々と共に子育て支援を推進していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年2月

墨田区長 山本 亨

すみだ子育ち・子育て応援宣言によせて

近年の子どもや子育てを取り巻く社会的環境の変化を背景に、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくことを目的として、2015年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」がスタートして、今年で5年になります。この制度の目的を、実際に実現していくためには、すべての子どもと子育て世代を、すべての世代が協力し、社会全体で支えていくような仕組みを作っていくことが必要とされています。そのため、この制度では、それを実現していくための重要な鍵として、住民にとって、最も身近な自治体である区市町村が、子ども・子育て支援の実施主体として、地域の実態を踏まえ、地域の子どもと子育て家庭を支える計画を立案、実行していくことが目指されているのです。

墨田区でも、この新制度を受けて、2013年度から、次世代育成支援行動計画推進協議会に加え、「墨田区子ども・子育て会議」を発足し、議論を行ってきました。2015年度に策定された「すみだ子育て・子育ち応援宣言―墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画―」も、この5年の間に、丁寧な中間の見直しや、新たなニーズ調査等を行い、それらを踏まえて時代に即した課題の抽出や、課題解決のために必要とされること等の検討のために活発な議論を積み重ねてきました。

その過程を経て生まれたのが、今回の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」になります。ここでは、改めて墨田区の子どもの育ちと子育てを支える基本理念として、「子どもの最善の利益を優先する」ことを大原則として打ち出し、以下の基本目標を掲げています。

- 子どもと親とが共に育つまちをつくります
- 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます
- 困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします
- 地域の子育て力と支えあい強化します
- ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

これらの基本理念や目標は、実は、前回の「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」を踏襲しつつ、整理し直し、重点化を図るべき項目の見直しを行ったものであり、その中には、既に、さまざまな取組を通して、成果を挙げつつあるものも沢山あります。実際に、支援の量の拡充の面では、待機児童解消に向けた取組など、支援の質の向上の面では、公立・私立、保育所・幼稚園合同での「協同的な学びプロジェクト」など、仕事と子育ての両立支援の面では、病児・病後児保育や学童クラブの充実等々に取組むとともに、公募委員など区民の声も生かした取組も積極的に行われてきました。今回は、これらの取組をさらに促進・拡充していくために、区のみならず関係機関や区民と一体となって取組んでいけるような計画の策定を目指しました。

この墨田区の計画が、一人一人の子どもや一人一人の保護者のみなさんにとって、よりよいものとなるように願っております。また、墨田区の子育て環境の向上は、この計画で終了ではなく、これからもたくさんの声を踏まえて、よりよいものにしていく必要があります。多くの方がこの取組みに関心を持ち、ご意見をいただければ幸いです。

令和2年2月

墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議会長

目 次

第1	. 章 計画の策定に	:あたって	1
1	計画策定の背景と	:趣旨等	2
2	計画の位置付け		3
3	計画の期間		4
4	計画策定体制と策	5定方法	4
第 2	!章 墨田区におけ	[†] る子ども・子育てを取り巻く現状	7
1			
2	出生数と合計特殊	k出生率	10
3	就業率		11
4)現状	
5	保育所の待機児童	重数	14
6	学童クラブの状況		16
7	子育て家庭の状況		17
8	子どもの人口の将	子来推計	24
笙 3	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5策の体系	25
д 3		3X*V #7K	
2	5年後の将来像		26
3			
4			
5			
<u>~</u> ⊿	・ 大笠の見即		20
		. 並り、パサルカッナナナッノハナナ	
		:親とが共に育つまちをつくります つながりと子育て力の育成	
		らながりとす自て刀の自成 庭への支援サービスの充実	
		慶への又扱り−こへの光矢 豊かな育ちを育む場・機会の充実	
		豆がな自りと自む物 1%云の元矢 親の心とからだの健康づくりの促進	
		量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます	
		健やかに育つ教育・保育環境の整備	
		ーズに応える保育サービスの充実	
		生きるための基礎的な力を育成する環境の整備 	
		家庭等への支援	
		る子どもの発達と成長支援	
	方向性(3) さまざま	なサポートが必要な子どもとその家庭への支援	83

基本目標④ 地域の子育て力と支えあいを強化します	92
方向性(1) 地域の子育て力の育成と子育て支援ネットワークの構築	92
方向性(2) 企業等の子育て力との協働	97
方向性(3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備	100
基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します	105
方向性(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進	105
方向性(2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進	108
方向性(3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信	112
第5章 子ども・子育て支援事業計画	115
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	
第6章 計画の推進体制	143
1 計画の推進	144
2 計画の進捗管理	
3 評価指標	144
資 料 編	147
専門委員会報告書(要旨)	149
体制及び検討経過	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

これまで国は、急速に進展する少子化対策に対応し、次世代育成支援対策を迅速かつ 重点的に推進することを目的として、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を、 また、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子 どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成 24 年に「子ども・ 子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、子どもが健やかに成長することがで きる社会の実現を進めてきました。また、平成 27 年 3 月までの時限立法であった次世 代育成支援対策推進法は、平成 26 年 4 月に改正が行われ、法律の有効期限が令和 7 年 3 月まで 10 年間延長されています。

こうした国の動きを受け、墨田区では平成 27 年度からの 5 年間を計画期間とした「すみだ子育で・子育ち応援宣言 -墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画-」を策定し、平成 29 年度には改めて区民ニーズを踏まえた中間の見直しを行うなど、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ実効性を持って推進してきたところです。

しかし、国全体の出生数は減少を続けており、核家族化のさらなる進展、地域のつながりの希薄化などから、子育でに不安や孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。

また、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる 環境のさらなる充実が必要になっています。

さらには、子どもを取り巻く課題が複雑・多様化する中で、地域全体で児童虐待を未然に防いでいくための取組や、一人ひとりの悩みに寄り添った対応が求められています。

この状況を踏まえ、墨田区では、これまでの「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」に基づく次世代育成支援対策及び子ども・子育て支援の取組を継承し、一層促進させるため、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、令和2年4月から5年間の墨田区の子ども・子育て支援の取組について定めます。

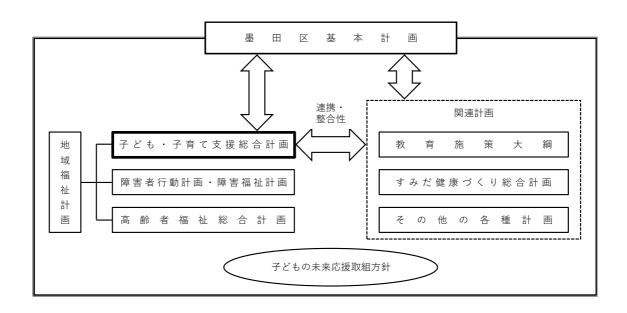
2 計画の位置付け

本計画は、墨田区基本計画の子ども・子育てに関連する部門別計画として、また、墨田区地域福祉計画の児童福祉分野に関する部門別計画として策定するものです。

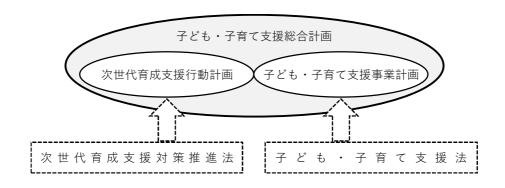
また、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援行動計画を内包するものです。

さらには、墨田区教育施策大綱、すみだ健康づくり総合計画をはじめ、子ども・子育てに関連する他の行政計画との整合性を図るとともに、墨田区子どもの未来応援取組方針の考え方を反映させ、子ども・子育て施策の総合的で一体的な推進を図っていくものです。

【墨田区の各種計画との関係イメージ】



【法律に基づく計画との関係イメージ】



3 計画の期間

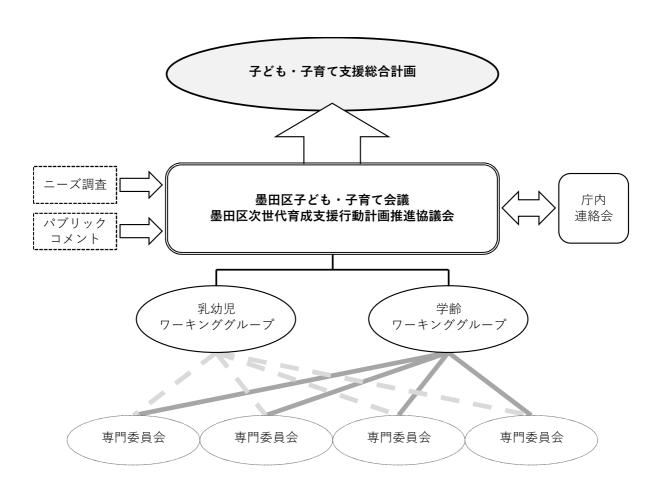
本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画策定体制と策定方法

(1)計画の策定体制

学識経験者や関係団体の代表者のほか、公募による保護者(区民)など30名以内から構成される「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」を設置し、その下部組織として「乳幼児ワーキンググループ」と「学齢ワーキンググループ」を設置しました。さらに、必要に応じて「専門委員会」を設け、それぞれの会議で計画内容等を協議・検討し、庁内連絡会等での検討も踏まえて策定しています。また、会議及び会議録を公開し、ホームページ等を活用して情報提供を図るなど、区民に開かれた審議を進めています。

【策定体制関係図】



(2) 区民との協働

本計画の策定にあたっては、パブリックコメントを令和元年 12 月に実施し、広く区 民の意見を伺いながら、「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子 ども・子育て会議」や庁内での検討も踏まえて進めました。

(3) ニーズ調査

本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、平成31年3月に集計結果報告書としてとりまとめました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。

	対 象 者	配布数	有効回答数	有効回答率
就学	学前の子どもの保護者	2,000	1,171	58.6%
小鸟	学生の保護者	1,486	795	53.5%
成人	人前	655	377	57.6%
	高校生等	300	96	32.0%
	中学2年生	355	281	79.2%
	総計	4,141	2,343	56.6%

調査方法は、住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送にて調査票の配布と回収を実施しました。また、中学2年生においては、公立中学校の協力を得て、各校1クラスに調査を実施しました。

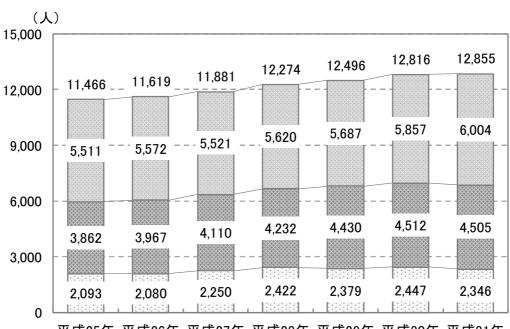
第2章 墨田区における子ども・子育てを 取り巻く現状

1 児童数の推移

(1) 未就学児童

平成 25 年以降の未就学児童の推移をみると、0 歳人口は平成 28 年以降 2,400 人前後で推移しており、全体としては増加傾向が続いているものの、増加量はやや緩やかになってきています。

【未就学児童数の推移】



平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年

□0歳 ■1~2歳 ■3~5歳

(各年4月1日現在) 資料: 窓口課

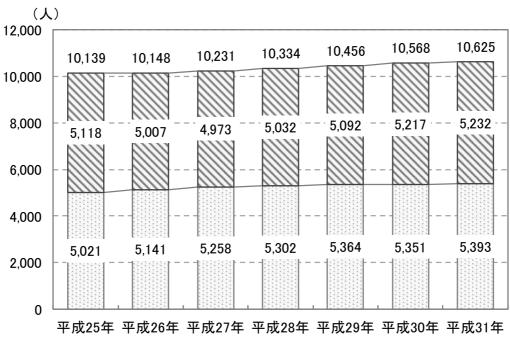
8

(2) 就学児童

平成25年以降の就学児童の推移をみると、全体で微増傾向が続いています。

9~11歳の高学年は平成27年まで減少傾向にありましたが、平成28年以降は低学 年、高学年ともに増加傾向にあります。

【就学児童数の推移】



□6~8歳(低学年) □9~11歳(高学年)

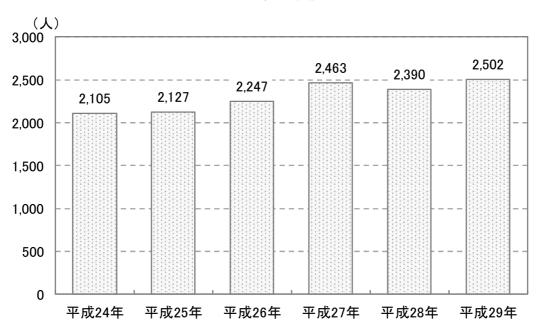
(各年4月1日現在) 資料:窓口課

2 出生数と合計特殊出生率

(1) 出生数

平成 24 年以降の出生数は増加傾向が続き、平成 29 年は近年で最も多い 2,502 人となっています。

【出生数の推移】

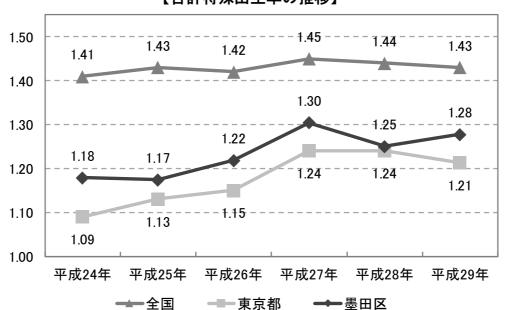


資料:東京都福祉保健局「人口動態統計」

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国と比べると低い数値となっていますが、東京都と比べると高い水準にあります。

【合計特殊出生率の推移】

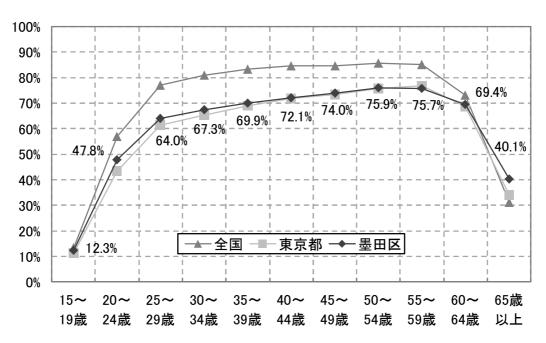


資料:東京都福祉保健局「人口動態統計」

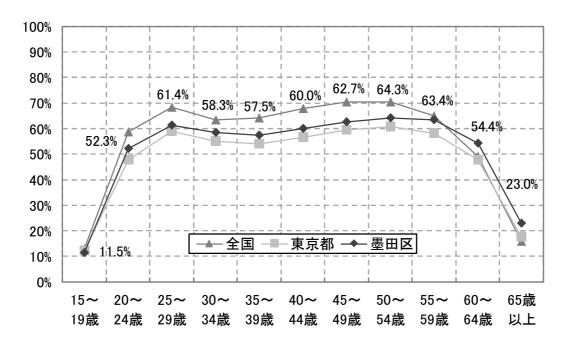
3 就業率

就業率を墨田区、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね全国を下回っていますが、ほぼ東京都と同じような数値となっています。女性は、全体として緩やかなM字型の状況にあり、おおむね東京都と全国の中間の数値となっていますが、60歳以降では全国を上回っています。





【女性の就業率(平成27年)】



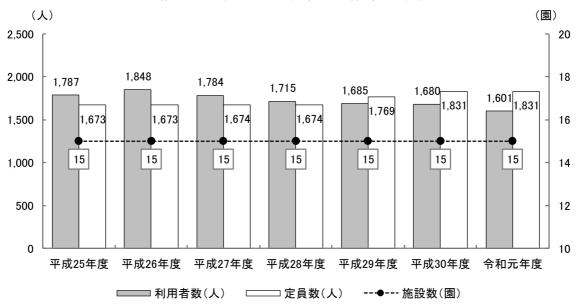
資料:平成27年国勢調査

4 教育・保育施設の現状

(1)幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)の定員・利用者数・施設数の推移

幼稚園は近年 15 園で推移し、定員は微増していますが、利用者数は微減傾向にあります。

【幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移】

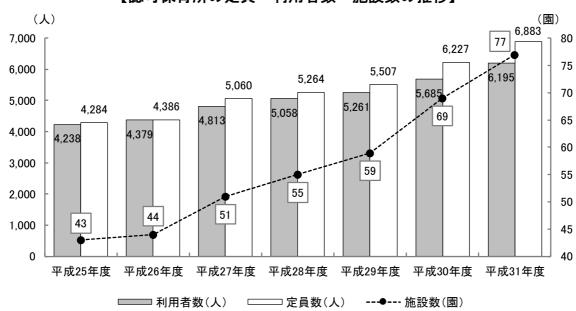


(各年度5月1日現在) 資料:子ども施設課

(2) 認可保育所(幼保連携型認定こども園含む)の定員・利用者数・施設数の推移

認可保育所は、ここ数年で施設数が増加しており、それに伴い定員数、利用者数ともに増加傾向にあります。

【認可保育所の定員・利用者数・施設数の推移】

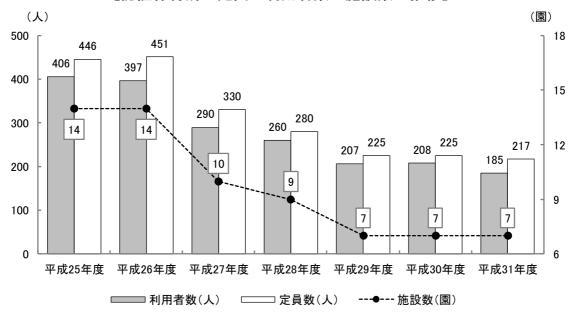


(各年度4月1日現在) 資料:子ども施設課

(3) 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移

認証保育所は認可保育所への移行等に伴い、ここ数年で施設数が徐々に減少し、それに伴い定員数、利用者数ともに減少傾向にあります。

【認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移】

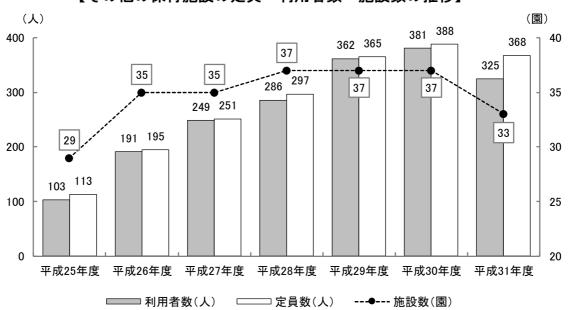


(各年度4月1日現在) 資料:子ども施設課

(4) その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移

家庭的保育、定期利用は施設数の増加に伴い、定員数が増え、利用者数も増加傾向にありましたが、平成31年度は施設数、定員数、利用者数すべてが減少しています。

【その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移】



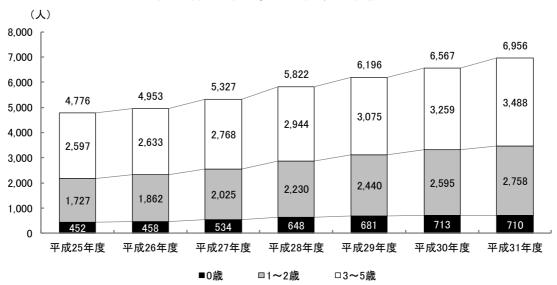
(各年度4月1日現在) 資料:子ども施設課

5 保育所の待機児童数

(1) 認可保育所の申込み者数の推移

認可保育所の申込み者数は、年々増加傾向にあり、平成 25 年度と比較すると 2,180 人増え、平成 31 年度には 6,956 人となっています。

【認可保育所の申込み者数の推移】



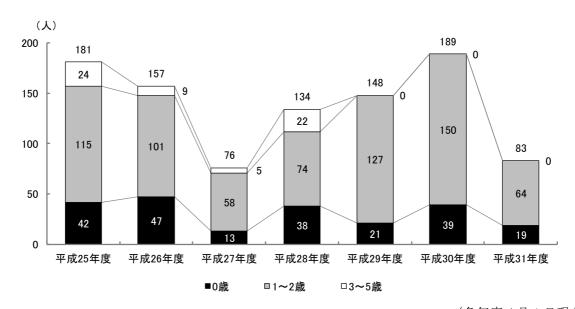
(各年4月1日現在)

資料:子ども施設課

(2) 待機児童数の推移

待機児童は平成 27 年度以降増加傾向にありましたが、平成 31 年度には大きく減少しました。また、近年 $3\sim5$ 歳の待機児童は生じていないものの、 $1\cdot2$ 歳には多くの待機児童がいます。

【待機児童数の推移】

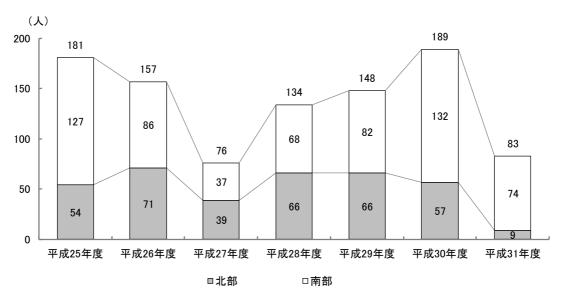


(各年度4月1日現在) 資料:子ども施設課

(3) 地域別の待機児童数の推移

待機児童を南北別でみると、北部と比べて、南部に多くの待機児童が生じています。

【地域別の待機児童数の推移】

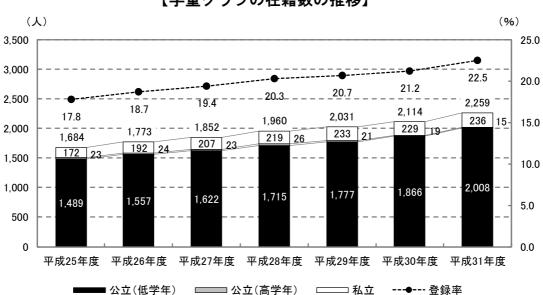


(各年度4月1日現在) 資料:子育て政策課

6 学童クラブの状況

(1) 学童クラブの在籍数の推移

学童クラブの在籍数は、緩やかな増加傾向にあり、平成31年度には2,259人となっています。それに伴って全児童数に占める学童クラブ登録率も増加傾向が続いていて、平成31年度には22.5%となっています。



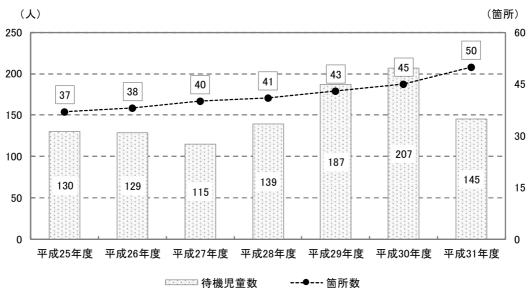
【学童クラブの在籍数の推移】

(各年度4月1日現在) 資料:子育て政策課

(2) 学童クラブの待機児童数と箇所数の推移

学童クラブの箇所数は徐々に増加し、平成 31 年度には 50 か所となっています。それに伴い、定員数も増えていますが、待機児童数も 100 人以上生じる状況が続いており、平成 31 年度には 145 人となっています。

【学童クラブの待機児童数と箇所数の推移】



(各年度4月1日現在) 資料:子育て政策課

7 子育て家庭の状況

(1) 家族類型

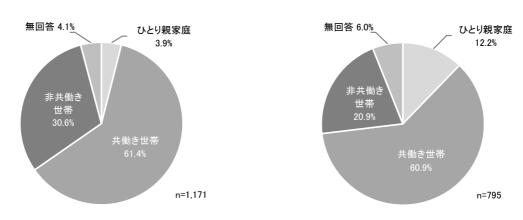
乳幼児の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 61.4%で前回調査の 57.9%から 3.5 ポイント増加し、「非共働き世帯」が 30.6%と前回調査の 38.0%から 7.4 ポイント減少となり、乳幼児の家庭類型における共働き世帯の増加が顕著になっています。

小学生の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 60.9%、「非共働き世帯」は 20.9%となっており、前回調査の状況から大きな変動はありません。

【各世帯の家族類型】

≪乳幼児調査≫

≪小学生調査≫



(2) 母親の就労状況

乳幼児の母親の現在の就労状況は、「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が34.3%と最も多く、前回調査の32.5%から1.8ポイント増加しました。次いで「以前は働いていたが、現在は働いていない」が31.6%、「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」が19.5%などとなっています。

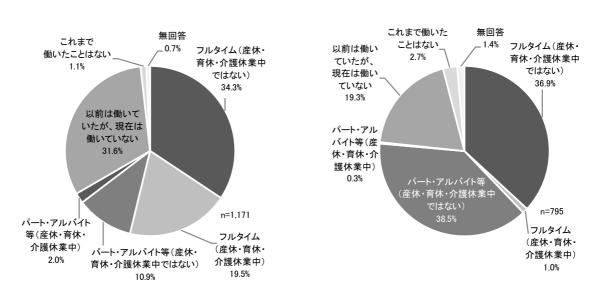
小学生の母親は、「パート・アルバイト等(産休・育休・介護休業中ではない)」が38.5%と最も多く、次いで「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が36.9%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が19.3%などとなっています。

乳幼児の母親も小学生の母親も、フルタイムで働いている母親の割合はそれぞれ前 回調査から増加しており、パート・アルバイト等の就労は減少しているものの、総じて 働いている母親の割合が増加している状況です。

【母親の就労状況】

≪乳幼児調査≫

≪小学生調査≫



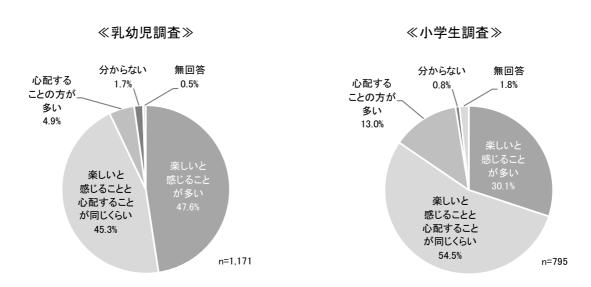
(3) 保護者の子育てに対する意識

乳幼児の保護者は、子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」との回答が47.6%で最も多く、次いで「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」が45.3%、「心配することの方が多い」が4.9%などとなっています。

小学生の保護者は、「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が 54.5%で最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多い」が 30.1%、「心配することの方が多い」が 13.0%などとなっています。

乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに前回と同様の傾向が見られます。

【保護者の子育てに対する意識】



(4) 乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価と要望

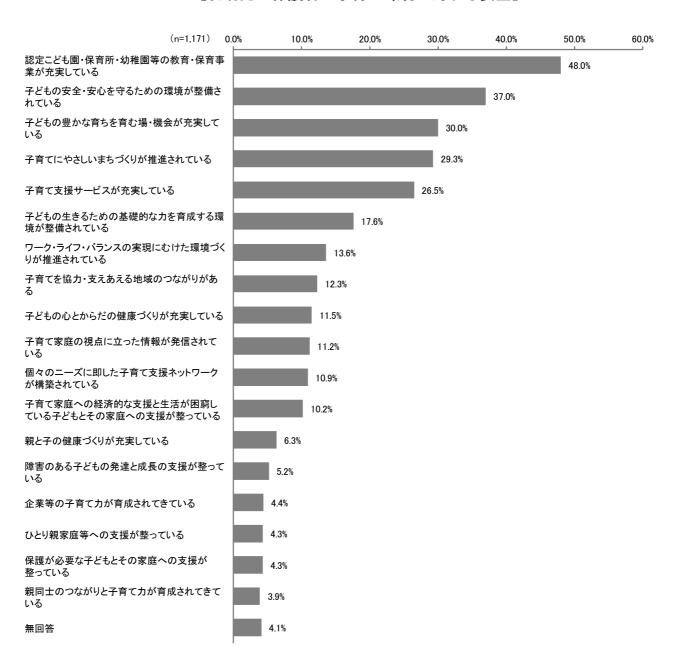
墨田区の乳幼児期の子育て環境について、そう思う割合(「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計)が高かったのは、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している(59.9%)、⑤子育て支援サービスが充実している(55.7%)、③子どもの心とからだの健康づくりが充実している(52.2%)、などとなっています。

【乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価】



墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスが充実している」が 48.0%と最も多く、次いで「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」が 37.0%、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が 30.0%などと続いています。

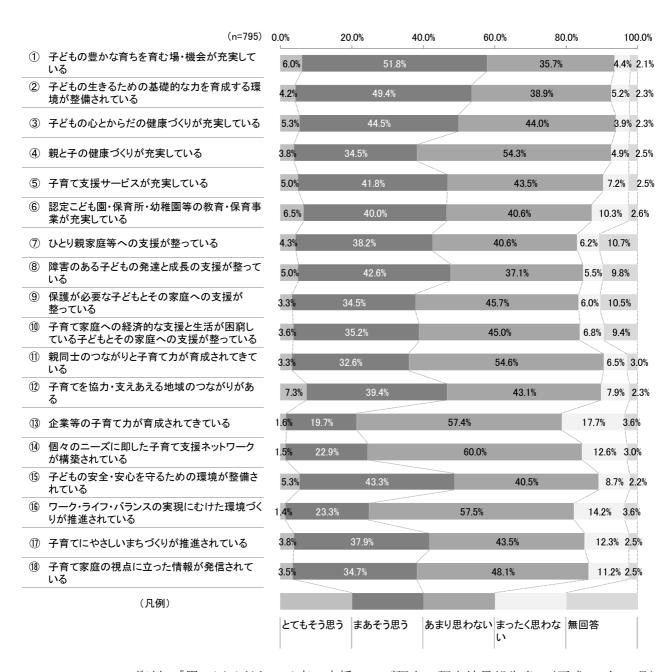
【乳幼児の保護者の子育て環境に対する要望】



(5) 小学生の保護者の子育て環境に対する評価と要望

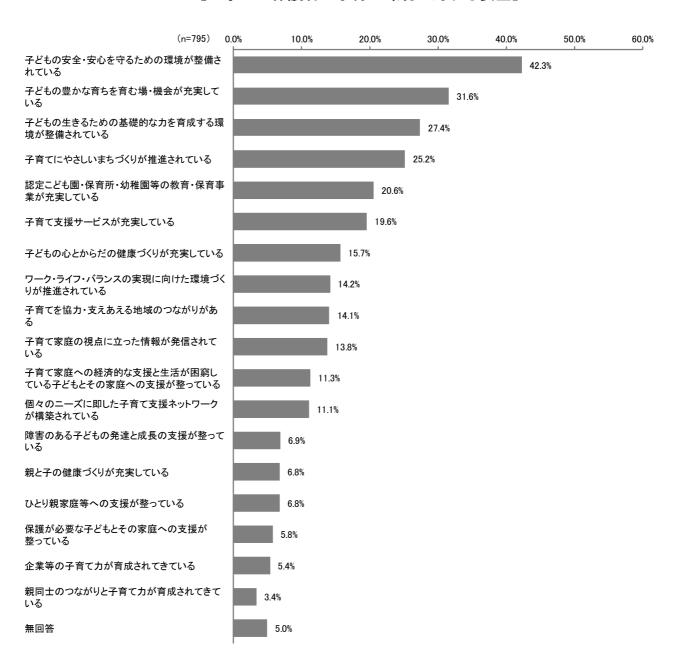
墨田区の小学生の子育て環境について、そう思う割合(「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計)が高かったのは、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している(57.8%)、②子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境が整備されている(53.6%)、③子どもの心とからだの健康づくりが充実している(49.8%)、などとなっています。

【小学生の保護者の子育て環境に対する評価】



墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」が 42.3%と最も多く、次いで「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が 31.6%、「子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境が整備されている」が 27.4%などと続いています。

【小学生の保護者の子育て環境に対する要望】

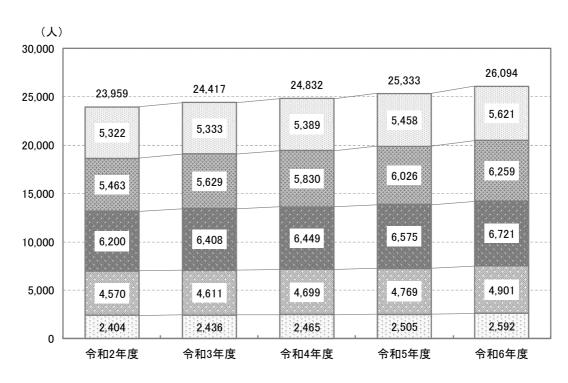


8 子どもの人口の将来推計

子どもの人口は、令和 2 年度以降も増加傾向が継続することが予測されますが、長期的には $0\sim5$ 歳は令和 10 年頃、 $6\sim11$ 歳は令和 15 年頃に人口のピークを迎え、以降は減少に転じることが予想されています。

【子】	ご ま。の	$L \square a$	D将来推計】
176	TIUI	$\mathcal{A} \cup \mathcal{A}$	ノ1寸 入 7 H ii l /

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	2,404	2,436	2,465	2,505	2,592
1歳	2,310	2,368	2,400	2,431	2,491
2歳	2,260	2,243	2,299	2,338	2,410
3歳	2,123	2,203	2,186	2,247	2,320
4歳	2,125	2,104	2,183	2,168	2,241
5歳	1,952	2,101	2,080	2,160	2,160
0~5歳・小計	13,174	13,455	13,613	13,849	14,214
6歳	1,855	1,921	2,068	2,051	2,150
7歳	1,860	1,848	1,914	2,061	2,048
8歳	1,748	1,860	1,848	1,914	2,061
9歳	1,775	1,745	1,857	1,845	1,913
10歳	1,805	1,779	1,749	1,861	1,846
11歳	1,742	1,809	1,783	1,752	1,862
6~11歳·小計	10,785	10,962	11,219	11,484	11,880
合 計	23,959	24,417	24,832	25,333	26,094



□0歳 □1~2歳 ■3~5歳 □6~8歳(低学年) □9~11歳(高学年)

資料:過去の人口推移を基に推計

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」において、区市町村は地域のニーズを踏まえながら、 幼児期における質の高い学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画 的に実施することが求められます。

本計画では、従来の「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しながら、児童の権利に関する条約、児童福祉法の原理、子ども・子育て支援法の基本理念に則り、これまでの取組を発展させるとともに、子どもを主体とした総合的かつ効果的な施策の展開を図ることとし、以下のとおり基本理念を定めます。

子どもの最善の利益を優先するまち すみだ

2 5年後の将来像

基本理念である「子どもの最善の利益を優先するまち すみだ」を具現化するため、「子ども」「子育て家庭」「地域(企業含む)」について、次の内容を将来像として掲げ、計画を推進していきます。

子ども

すみだに愛着と 誇りを持ち、 お互いを尊重し合う 心が育まれている

子育て家庭

安心して子どもを生み、 子どもの尊い命を 守りながら、親自身も 笑顔で子育てを 楽しんでいる

地域(企業含む)

支えあい・助けあいの 意識を持ち、 子どもと親の 未来への可能性を 引き出している

【参考】「子どもの最善の利益」について

基本理念に掲げた「子どもの最善の利益」は、国際人権法の一つであり、普遍的な子どもの権利を示した「児童の権利に関する条約(1989年国連採択)」(以下、「子どもの権利条約」という。)第3条に明記されています。

我が国は平成6年に子どもの権利条約を批准しており、児童の健全な育成、福祉の 積極的増進を基本精神とする根本的総合的法律である「児童福祉法」においても、子 どもの権利条約の精神を尊重する姿勢を明確にしています。

「子どもの最善の利益」は、社会状況や家庭環境など、子どもが置かれているそれ ぞれの状況によって変わる可能性があるため、常に「子どもの最善の利益」を最優先 に考慮し、子どもを中心にして、区の取組を検討していきます。

児童の権利に関する宣言

1959 年 (昭和 34 年) 国連採択

第2条

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当たっては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。

児童の権利に関する条約

1989 年 (平成元年) 国連採択 1994 年 (平成6年) 日本批准

第3条第1項

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、<u>児童の最善の利益</u>が主として考慮されるものとする。

児童福祉法

昭和 22 年法律第 164 号

第1条(児童の福祉を保障するための原理)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条第1項(児童育成の責任)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、<u>その最善の利益が優先して考慮され</u>、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第3条 (原理の尊重)

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、<u>この原理は、すべて</u> 児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

3 基本目標

基本理念及び5年後(令和6年度まで)の将来像の実現に向け、次の5つの基本目標を定め、それぞれ具体的な方向性の下、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

(1)基本目標①

子どもと親とが共に育つまちをつくります

【具体的な方向性】

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 子育て家庭への支援サービスの充実
- (3) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- (4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

(2) 基本目標②

保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます

【具体的な方向性】

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
- (2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実
- (3) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

(3)基本目標③

困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします

【具体的な方向性】

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) さまざまなサポートが必要な子どもと家庭への支援

(4) 基本目標(4)

地域の子育て力と支えあいを強化します

【具体的な方向性】

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
- (2) 企業等の子育て力との協働
- (3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備

(5)基本目標⑤

ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

【具体的な方向性】

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

4 施策の体系

基本理念

子どもの最善の利益を優先するまち すみだ

5年後の将来像

子ども

すみだに愛着と 誇りを持ち、 お互いを尊重し合う 心が育まれている

子育て家庭

安心して子どもを生み、 子どもの尊い命を 守りながら、親自身も 笑顔で子育てを 楽しんでいる

地域(企業含む)

支えあい・助けあいの 意識を持ち、 子どもと親の 未来への可能性を 引き出している

基本目標

目標①

子どもと親とが共に 育つまちをつくります

目標②

保育の量的整備も 継続しつつ、教育・ 保育の質を高めます

目標③

困難が生じた子どもと 親への支援体制を 手厚くします

目標(4)

地域の子育て力と 支えあいを強化します

目標⑤

ワーク・ライフ・ バランスを踏まえた 支援を実施します

具体的な方向性

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 子育て家庭への支援サービスの充実
- (3) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の 充実
- (4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進
- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境 の整備
- (2) 多様なニーズに応える保育サービスの 充実
- (3) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備
- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) さまざまなサポートが必要な子どもと家庭への支援
- (1) 地域の子育て力の育成と協働
- (2) 企業等の子育て力との協働
- (3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備
- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた 環境づくりの推進
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

取組一覧

◎親子の集いの場の提供

- ・公共施設を活用した親子の交流
- 育児を学ぶ機会の提供
- ・気軽に相談できる子育て相談窓口
- 親がリフレッシュできる環境づくり
- ◎児童の健全育成と放課後の子どもの居場所
- 豊かな学びの場・機会の提供
- ・親子と支援機関の関係づくり
- ・子どもと親の健康維持の支援
- ・医療を安心して受けられる環境の整備
- ・健康促進と正しい知識の習得

◎保育の質・サービスの向上

- ・保育の量の確保
- 幼保小中連携の促進
- ・多様なニーズへの対応
- ・親の働き方に応じた保育の提供
- ・緊急時に利用できる保育の提供
- ・「生きる力」を育む教育の充実
- ・「こころ」を育む教育の充実
- 学校環境の向上
- ・ひとり親家庭の相談窓口
- 住まいの支援
- ・幼稚園・保育園・学童クラブでの受入
- ・特別支援教育等の運営
- ・身近な地域における支援の充実
- ◎虐待防止のための連携・支援
- ・さまざまな悩みを抱える家庭への支援
- ・経済的な支援

◎地域との協働による子育て支援

- ・町会・自治会等の地域団体との協働
- ・異世代交流による子育て支援
- ・仕事についての学びの機会の提供
- 子育てに理解のある企業との連携
- ・子育て中の保護者の就職活動の支援
- ◎安全・安心なまちづくり
- ・自ら危険を回避できる教育の推進
- 不審者情報等の発信

◎ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・父親に育児参加を促す取組
- ・男女共同参画についての意識啓発
- 子どもを連れて出かけやすいまちづくり
- ・子育てしやすい住宅環境の促進
- ・ICTを活用した情報の発信
- ・多様な方法を用いた情報の発信

子ども・子育て 支援事業計画

教育•保育給付

施設型給付

保育所 幼稚園 認定こども園

地域型保育給付

小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育

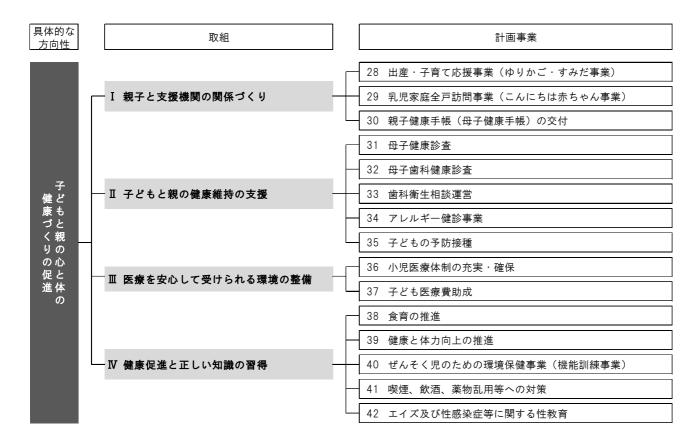
地域子ども・子育て 支援事業

- ·利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- · 妊婦健康診査
- · 乳児家庭全戸訪問事業
- · 養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業(その他要保護児 童等の支援に資する事業)
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- ・一時預かり事業
- ·延長保育事業
- · 病児 · 病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ・実費徴収に係る補足給付を 行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

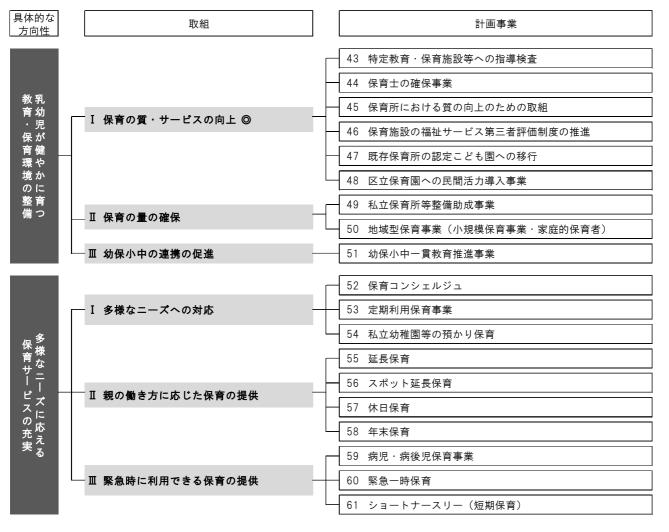
5 計画事業一覧

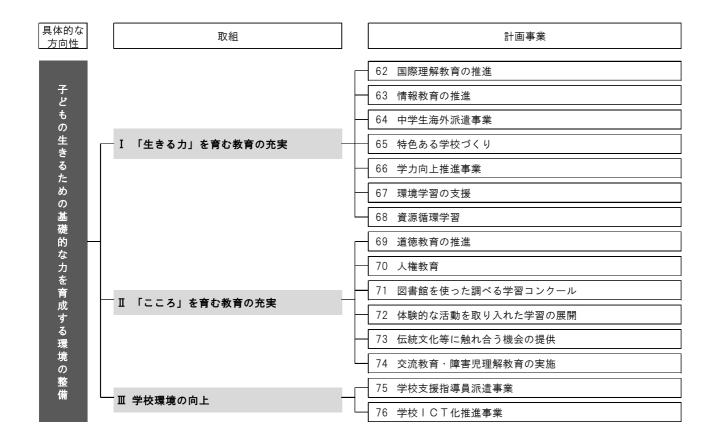
基本目標① 子どもと親とが共に育つまちをつくります



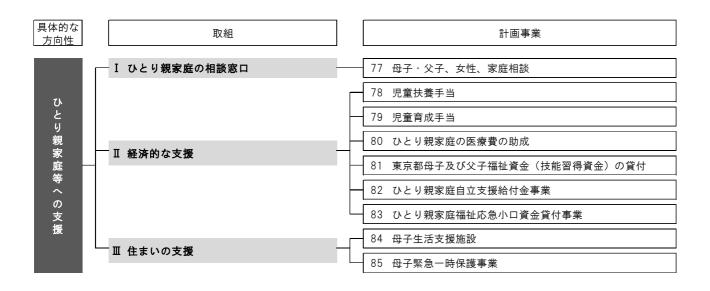


基本目標② 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます



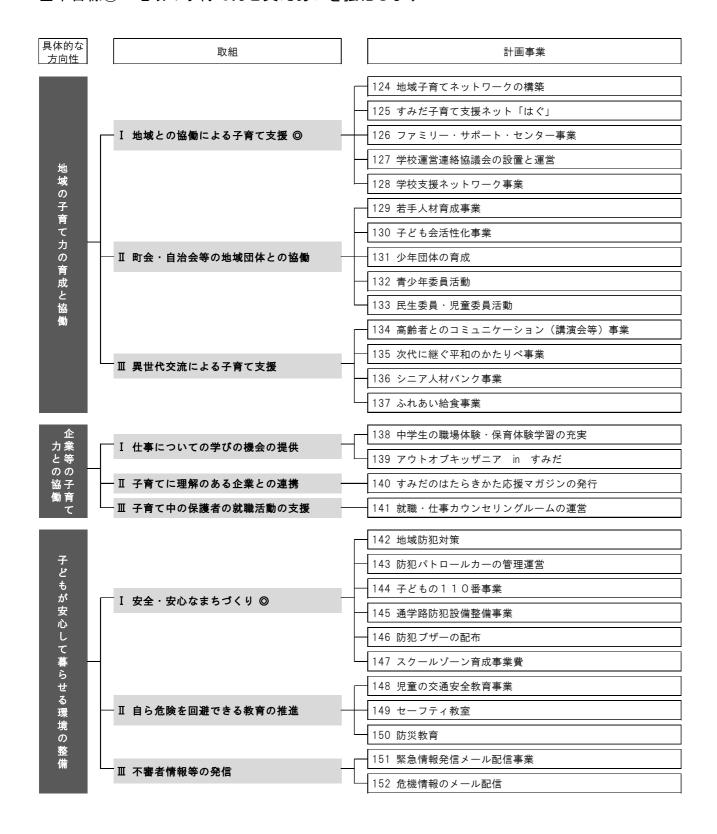


基本目標③ 困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします

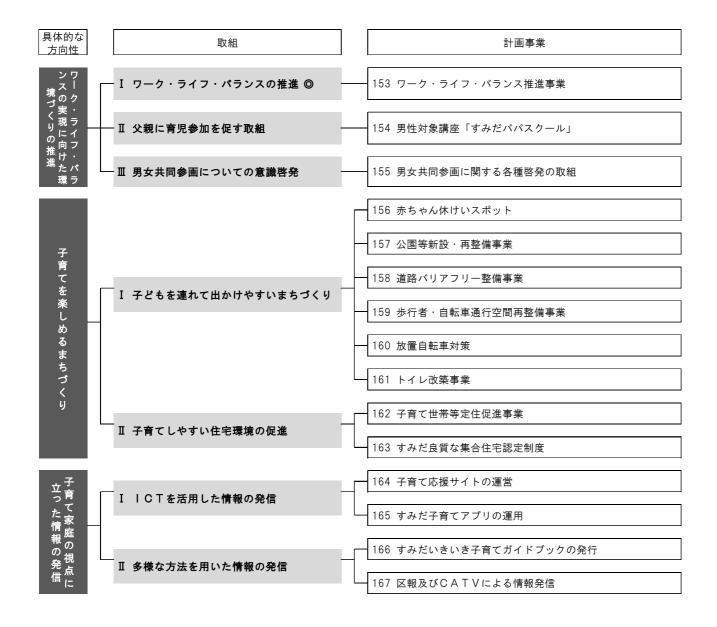


具体的な取組	計画事業
方向性	ロビザ木
	86 幼稚園等における特別支援教育
□ Ⅰ 幼稚園・保育園・学童クラブでの受入	87 保育施設における障害児保育
章	
書 の カ	89 学童クラブへの障害児の受入
ಹ ಕ	90 特別支援学級等の就学相談
あ る 子 ど も II 特別支援教育等の運営	91 就学奨励費の支給
	92 特別支援教育への対応
発 達	93 介助支援の実施
成 Ⅲ 身近な地域における支援の充実	94 障害児通所支援事業
の 発 達 と 成 長 支 援	95 障害児移動支援事業
援	96 障害児福祉手当
□ Ⅳ 経済的な支援	97 児童育成手当(障害)
	98 特別児童扶養手当
	99 要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化
	100 虐待防止に向けた啓発活動の推進
	101 社会的養護推進のための啓発強化
	102 周産期保健医療ネットワークシステムの運営
	104 ショートステイ
さまま	105 養育支援訪問事業
さ ま ざ ま	106 いじめ・不登校防止対策事業
な サ	107 スクールカウンセラーの配置
ポ 	108 スクールサポート事業
ト が	109 ステップ学級
必	110 教育相談事業
☆ Ⅱ さまざまな悩みを抱える家庭への支援	111 医療的ケア児に関する庁内連絡会議の運営
要 な	112 医療的ケア児の受入対策
2	113 重症心身障害児(者)等介護者支援事業
o l	114 外国籍等児童・生徒の支援
家庭庭	115 思春期相談
, ,	116 生活困窮者学習支援事業
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	117 児童手当
	118 私立幼稚園等園児の保護者への助成
	119 認証保育所保育料負担軽減補助事業
□ 経済的な支援	120 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度
	121 就学援助
	122 受験生チャレンジ支援貸付事業
	123 墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業

基本目標④ 地域の子育て力と支えあいを強化します



基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します



第4章 施策の展開

基本目標① 子どもと親とが共に育つまちをつくります

方向性(1) 親同士のつながりと子育て力の育成

現状と課題

子どもが自分自身や他者に信頼感をもち、また、社会の中で生きていくために必要な生活習慣や判断力を身に付けていく上で、基本となるのは親の愛情や家庭での教育です。

核家族化や地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少等により、自分の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になり、子育てに自信が持てず、不安や負担を抱えて、孤立してしまう状況も生じています。調査結果からも、子育てに自信が持てないと感じる方が増加していることが分かります。

親同士の交流を促進し、互いに支えあうしくみをつくることにより、親が親になる喜びを実感するとともに、親や家庭が本来持つ基本的な力を発揮できるようにしていく必要があります。

【乳幼児の保護者】 【小学生の保護者】 まったく 無回答 いつも まったく 無回答 いつも 感じない 0.6% 感じる 感じない 0.5% 感じる 9.9% 8.1% 8 5% 11 7% あまり感 あまり感 じない じない 27.0% ときどき 30.7% ときどき 感じる 感じる 50.2% 52.7% n=795 n=1,171

<子育てに自信が持てないと感じる保護者の割合>

資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成31年3月)

今後の方向性

- 先輩ママ・パパの体験をこれから親になる人に伝える取組や、子どもの年齢やテーマ (食事・遊び・運動等)による講座やイベントの開催をきっかけとして、保護者同士の 自主的なグループの育成・活動支援等を通じて、保護者同士のつながりや支えあいを促 進します。
- 子どもとともに親も成長していくことができるよう、親としての心構えや子育てについて学ぶことのできる機会の充実を図ります。妊娠中から子どもの成長過程に応じて、継続的に学ぶことのできるプログラムの展開をめざし、関係機関の連携・協働による講座や交流事業等を開催していきます。
- 子育てひろば(地域子育て支援拠点)は乳幼児期の子育て家庭を支える地域の拠点であり、両国・文花子育てひろばを中核に、児童館を身近な地域における地域子育て支援拠点とした現状の受け入れ体制によってニーズを満たしていきます。
- 子育てひろばが親子にとって安心して過ごせる居場所となるよう、利用者の主体的な 参加を支援し、いっしょに居場所づくりを進める環境をつくります。

Ⅰ 親子の集いの場の提供 ◎

親子の集いの場として、地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業) を実施し、親子の交流の促進と育児不安の解消に取組みます。

1 両国・文花子育てひろばの運営

(子育て支援総合センター)

事	目的	勺	子育で家	家庭のつながりを	と促進し、孤立の	防止、育児不安	の解消を図る。
業概要	事 業 概 具体的内容		期、子育	で中の親子同士	となる両国・文才 :の交流や情報交 崔、育児に関する	換の場を提供す	るほか、子育て
対象	対象ライフ 妊 ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス							

2 児童館における地域子育て支援拠点事業

(子育て政策課)

	事 目的		乳幼児』	及びその保護者が	が相互の交流を行	テう場を設け、b	地域の子育て支	
事			援機能の	の充実を図る。				
事				各児童館において	て地域子育て支援	受拠点事業を実施	Eし、週3日、3	
要	要具体的内容		時間以上、乳幼児及びその保護者の交流の場を設けます。また、月1回					
			以上子育	育て及び子育て対	支援に関する講習	冒会を実施します	0	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

3 民間事業者による地域子育て支援拠点事業

(子育て支援課)

車	目的	目的		業者と連携し、子 上、育児不安の角	·育て家庭のつな W消を図る。	がりを促進する	場を創出し、孤
事 業 概 要 具体的内		内容	区の公募業に対し	夢に応じて、民間 し運営費を補助っ	事業者が整備・済	子の交流、情報の	
			し、区内	内の育児相談環境	竟を充実させます	0	
対	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	テージ						

基本目標①-方向性(1) 親同士のつながりと子育て力の育成

Ⅱ 公共施設を活用した親子の交流

地域子育て支援拠点事業以外の場所でも、公共施設を活用してさまざまな親子交流の取組を実施します。

4 認定こども園における地域子育て支援

(子ども施設課)

事	目的	ሳ	保護者為	が地域の中で安心	いして育児できる	環境を整える。	
事業 概要 具体的内容 区立認定こども園の地域支援室において、年齢に応 児との交流、給食体験、育児相談などを行います。							玩具遊び、在園
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	ステージ						

5 幼稚園の園庭開放

(指導室)

	目的		幼稚園に	こついて知っても	ららうとともに、	親同士、子ども同	司士のつながり	
事	П	日中刀		を広げる。				
事業概要			区立幼稚園の園庭を開放し、親子のコミュニティ広場として提供する					
要	要具体的内容			ほか、在園児との交流や子育て出前相談員による子育て相談を実施し				
			ます。					
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

6 社会福祉会館における乳幼児事業

(人権同和・男女共同参画課)

事	目白	勺	乳幼児は	と保護者を対象と	こした事業を行い	、児童福祉の向]上を図る。	
事業概要	具体的	具体的内容		幼稚園・保育園に入っていない3歳以下の子どもとその保護者を対象 に、毎年募集を行い、年間を通じて乳幼児事業(体操、行事、読み聞か せ)を実施します。				
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

Ⅲ 育児を学ぶ機会の提供

育児に関する講座を実施したり、自主的に育児をまなび合う場を支援したりすることで、子育ての知識を得る機会を充実させます。

7 出産準備クラス・パパのための出産準備クラス(向島保健センター、本所保健センター)

	目的		妊娠中で	妊娠中を快適に過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよ					
	日日	ับ	う、妊娠	辰・出産・育児に	こ関する知識の習	得を図る。			
			・出産ュ	準備クラス					
争業			これが	いら出産を迎える	る妊婦の方を対象	象に、お産の進み	み方や妊娠中の		
事業概要	B 14-14-	中宏	過ごした	過ごし方、妊娠中の食生活に関する講座などを実施します。					
女	具体的	门谷	・パパのための出産準備クラス						
				これから出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊婦疑似体					
			験や赤な	らゃんのお世話の)実習、参加者同]士の情報交換な	どを行います。		
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス・	ステージ								

8 育児学級・育児講演会

(向島保健センター、本所保健センター)

	目的	4	子育では	子育てに関する相談や知識の普及のため、講座や講演会を実施し、育児				
事	日日	ับ	不安の解消と子育ての仲間づくりをめざす。					
事業概要			2 か月り	見学級、5~6カ	1月児学級、育児	講演会を開催し	、月齢に合わせ	
要	要具体的内容			た育児についての話をするほか、その機会を通じて情報交換も行い、参				
			加者同士の交流を図ります。					
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

9 家庭と地域の教育力充実事業

(地域教育支援課)

-	.,, ,,						· 35 · 1 · 5 · 4 35 · 1 · 7		
	目白	h	心身と	もに健康な子ども	らの育成を促すが	こめ、保護者等な	が家庭での子育		
	日日	ับ	てについ	って学習する機会	会を設け、家庭教	な育の振興を図る	0 0		
事			・自主的	りに家庭教育の学	学習活動を行う団	体の経費の一部	8を補助します。		
事業概要			• 子育~	・子育てに関するコラム記事等を掲載した季刊誌を発行します。					
要	具体的	内容	・親又に	・親又は親子向けに講座や講演会等を実施します。					
			・子育で	・子育てに関わる地域の団体を対象に講習会を実施し、地域における教					
			育力	・相談力の向上を	と図ります。				
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス・	ステージ								

方向性(2) 子育て家庭への支援サービスの充実

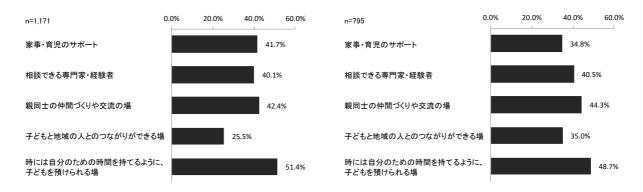
現状と課題

保育施設の整備が進み、数多くの方が認可保育所や幼稚園などの教育・保育事業を利用していますが、そうした事業を利用していない方ほど子育てに対して不安や孤独を感じる割合が高くなっています。

子どもの発育・発達には、身近な大人の応答的かつ積極的な関わりが重要です。親がその心の余裕を持てるように、区は、すべての子育て家庭が利用できる、育児不安を相談できる子育て安心ステーション事業や一時預かり事業など、さまざまなサービスの充実を図ってきました。

また、調査結果によると、子育ての不安感や孤立感を和らげるために必要なこととして、 「時には自分のための時間を持てるように、子どもを預けられる場」のニーズが高まって おり、在宅で子育てをしている保護者への子育て支援も充実させていく必要があります。

<不安感や孤立感を和らげるために必要なこと(複数回答)> 【乳幼児の保護者】 【小学生の保護者】



資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成31年3月)

今後の方向性

- 子育てを応援するサービスのメニュー・量を拡充し、利用しやすくすることにより、親の育児不安や負担を軽減・解消し、すべての子育て家庭が地域で安心して子育てをすることができるようにしていきます。
- 人材育成、場の確保により、一人ひとりの状況に応じた育児相談対応を実施し、子育て 家庭の不安の解消に取組んでいきます。
- 子育ての負担感を軽減し、子育てに喜びや生きがいを感じることができるように、親の レスパイトケア(一時的な休息)の観点からも子育て支援環境を充実させていきます。
- 子育て支援や保健所、教育部門が連携する拠点となる新保健施設等複合施設の整備を 計画しており、妊娠期から出産、子育て期に至る様々な支援を実現していきます。

I 気軽に相談できる子育て相談窓口

育児に不安や悩みを抱える保護者が気軽に相談できる子育て相談窓口の充実に取組み ます。

10 利用者支援事業 (子育て支援総合センター、子育て政策課、

地域活動推進課、向島保健センター、本所保健センター)

	目白	勺	教育・保		等、又は妊娠して の子育て支援を		
事			行う。				
事業概要			子育てえ	支援総合センタ-	一、子育てひろに	ば、児童館、コミ	ュニティ会館、
要		.1.24	保健センター、区役所等の子育て親子が集まりやすい身近な場所で、地				
	具体的 	内容	域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言や関係機関				
			との連絡	各調整を行いま _す	r.		
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	ステージ						

11 子育て安心ステーション事業

(子ども施設課)

事 ———		<u> </u>	を図る。 在宅子育		: して、就学前の)乳幼児とその保	護者を対象に、
事業概要	具体的	内容		園行事への参加	園まで登録するこ 1や給食体験など		
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	ステージ						

12 乳幼児子育て相談

(子ども施設課)

	Πh	4	さまざる	まな機会を通じて	て悩みや不安を村	目談する機会をイ	つくり、子育て
事	目的		家庭のる	下安解消と孤立の	の防止に取組む。		
業概				子育てしている	家庭を対象に、🏻	区立保育園で電話	舌や面接を通じ
要	要具体的内容		て、育児相談を実施します。また、施設見学を兼ねた子育て世代の方々				
			の交流の	の場も提供します	r.		
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ							

基本目標①-方向性(2) 子育て家庭への支援サービスの充実

13 いっしょに保育

(子育て支援総合センター)

	目的		子育で記	家庭の負担が少れ	なく子育て相談な	バできる環境を整	整え、育児不安	
事			の解消を	を図る。				
事業概			在宅で	子育てしている	保護者の自宅に係	保育士が直接訪問	問し、保護者と	
要	要具体的内容			一緒に保育をしながら、育児に関するアドバイスや危険箇所のチェッ				
			クを行い	います。				
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

14 育児相談

(向島保健センター、本所保健センター)

					: -: -		-
事	目的	赤ちゃんや子どもの健康と育児に関する相談に対応し、育児不安の 消を図る。					
事業概要	具体的	内容			で保健師・栄養士 る相談対応、知識		
対象	対象ライフ ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス							

Ⅱ 親がリフレッシュできる環境づくり

育児中の保護者がリフレッシュできる環境を整えることで、親が子育てを楽しみ、喜びを感じ、積極的に子どもに関わっていけるようにしていきます。

15 一時預かり事業

(子ども施設課、子育て支援総合センター)

	目的		保護者の休養や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等の理由に						
		บ	より、-	より、一時的に家庭で保育できない乳幼児を保育する。					
事業概			区内の信	保育園や一時預力	かり専用保育室を	を備える施設等に	こおいて、定員		
概要			の範囲に	の範囲において理由を問わずお子さんを一時的に預かるという「一時					
女	具件的	具体的内容		預かり事業」を実施する事業者に対し、補助金を交付することで運営を					
			支援し、	育児負担の軽減	域に取組みます。				
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス・	ステージ								

16 子育てママ対象講座

(人権同和・男女共同参画課)

事	目的		乳幼児子育て中の母親が持つ不安やストレスの解消を図る。					
事業概要	具体的	内容		等に入園前のお ⁻ さまざまな講座を	子さんの母親を対 と実施する。	対象に、自分の7	とめの時間を提	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

17 児童養育家庭ホームヘルプサービス

(子育て支援総合センター)

事	目白	勺		な疾病や出産等により、日常生活に支障をきたしている家庭に 必要な援助を行うことで福祉の増進を図る。				
事業概要	業 慨 要 具体的内容			育終了前の児童を 一定期間ホーム〜			•	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

方向性(3) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実

現状と課題

保護者が就労している家庭の子ども等の放課後の生活の場となり、子どもの育ちを支援する学童クラブは在籍数が年々増加しており、全児童数に占める登録率は平成31年4月1日現在で22.5%となっています。区では、平成26年度に国が策定した「放課後子ども総合プラン」を推進し、計画的に学童クラブの整備、放課後子ども教室の実施を進めてきました。整備によって学童クラブ待機児童数はやや減少しましたが、今後就学児童の増加に伴う需要量の増が見込まれます。さらに、夏休みなどの長期休み期間中の児童や、高学年児童の居場所も課題になっています。

また、国は、女性就業率の上昇に伴い、更なる共働き家庭等の児童数の増加を見込み、「小1の壁」・「学童クラブ待機児童」の解消をめざして、平成30年度に「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。児童福祉と教育の分野における連携をさらに強化し、地域全体で子どもたちが豊かに育つことのできる環境を整えていく必要があります。

すみだで生まれ育つ子どもたちが、次代を担う人材として成長するためには、健全な青 少年育成も大切です。そのためには、中学生や高校生に対する育ちの場と機会を創出し、 自立した大人へ成長できる支援も必要となります。

<小学生の放課後の過ごし方>

学校にいる(部活動やクラブ活動を含む)	8.3%
学童クラブに行く	27.2%
塾や習い事に行く	57.4%
児童館に行って遊ぶ	12.3%
図書館、コミュニティ会館など地域の施設に行く	6.4%
友達と遊ぶ	44.9%
ゲームセンター・ファストフード店等に行く	0.0%
地域のクラブ活動(スポーツ活動等)に参加する	3.6%
子ども会活動・ボランティア活動等に参加する	0.3%
家族と過ごす	36.2%
ひとりで過ごす	14.2%
その他	4.0%
無回答	1.9%

<中学生の放課後の過ごし方>

学校にいる(部活動やクラブ活動を含む)	71.9%
塾や習い事に行く	50.9%
友達と遊ぶ・でかける	37.4%
児童館に行く	0.4%
図書館、コミュニティ会館など地域の施設に行く	1.4%
地域のクラブ活動(スポーツ活動等)に参加する	2.1%
ボランティア活動などをする	0.7%
家族といる・出かける	19.9%
一人で家にいる・出かける	37.4%
アルバイト・仕事をする	0.0%
その他	2.1%
無回答	4.3%
本日日	4.3/

資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成31年3月)

今後の方向性

- 地域の中で、乳幼児から中高生にいたるまでの子育て支援の拠点となる児童館の質を向上させるため、指定管理者である事業者と行政の協働を引き続き推進していきます。 子どもたちに遊びの場、安全で安心な放課後の居場所を提供し、子どもたちが自主性や社会性、人間性を育めるよう児童館の内容の充実を図ります。
- 「新・放課後子ども総合プラン」を推進し、放課後子ども教室と学童クラブのさらなる 連携強化に取組みます。地域ごとのニーズに応じて、学校施設の活用や民間事業者との 連携等により多様な受け皿の確保に努めていきます。
- 小中学生へのリーダー講習会や研修会により、さまざまな出会いの中で、人と関わることで得られる喜びを体験できる機会などを拡充し、次代を担う健全な青少年育成に取組みます。また、地域の関係機関が連携・協働して、多様な自然体験等ができる場・機会づくりを進めます。

Ⅰ 児童の健全育成と放課後の子どもの居場所 ◎

児童館、学童クラブ、放課後子ども教室の連携により、それぞれの子どもたちの状況に応じた必要な居場所の確保に取組み、子どもが安心して過ごせる環境を整えます。

18 児童館事業

(子育て政策課)

	目的		18歳	未満のすべての児	見童に健全な遊び	ぶを与え、その健	康を増進し、又	
事	። ከ ከህ		は情操を	は情操を豊かにすることを目的とする児童館を運営する。				
事業概			専門職員	専門職員による個別的・集団的指導を通して児童の健全育成を図り、異				
要	要具体的内容		年齢の子ども同士、親子での交流を深める場の提供と子育て支援を行					
			います。					
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

19 学童クラブ事業

(子育て政策課、地域活動推進課)

対象ライフ ステージ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
			•		フラブで保護、育		女に心して 0中
概要	具体的	内容		ラブ事業を実施し、保護者が就労、疾病等により放課後や学校休業日に 家庭で子どもを育成できない場合に、小学3年生(必要に応じて6年			
事業概要	目的 		児童福祉	止法に規定するカ	汝課後児童健全 育	育成事業として、	墨田区学童ク
			生活の場	易を提供し、その	の健全な育成を図	る。	
	H 4/1		保護者為	が労働等により 昼	圣間家庭にいなV	・児童に対して通り	適切な遊び及び

20 放課後子ども教室推進事業

(地域教育支援課)

+	目的	勺		本で子どもを見5 会の中で、心豊か		•	
事業概要	具体的	具体的内容		対課後子ども総合 て子どもたちの多 子どもたちに勉 等の機会を提供し	を全・安心な居場 2強やスポーツ・	所を確保し、地域	或の方々の参画
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ							

21 学童クラブ待機児童等の放課後の居場所の確保

(子育て政策課)

事	目的		学童クラブ待機児童等を対象とした放課後の居場所を確保する。				
業概要	事 業 概 要 具体的内容		の利用タ	ラブ待機児童等を や、放課後子ども 果後の居場所の研	教室等との連携	により、長期休暇	
対象ライフ ステージ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生

22 児童館の改修

(子育て政策課)

事	目的	勺	児童館を改修し、子どもたちの居場所の環境改善を図る。					
事業概要	具体的	老朽化が進んでいる施設から計画的に大規模修繕等の改修を実施 す。						
対象ライフ 妊娠期 3歳未満 3歳以上					小学生	中高生		
ス・	テージ							

Ⅱ 豊かな学びの場・機会の提供

多様な自然体験等ができる場づくり、自主性・協調性等を育む機会の提供に取組み、子 どもの豊かな育ちを支援します。

23 わんぱく天国

(地域教育支援課)

, , ,	L 泉ライフ テージ	妊	振期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生				
事業概要	具体的	内容	の協力を	· · · · · · ·	を運営します。 にたイベントを 、ます。						
│	目的		地元ボラ	ランティアが常駅	主し、自由にのび	のびと創造的・	冒険的な遊びが				
-4- -			あり方を学ぶことのできる場を提供する。								
	Ph	4	子どもた	こちが自然に触れ	1ながら、子ども	子どもたちが自然に触れながら、子ども同士のつながりを深め、社会の					

24 サブ・リーダー講習会

(地域教育支援課)

事業概要	1.1.1.1	目的	5	調性、責	子ども会や小学校の各種活動で中心的な役割を担えるよう、自主 調性、責任感等を養うとともに、グループ活動におけるイン・リ を養成する。					
一概要	î	具体的	内容	レクリエーション活動を主とした日帰り、宿泊の講習会を実						
対象ライフ 妊娠期 3歳未満		3歳以上	小学生	中高生						
	スラ	テージ								

25 夏休み自然体験教室

(地域教育支援課)

	日台	5	都市と原	農村に住む子ども	もたちの相互の多	を流や、自然やん	人とのふれあい	
事	目的		を通して得たことを人間形成に生かす。					
事業概要			夏休みり	こ山形県高畠町を	を訪問し、高畠岡	丁の子どもたちと	との共同宿泊体	
要	具体的	内容	験・ホー	験・ホームステイなどを通じて大自然とふれあい、子ども同士の交流を				
			深めまっ	す。また、冬には	は高畠町の子ども	たちが墨田区を	·訪問します。	
対象	タライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	テージ							

26 子ども読書活動推進計画事業

(ひきふね図書館)

事	目白	勺		也域・学校など関 生涯にわたり学&			の読書活動を推
事業概要 進し、生涯にわたり学ぶことができる力を育む。 「墨田区子ども読書活動推進計画 (第4次)」に基づき、家庭学校等で子どもが読書に親しむ機会と環境を整備します。							
対象	東ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	テージ						

27 環境体験学習

(環境保全課)

	目的	勺	親子で参	参加できる環境学	学習の場を提供し	、環境に対する	意識を高める。
事業 概要 具体的内容 子どもたちが自然にふれあう機会を提る山林での植林・林業・間伐体験や、大板 区立小学校におけるヤゴ救出・ビオトを行うほか、小中学生向け環境学習講					間伐体験や、大樹 ゴ救出・ビオトー	5川親水公園等で ープの造成支援/	の自然観察会、 などの環境学習
対象	対象ライフ 妊娠			3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ							

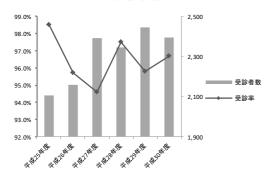
方向性(4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

現状と課題

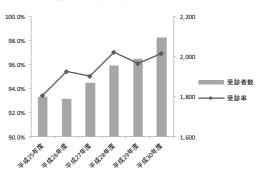
母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを健やかに育てる基盤となります。妊娠・出産・子育てを通じて、さまざまな不安や悩みが生じるため、正しい情報を伝え、気軽に相談できる環境を整えるなど、育児不安の軽減・解消や虐待の未然防止・早期発見に重点を置いた取組が求められます。

また、朝食を摂らない等の食習慣の乱れや思春期からのダイエットにみられるような、 心とからだの健康問題が依然として生じています。子どもが自分の体について正しく理解 し、適切な生活習慣を身に付けられるよう取組んでいく必要があります。

<3~4 か月児健診受診状況>



<3 歳児健診受診状況>



資料:「墨田区の福祉・保健」

<朝食の摂取状況>

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	毎日 食べる	ときどき 食べない	毎日 食べない	毎日 食べる	ときどき 食べない	毎日 食べない	毎日 食べる	ときどき 食べない	毎日 食べない
小学校低学年	93.9%	5.8%	0.3%	93.9%	5.7%	0.4%	93.9%	5.7%	0.4%
小学校高学年	89.3%	9.8%	0.9%	89.6%	9.3%	1.1%	89.3%	9.5%	1.2%
中学生	82.0%	14.6%	3.5%	82.5%	14.2%	3.4%	81.2%	14.8%	4.0%

資料:「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査 報告書」

今後の方向性

- 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) に継続して取組み、子育て家庭の状況を丁寧に把握して、疾病や障害等の早期発見・早期対応につなげるとともに、乳幼児期に親子が良好な関係を築くことができるように支援します。
- 健康診査などの機会を通じて、日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医・かかりつ け歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発を行います。
- 健康なからだと豊かなこころを育むうえで、乳幼児期は食習慣の基礎や規則正しい生活リズムをつくる大切な時期であり、家庭がその役割を十分に果たし、子どもが望ましい食習慣を身に付けられるよう、関係機関が連携・協力して食育に取組んでいきます。
- 望まない妊娠や性感染症の防止のための性教育を推進します。また、家庭、学校、地域が一体となって、喫煙、飲酒、薬物乱用等に対する正しい知識の普及啓発に取組み、子どもが誘惑に負けることなく、適切に行動できる力を育みます。

I 親子と支援機関の関係づくり

妊娠、出産といったタイミングで面接や適切な支援を行うことにより、親子と支援機 関の信頼関係を構築します。

28 出産・子育て応援事業(ゆりかご・すみだ事業)

(保健計画課、向島保健センター、本所保健センター、子育て支援総合センター)

	目白	h	専門職による面接を実施し、必要な支援を行うことで、妊娠期から子育					
事		ני	て期にわたる切れ目ない支援を実現する。					
事業概要			保健師/	などの専門職が始	壬婦に面接を行 い	へ、継続した支払	爰が必要な場合	
要	具体的	内容	には支払	には支援プランを作成して、関係機関と連携しながら必要な支援を実				
			施しまっ	t 。				
対象	対象ライフ 妊			3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

29 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

(向島保健センター、本所保健センター)

	目白	h	妊産婦別	及び新生児の健康	₹維持、増進を図	るために訪問指	導を行い、子ど	
		ני	もの健々	やかな出生と育成	えを支援する。			
事			新生児別	及び生後120日	日以内の乳児に対	けして、自宅を訪	問して発育、栄	
事業概要			養、生活	舌環境等の育児指	着導を行い、育児	一不安の解消や虐	待の未然防止、	
要	具体的	内容	早期発見	見に努めます。				
			さらに、	訪問時に産後う	つスクリーニン	グアンケートを	実施し、高い点	
			数の方に	数の方には必要な相談・支援につなげています。				
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス [・]	テージ	—						

30 親子健康手帳(母子健康手帳)の交付

(保健計画課、向島保健センター、本所保健センター、子育て支援総合センター)

事	目白	勺	安心し [*] よう支持		ン、健やかな赤 [†]	らゃんとの出会い	ハを迎えられる	
事業概要	具体的	内容	妊娠の届出により親子健康手帳(母子健康手帳)の交付を行い 応じて保健指導を行います。					
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	テージ							

基本目標①-方向性(4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

Ⅱ 子どもと親の健康維持の支援

各種健康診査、予防接種を実施することで、子どもと親の健康の保持増進と、疾病の早期発見、適切な治療につなげます。

3 1 母子健康診査

(向島保健センター、本所保健センター)

事業				び乳幼児に対して						
事業概要	具体的	内容		保持、増進を図ります。また、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。						
	あわせて、健診の機会を通じて子どもの事故防止に関する知						る知識の普及・			
			啓発にも	啓発にも取組みます。						
対象	対象ライフ 妊娠			3歳未満	3歳以上	小学生	中高生			
ス、	テージ									

32 母子歯科健康診査

(保健計画課、本所保健センター)

□ <i>6</i> / ₂	妊産婦る	上乳幼児の歯科の	建康診査を実施し	ン、口腔内疾患の	の予防と早期発		
日山	見、適均	見、適切な時期での治療を推進し、口腔の健康づくりを支援する。					
	【妊産処	帚歯科健康診査】					
	妊娠中に	こ1回、産後1年	未満までの間に	1回の計2回、	自己負担なく区		
	内の実施	を 歯科医療機関に	こおいて、歯科例	建康診査と歯科値	保健指導を受け		
具体的内容	られるようにします。						
	【乳幼児	見の歯科健康診査					
	保健セン	/ターにおいて、	1歳6か月児と	と3歳児を対象。	とした歯科健康		
診査を実施します。							
タライフ 妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
テージ							
	きライフ 妊	目的 見、適ち 【妊産が 妊娠中に 内の実施 られる。 【乳幼児 保健セン 診査を気 をライフ 妊娠期	見、適切な時期での治療 【妊産婦歯科健康診査】 妊娠中に1回、産後1年 内の実施歯科医療機関に られるようにします。 【乳幼児の歯科健康診査 保健センターにおいて、 診査を実施します。 妊娠期 3歳未満	見、適切な時期での治療を推進し、口脳 【妊産婦歯科健康診査】 妊娠中に1回、産後1年未満までの間に 内の実施歯科医療機関において、歯科係 られるようにします。 【乳幼児の歯科健康診査】 保健センターにおいて、1歳6か月児と 診査を実施します。 そライフ 妊娠期 3歳未満 3歳以上	見、適切な時期での治療を推進し、口腔の健康づくりを 【妊産婦歯科健康診査】 妊娠中に1回、産後1年未満までの間に1回の計2回、 内の実施歯科医療機関において、歯科健康診査と歯科(られるようにします。 【乳幼児の歯科健康診査】 保健センターにおいて、1歳6か月児と3歳児を対象。 診査を実施します。 せ振期 3歳未満 3歳以上 小学生		

33 歯科衛生相談運営

(本所保健センター)

	目的		幼児の歯]児の歯科保健に係る保護者の不安や悩みに対応し、虫歯の予防及び					
	ДΗ	บ	進行の抗	印制に取組み、生	E涯にわたる歯と	口腔の健康基盤	だをつくる。		
			【歯科気	它期健診】					
			歯科医師	冊会に歯科医師 <i>0</i>	り派遣を依頼し、	3~4か月ごと	との口腔内健診		
事業概要			を実施し	します。					
概	B 14-55	由虚	【歯科保健指導】						
女	具体的 	具体的内容		むし歯予防を主体とした保健指導を行います。また、幼児の発育発達段					
				階にあわせ、健全な永久歯列の育成に取組みます。					
			【予防処置】						
			歯みがき	き指導を徹底し、	フッ素塗布を実	を施します。			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

34 アレルギー健診事業

(向島保健センター、本所保健センター)

	日始		診察とな	診察とあわせて保健指導・栄養相談を行い、小児ぜんそくの発症防止、					
事		目的		健康の回復及び疾病の予防を図る。					
事業概要			乳児健調	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談の結果、必要と認					
要	具体的	内容	められた乳幼児の保護者を対象に、アレルギー性疾患についての知識						
			を普及し、予防に努めます。						
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									
		7							

35 子どもの予防接種

(保健予防課)

	目的		子どもを	子どもを対象に予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生及					
	日日	ับ	びまんタ	びまん延を予防する。					
由				リア、百日せき、	破傷風、急性灰	白髄炎、麻しん	、風しん、日本		
事業概要			脳炎、約	吉核、Hib感染	症、肺炎球菌感	染症、ヒトパピロ	ローマウイルス		
概要	具体的	内宏	感染症、水痘、B型肝炎の発生及びまん延防止のため、これら疾病						
女	具件的 	门谷	して免疫	して免疫効果を獲得させるワクチンを対象者に接種します。					
			また、任意予防接種として、定期予防接種対象期間外の麻しん及び風し						
			ん予防技	接種の費用助成制	削度を実施します	•			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

基本目標①-方向性(4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

Ⅲ 医療を安心して受けられる環境の整備

子育て家庭が医療を受けやすい環境を充実させることで、もしものときにも不安なく、 安心して子育てできるようにします。

36 小児医療体制の充実・確保

(保健計画課)

	ΠĄ	目的	休日や平日の夜間における急病患者に対する初期救急医療体制を確保					
	日日	บ	すること	上で、区民の健康	長を守り、安心し	て子育てできる	環境を整える。	
#			【休日』	芯急診療事業】				
事業概要			祝祭日、	日曜日及び年末	年始に、休日応	急診療所を開設	し、内科・小児	
概要	具体的	内宏	科の応急	科の応急診療に対応します。				
女	一 关怀的	门谷	【小児礼	【小児初期救急平日夜間診療】				
			平日の夜間、同愛記念病院内のすみだ平日夜間救急こどもクリニッ					
			において、小児専門の初期救急診療を行います。					
対象	対象ライフ ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・								

37 子ども医療費助成

(子育て支援課)

				, -	1		
事	目的	勺	子育てい うにする		を軽減し、費用の	の心配なく医療を	を受けられるよ
事業概要	具体的	内容		検に加入している 保険診療の自己		での児童が医療を しています。	後関等を受診し
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	ステージ						

IV 健康促進と正しい知識の習得

子どもと親に健康に関する正しい知識を普及して、自ら健康を管理し、維持増進に取組んでいけるよう支援します。

38 食育の推進

(保健計画課、子ども施設課、学務課、指導室 向島保健センター、本所保健センター)

			次世代の命を育む妊婦に必要な栄養の知識を普及するとともに、子ど						
	目的	勺	もが望る	もが望ましい食習慣を身につけ、食の大切さを理解し、食を通じて自ら					
			の健康を	と管理できるよう	う、乳幼児期から	食育に取組む。			
				可け】					
			出産準備	請 クラスの際に、	妊娠中の食事に	ついて講義を行	い、望ましい食		
			習慣を身	水につけるための)指導を実施しま	きす。			
			【乳幼児	見期】					
			健診時々	P講習会の場を通	通じて、集団及び	個別の栄養指導	を行い、食に関		
			する知識の普及啓発を図ります。また、各幼稚園、保育園等においても						
事業概要				食育検討会の実施や栄養バランスのとれた給食の提供を通じて、食育					
概			に取組み	メます。					
女	具体的	具体的内容		全生】					
				の食育検討会の第	実施や、各学校で	での取組をまとり	かた食育実践報		
				告書を作成します。また、食育の取組を支援するため、給食を活用した					
			食育事業を実施する区立小中学校に対し、食育推進交付金を交付しま						
			す。						
			【地域】						
			墨田区的	食育推進計画に基	基づき、区民・民	間団体等の主体的	的な活動と地域		
			の特性を活かした総合的な食育を推進し、食育フェス、食育シンポジウ						
			ムの実施等を通じて食育の普及啓発に取組みます。						
対象	見ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	テージ								

39 健康と体力向上の推進

(指導室)

	目的		児童・生徒の体力の状況を把握し、日常から体を動かす楽しさを教育活動に取り入れていくことで、体力向上に向けた取組を推進する。						
			動に取り	り入れていくこと	とで、体力向上に	に向けた取組を推	進する。		
事業概要			全ての国	区立小中学校には	おいて体力テス	トを実施し、一ク	人ひとりの子ど		
概要	 具体的内容		もの体力データを分析します。また、調査結果をもとに体力向上プラン						
女		门谷	を作成し、授業の改善を図り、体力向上に向けた取組の工夫、充実を図						
			ります。						
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

40 ぜんそく児のための環境保健事業 (機能訓練事業)

(保健計画課)

	目的		体力づくりの促進、発作時に症状の軽減に効果がある腹式呼吸などの					
事			体得に取組み、子どもの健康回復、保持及び増進をめざす。					
事業機概要 具体的内容 体得に取組み、子どもの健康に 世ん息等にり患している、児童 室・音楽療法教室・食物アレル								
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

41 喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策

(保健計画課、指導室)

Πh	日的		多様な機会を通じた啓発活動を推進し、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康					
	บ	阻害行動	動に対する正しい	・理解を深める。				
		東京都導	薬物乱用防止推進	進墨田地区協議会	と連携し、小学	校、中学校、高		
		校におい	ハて薬物乱用が心	心身や人生に及る	ます悪影響や、関	新り方等につい		
		ての講	ての講義を実施します。さらに、薬物乱用防止に関する標語やポスター					
具体的	具体的内容		を募集し、展示会、表彰を通じて意識啓発を図ります。					
		また、全ての区立小学校高学年に対し、喫煙防止の啓発パンフレットの						
			配布を行うほか、がん教育モデル授業の中でも、たばこの影響について					
		学習する	る機会を設けます					
対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ								
	具体的	きライフ 妊	目的阻害行動東京都等 校においての講覧 を募集しまた、全配布を名 学習するまライフ妊娠期	目的 阻害行動に対する正しい 東京都薬物乱用防止推進 校において薬物乱用が近ての講義を実施します。 を募集し、展示会、表章 また、全ての区立小学校 配布を行うほか、がん教 学習する機会を設けます 妊娠期 3歳未満	国害行動に対する正しい理解を深める。 東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会校において薬物乱用が心身や人生に及るでの講義を実施します。さらに、薬物乱がある。 其体的内容を募集し、展示会、表彰を通じて意識をまた、全ての区立小学校高学年に対し、配布を行うほか、がん教育モデル授業の学習する機会を設けます。	国害行動に対する正しい理解を深める。 東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会と連携し、小学校において薬物乱用が心身や人生に及ぼす悪影響や、関ての講義を実施します。さらに、薬物乱用防止に関するを募集し、展示会、表彰を通じて意識啓発を図ります。また、全ての区立小学校高学年に対し、喫煙防止の啓発を配布を行うほか、がん教育モデル授業の中でも、たばこの学習する機会を設けます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

42 エイズ及び性感染症等に関する性教育

(保健予防課)

	日月	N	予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。					
事業概			教職員	を対象とした講演	寅会を実施し、	学齢期の子どもに	こエイズ及び性	
概要	目体的	具体的内容		こ対する正しいま	理解を広め、感覚	ぬを予防するた&	めの教育を推進	
	一 次 件印			します。また、エイズ教育の基盤となる、人間尊重や男女平等の精神に				
			基づくか	生教育の一層の差	的実を図ります。			
対	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
7	ステージ							

エイズ・性感染症のまん延防止のため、患者・感染症に対する理解と、

基本目標② 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます

方向性(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備

現状と課題

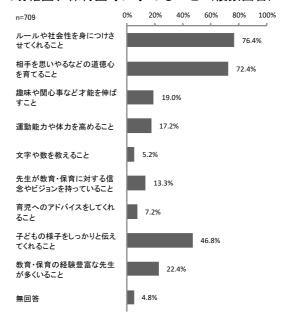
認可保育所の新設等により定員数は増加しているものの、人口の増加に伴い認可保育所の申込み者数は増え続けており、今後も人口の増加が見込まれることから、引き続き量的な充足を図っていく必要があります。一方で、東京都の人口は令和7年度をピークに減少局面に入ると予測されており、保育の受け皿整備の方法が課題になっています。

また、待機児童解消の取組みにより、全国的な保育士不足の問題や、多様な運営主体の参入による保育の質の低下が懸念されています。乳幼児期の教育・保育環境はその後の子どもの成長に大きな影響を与えることから、適切な質を確保するだけでなく、質をより高めていくことが求められています。

<利用したい子育てサービス>

幼稚園	19.6%
幼稚園(預かり保育を併用)	13.8%
認可保育所	54.9%
認定こども園	5.5%
小規模認可保育所	0.3%
家庭的保育事業(保育ママ)	0.2%
事業所内保育所	0.3%
認証保育所	1.2%
認可外保育所	0.4%
定期利用保育	0.2%
ベビーシッター	0.3%
その他	0.9%
無回答	2.6%

<幼稚園、保育園等に求めること(複数回答)>



資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成31年3月)

今後の方向性

- 増加が予想される保育ニーズに対しては、新たな施設整備だけではなく、保育定員の見直しや保育園同士の連携等、さまざまな方法を検討し、将来的な人口減少局面も見据えたサービス量の確保を図ります。
- 指導検査や巡回支援により質の確保を図るとともに、プロジェクトとして実施してきた「子ども主体の協同的な学び」を浸透・定着させ、公開保育等を通じて教育・保育の質の向上に取組みます。
- 量の確保、質の確保の両面から、適切な人数の保育士が全ての保育施設に配置されることが重要であり、保育士確保に向けた支援に取組んでいきます。

基本目標②一方向性(1) 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます

Ⅰ 保育の質・サービスの向上 ◎

教育・保育施設で提供されるサービスの質の向上と内容の拡充に取組み、子ども一人 ひとりの中にある可能性や資質を引き出し、成長を支援します。

43 特定教育・保育施設等への指導検査

(子育て支援課)

	事 養 既 更 具体的内容		特定教育	特定教育・保育施設等への指導検査を実施し、保育の質の確保を図る。					
事業概要			子ども・子育て支援法等に基づいて認可保育所をはじめとする特定教育・保育施設等に指導検査等を実施し、各種法令、通知に規定されている施設等の運営と保育サービスの質が確保されているかどうかの確認を行います。						
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

44 保育士の確保事業

(子ども施設課)

	目的		私立保育所等における保育士等の人材確保に取組み、保育の質の確保、					
事			向上を図	向上を図る。				
事業概要	具体的内容		国や東京	京都の補助事業の	の実施状況にあれ	つせて、保育士等	等が入居する宿	
要			舎に要する賃借料の一部を補助するなど、私立保育所等が保育士等を					
			確保できるよう支援します。					
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

45 保育所における質の向上のための取組

(子ども施設課)

対象ライフ ステージ			振期 ———	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
		LT.	. 	の帯土洲	0 帯 1/1 1	1 24 44	上 上 上	
			を通じて	て、お互いにまた	なびあい、高めあ	う環境を整えま	き。	
概要	具体的内容		研修、職場内研修、協同的学びの実践、公開保育など、多種多様な研修					
業概	目的		合同研修	冬、コーディネー	-ター研修、乳児	研修、障害児スー	ーパーバイザー	
事業			ちに質の高い保育を提供する。					
			研修等を通じて区内全ての保育施設の保育の質を向上させ、子どもた					

基本目標②一方向性(1) 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます

46 保育施設の福祉サービス第三者評価制度の推進

(厚生課、子ども施設課)

	目的		サービスや運営について、事業者・利用者以外の第三者機関による評価				
事			を推進し、保育内容に質の確保を図る。				
事業概要	具体的内容		区立保育	育所では原則3年	Fに1度受審する	がほか、私立保育	所、認証保育所
要			に対しては受審費用の助成を行うことで、第三者機関による福祉サー				
			ビス第三	三者評価を積極的	りに推進します。		
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	ステージ						

47 既存保育所の認定こども園への移行

(子ども施設課)

事	目由	勺	適切な値	適切な保育サービスの提供に向け、移行の必要性を含めた検討を行う。				
事業概要	具体的内容		既存の認可保育所、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行について、調査研究し、移行を予定する施設については必要な対応を行います。					
対象ライフ ステージ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
	, ,							

48 区立保育園への民間活力導入事業

(子育て支援課)

事	目的		し、柔軟な保育サービスの提供を行う。					
事業概要	具体的内容		墨田区保育所等整備計画に基づき、指定管理者制度、公私連携制度を活 用して区立保育園に民間活力を導入していきます。					
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス ⁻	ステージ							

区立保育園へ民間活力を導入することで、保育ニーズの多様化に対応

Ⅱ 保育の量の確保

待機児童の解消に向け、保育施設の整備等を含めた取組を推進します。

48 私立保育所等整備助成事業

(子育て政策課)

			待機児童の地域別、年齢別分布状況、区民ニーズ等を踏まえ、需要量に						
-1-	目的		応じた供	応じた保育所等の整備を実施し、保育の受け皿を確保することで、待機					
事業概要			児童の解消を図る。						
概要	具体的内容		民間保育	民間保育事業者による保育所等整備に当たり、工事費や開設前賃借料					
女			等の保育所整備に要する費用の一部を補助するとともに、施設整備に						
			向けた打	旨導、支援を行い	います。				
対象	対象ライフ ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス・									

49 地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育者)

(子ども施設課)

	目由	勺	地域の多	多様な保育ニース	ズにきめ細かく対	対応した保育事業	業を実施し、待
	H .	,	機児童の	の解消を図る。			
事業概要	具体的	内容	3歳未済 員19/ 対し、近 【家庭的 3歳未済	莫保育事業】 満の乳幼児を対象 人以下の小規模な 重営費の補助を行 内保育者】 満の乳幼児を対象 竟の中で保育を多	な保育施設を運営 行います。 なにした、区が独	さし、保育を実施 自の基準を定め	施する事業者に て認可し、家庭
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ							

Ⅲ 幼保小中の連携の促進

幼児期から義務教育期間終了にいたるまで、一貫して子どもの成長を支えていけるように、関係機関の連携に取組みます。

50 幼保小中一貫教育推進事業

(すみだ教育研究所)

	目的	4	中学校四	中学校卒業までを連続した教育期間として捉え、子どもたちの生きる					
 -	日日	บ	力(知	• 徳・体)を育む	·S.				
事業概要			「墨田」	区幼保小中一貫教	数育推進計画」に	基づき、全ての	ブロック(中学		
概	具体的内容		校区) て	校区) で校種間の連携を意識した取組を進めます。また、幼保小中一貫					
女			教育フォーラムの開催や、「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブ						
			ック」の	の配布により、-	一層の連携推進を	之図ります。			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

方向性(2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実

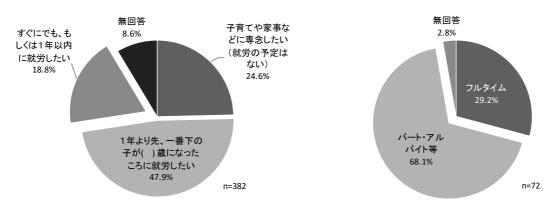
現状と課題

調査では、就労していない乳幼児の母親の 66.7%は就労の意思があり、そのうち、1年 以内に就労したいと考えている乳幼児の母親の約 7 割がパート・アルバイトでの形態を 希望しています。保育環境の整備には、こうした就労の形態やニーズに合わせた対応が求 められます。

また、共働き世帯の割合が増加しており、それぞれの働く環境に合わせた多様なニーズにも対応し、サービスの充実を図っていく必要があります。一方で、働き方改革が推進され、労働環境が変化する中で、「子どもの最善の利益」を考えた保育のあり方が求められています。

<就労していない母親の就労意向>

<1年以内に就労希望の人の就労形態>



資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成31年3月)

今後の方向性

- 保護者の就労形態やニーズの多様化に対応し、定期利用保育や延長保育等の保育サービスの充実に取組みます。
- 子どもの急な体調不良にも対応できるよう、病児・病後児保育がより利用しやすい環境 の整備に努めます。

基本目標②-方向性(2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実

I 多様なニーズへの対応

保護者のニーズ、それぞれの状況に応じて、適切な保育サービスを案内し、利用できる 環境を整えます。

52 保育コンシェルジュ

(子育て支援課)

	目的		子育て家庭それぞれの個別のニーズや状況に最も合った保育サービス					
事			を利用で	を利用できる環境を整える。				
事業概			保育専門	門相談員を配置し	し、妊婦及び乳丝	カ児を子育てし [~]	ている家庭の保	
要	具体的内容		護者からの相談に応じ、それぞれの状況に応じた適切な保育サービス					
			を案内します。					
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

53 定期利用保育事業

(子ども施設課、子育て支援総合センター)

ス・	ステージ							
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
	云件印	L 1.41.		保育事業」を実施 を支援し、保育環			ことで、安定的	
事業概要	 具体的内容			1か月当たり40時間以上160時間未満の範囲において、保護者の状況に応じ、預けたい曜日、時間を決めてお子さんを預かるという「定				
重	目的		況に応じ	ごた保育を提供す	上 る。			
		4	パート	タイムや短時間	就労等により保育	育が必要な世帯(こ対し、就労状	

5 4 私立幼稚園等の預かり保育

(子ども施設課)

	目的		私立幼科	私立幼稚園等で預かり保育事業を実施し、保護者の負担軽減及び社会					
事			参加の構	参加の機会の確保を図る					
事業概要	具体的内容		幼稚園等	等の通常の教育の	寺間前後又は長寿	明休暇時に預かり)保育を実施し		
要			ている	ている区内の私立幼稚園等設置者に対し、預かり日数や人数に応じた					
			補助を行うことで、幼稚園等での預かり保育事業の充実に取組みます。						
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

Ⅱ 親の働き方に応じた保育の提供

働き方が多様化する中で、保護者の状況に応じた保育の提供に取組みます。

55 延長保育 (子ども施設課)

事	目的	5		保護者の就労形態の多様化に応じた保育を提供し、保護者の就労と育 児の両立を図る。				
事業概要	具体的	内容			5~18:15) 後において、延長			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

56 スポット延長保育

(子ども施設課)

	目的	4	突発的/	な事情による延長	長保育を提供し、	保護者の就労る	上育児の両立を		
事	日日	บ	図る。						
事業概要			急な残業	業や公共交通機関	関の遅れ等により)、突発的に通常	常の保育時間を		
要	具体的	内容	超えては	超えて保育施設を利用する場合に、1時間単位で利用できるスポット					
			延長保育	育を実施します。					
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

57 休日保育 (子ども施設課)

						· -			
	目的	ξ ₁	休日に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就						
事	нн	J	労と育り	労と育児の両立ができる環境を整える。					
事業概要	具体的	内容			の、日曜日及び社 保育を実施します		保育できない場		
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

58 年末保育 (子ども施設課)

	1 -1 - 1 - 1 - 1 - 1					` •	_ 0,000,000
車	目白	勺			日)に保育を提 労と育児の両立か		
光			が思いた	$\Gamma (C B)^{*} \cup C \cup B \cup B$	7 年 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	*くさる塚児で至	にんる。
事業概要	具体的	内容		が就労等の事情に 育園で保育を実施	こより、年末に子 面します。	どもを保育でき	ない場合に、一
対象	対象ライフ 対象		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ							

基本目標②-方向性(2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実

Ⅲ 緊急時に利用できる保育の提供

子どもの病気で集団保育が困難になった場合や、保護者の突発的な事情により保育が 必要になった場合に利用できる保育サービスを整備します。

59 病児・病後児保育事業

(子育て支援課)

	目的				保育が困難であ			
	日片	Ŋ			うことが困難なり	七里を保育する 。	ことで、十百(
事			L 7 9 V	、環境を整える。				
事業概要			医療機	医療機関や保育施設に併設する専用のスペースがある保育室におい				
要	具体的	内宏	て、入院	E加療の必要がな	く、症状の急変	が認められないタ	病気のお子さん	
	具件的	门谷	や、病気	や、病気の回復期であるものの保育園等に通園できないお子さんの保				
			育を実施	をします。				
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

60 緊急一時保育

(子育て支援総合センター)

	目的		緊急に係	緊急に保育を必要とする児童に対し、適切な保護を与え、もって児童福					
事			祉の増え	祉の増進を図る。					
事業概要			保護者の	の病気・出産等の	理由により緊急	に保育が必要と	なった、集団保		
要	具体的	内容	育が可能	能な生後6か月だ	から就学前までの	り児童を対象に、	緊急一時枠を		
			設けた	保育園等の保育が	施設において保育	ずを実施します。			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

61 ショートナースリー (短期保育)

(子育て支援総合センター)

	目的	4	断続的な保育が必要になった家庭に対し、短期保育を実施することで、							
事	日日	ับ	家庭には	家庭における養育を支援する。						
事業概要			保護者の	の短期就労、通院	等の事由により	保育が必要にな	った、生後6か			
要	具体的	内容	月から記	月から就学前までの児童を、定員に空きのある私立保育所を利用して						
			保育しる	ます。						
対象	やライフ	妊	娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生			
ス	ステージ									

方向性(3) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

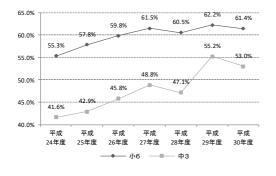
現状と課題

平成29・30年改訂の学習指導要領では、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力として、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」を三つの柱として整理しました。教育行政には、新しい学習指導要領で示されたこれからの教育課程の理念を踏まえて、三つの柱をバランスよく育んでいくことが求められています。

墨田区では、学校・家庭・地域の総合的な教育力の向上を通して子どもたちの学力向上を図るため、学校での授業改善の取組に加え、地域の教育力を活用し、自主的な学習の支援や家庭の教育力の向上に向けた施策を展開し、子どもたちの学びを支援しています。

最近では、教育環境を支える教員の多忙化が社会問題化しており、解消に向けた対策も 必要になっています。

いつも目標に向けてコツコツ く 勉強する児童・生徒の割合



<D·E層の児童・生徒の割合>

		小学校第	第6学年		中学校第3学年			
	28年度	29年度	30年度	目標	28年度	29年度	30年度	目標
国語	29.7%	22.9%	25.4%	25%	31.5%	28.3%	36.3%	25%
社会	38.9%	33.5%	41.1%	30%	50.3%	48.7%	49.4%	35%
算数 数学	43.3%	39.1%	40.6%	25%	42.7%	41.8%	42.3%	30%
理科	42.3%	40.0%	43.8%	30%	57.5%	46.1%	62.8%	35%
英語					40.2%	32.4%	37.5%	30%

資料:「墨田区学習状況調査」

今後の方向性

- 「すみだ教育指針」に基づき、子どもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」を 身につけることをめざし、地域の特色にあった魅力ある学校づくり、よりよい学校教育 を推進するためのしくみづくりなどに取組むことで、一人ひとりの子どもに応じた教 育を展開し、確かな学力と豊かな人間性を育んでいきます。
- 次代を担う子どもが国際的視野をもち、異文化を理解するとともにグローバルに交流 の輪を広げられるような国際理解教育を推進します。また、地球環境や地球エネルギー をはじめとした環境問題に関心が持てるよう、環境学習に取組んでいきます。
- 学校・家庭・地域の連携で子どもたちの学びを後押しし、教員の授業力の向上とともに、 家庭における学習習慣づくりを進めます。

I 「生きる力」を育む教育の充実

新学習指導要領を踏まえ、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力を育むための教育を充実させます。

62 国際理解教育の推進

(指導室)

	目的	5		支能習得への意欲 解を深める。	炊を高めるととも	っに、多様な言語	や文化に触れ、
事業概要	具体的	内容	新学習打 外国人記 中学2年	指導要領に基づい 講師を導入し、英 手生を対象に東京 険学習を実施しま	英語に慣れ親しむ 京都版英語村(TC	が活動の機会を設	けます。また、
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	ステージ						

63 情報教育の推進

(指導室)

	対象ライフステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
			究、取約	且の発表を行い、	その内容を各学	ど校で実践します	0		
女	兴 伊切	PI谷	プログラミング教育や情報モラルの充実に向けて、モデル校による研						
事業概要	具体的	内宏	利用のルール化を学校教育の中で見直し、改善を図ります。						
争業			全小中等	全小中学校で情報機器を活用した授業づくりを行います。また、SNS					
	H H	บ	選択・治	選択・活用する能力を育てる。					
	目的		コンピュ	ュータを活用した	と教育等を推進し	、児童・生徒がま	主体的に情報を		

6 4 中学生海外派遣事業

(指導室)

	目的		海外派员	海外派遣を実施し、現地の生徒との交流、ホームステイ等を通して国際					
事			社会で活	社会で活躍できる生徒を育成する。					
事業概要			特に英語	特に英語に重点を置いた幼保小中一貫教育として取組を推進します。					
要	具体的	内容	その一野	その一環として、中学2年生で海外派遣を実施し、その成果を発表する					
			報告会る	を実施します。					
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ							$\langle - \rangle$		

65 特色ある学校づくり

(指導室)

	Πή	目的		で設定した研究を	テーマに基づき、	組織的に取組む	ことで、学力向	
#	ם פין		上や体力向上などの教育課題に対応する。					
事業概要			指定を登	受けた学校が今日	日的課題に特化し	した内容や、それ	nぞれの学校に	
概要	 具体的	内宏	おける特色ある教育活動について実践・研究し、1年間研究してきたテ					
又	一 关怀叨	门台	ーマにイ	ーマについて研究発表会を実施することで、各学校の教育活動の充実				
			を図りる	ます。				
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

66 学力向上推進事業

(すみだ教育研究所)

	目的	1 / 1	子どもた	とちに、自ら学び	、主体的に問題を	を解決するなどの	の「確かな学力」
		บ	を身につ	つけさせる。			
事業概要			区立小口	中学校在籍児童・	生徒を対象に「豊	墨田区学習状況誌	周査」を実施し、
概要	具体的	内宏	調査結果を活用した各学校の学力向上の取組を推進します。各学校の				
女	共体的	门谷	組織的力	な取組や、外部ノ	人材の活用による	る授業及び放課征	後学習の支援な
			どに取締	且み、児童・生徒	走の学力向上を図	切ります。	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス ⁻	ステージ						

67 環境学習の支援

(環境保全課)

事	目的	ሳ	区内の日	自然、生き物に関	引する理解を深め)る。	
事業 環境学習教材「すみだ自然と生きものガイドマップ 学校3年生を対象に配布します。						゙イドマップ」を	作成し、区立小
対象	東ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	ステージ						

68 資源循環学習

(すみだ清掃事務所)

事	目白	勺	ごみの》	ごみの減量、リサイクルの推進など環境問題に対する意識啓発を図る。					
業概要	事業 概要 具体的内容 区立小学校4年生を対象にごみの分別、清掃車のしてどについての体験学習を行います。						、リサイクルな		
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	テージ								

Ⅱ「こころ」を育む教育の充実

子どもたちが偏見や差別なく、豊かな心をもって人間として成長していけるよう、こころを育む教育を充実させます。

69 道徳教育の推進

(指導室)

要	事業機 概要 具体的内容			た授業となったため、道徳推進教師を中心に、授業づくりや評価の研修 を進めています。家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進				
			するため	め、道徳授業地区	区公開講座を全力	、中学校で開催し	ます。	
対象	対象ライフ 対象		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
	ステージ							

70 人権教育 (指導室)

	目的	4	地域や	学校の実態に即じ	して、同和教育を	を中心に据えた。	人権教育を推進	
事	ДΡ	บ	し、子と	どもたちからあら	らゆる偏見や差別]をなくす。		
事業概要			年3回の人権教育推進連絡協議会の実施等を通して、全幼稚園、小中学					
要	具体的	内容	校の人権教育の充実を図ります。また、長期休業前に特別授業を実施し					
			て、路」	上生活者への偏見	見・差別の解消を	と図ります。		
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

7 1 図書館を使った調べる学習コンクール

(指導室)

	目的		図書館資	資料をはじめさる	まざまな情報を消	舌用した調べる	学習を通じて、
-1-		บ	児童・生	上徒自らが考え、	判断し、表現す	「る力を育む。	
事業概			「墨田」	区図書館を使っ	った調べる学習コ	ュンクール」を実	施し、児童・生
概要	日休竹	内宏	徒に公共	共・学校図書館で	の調べ方を体得	させ、有効に活力	用する力を養い
女	要 具体的内容		ます。また、調べる学習の研修会や個別相談会を実施することで、多く				
			の児童	・生徒が取組める	るように支援しま	きす。	
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
マ	テージ						

72 体験的な活動を取り入れた学習の展開

(学務課、指導室)

	目的		総合的なる力をする力をする。	な学習の時間等に 育む。	こおける活動内容	ドを充実させ、児	童・生徒の生き
事業概要	具体的	内容	や自然体 校1、2	な学習の時間や近本験活動などをす 2年生を対象に、 ができる環境の中	で実します。また 移動教室、野外	、区立小学校 5 体験活動を実施	、6年生、中学し、自然に親し
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス [、]	テージ						

73 伝統文化等に触れ合う機会の提供

(指導室)

事	目的		地域の値	地域の伝統文化等の情報提供を学校に行い、教育活動の充実を図る。					
業概要	事 業 概 具体的内容		活動に消	尊要領に基づいた 舌用するため、す 美術館への見学を	みだ郷土文化資				
対象	対象ライフ 対象		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

74 交流教育・障害児理解教育の実施

(指導室)

事業	目目	J	育を推進し、障害者理解の充実を図る。						
業概			特別支援学級設置校で交流教育を実施します。また、オリンピック・パ						
概要	具体的	内容	ラリンロ	ラリンピック教育の一環として、パラリンピアンとの交流等を通じて					
			障害者理解教育にも取組んでいます。						
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

小中学校の児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校との交流教

基本目標②-方向性(3) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

Ⅲ 学校環境の向上

多様化、複雑化する教育課題に対応し、子どもたちの健やかな成長を支援するため、学校環境の向上に取組みます。

75 学校支援指導員派遣事業

(指導室)

事業	目的	5			学習指導、生徒指 ン、健全育成に向		
兼概要	事 業 概 要 具体的内容				学校支援指導員を い、内容の充実を		導、生活指導、
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	テージ						

76 学校 I C T 化推進事業

(庶務課)

目的		学校の	ICT化を推進し	」、校務事務の効	率化、ICTを泡	舌用した授業改
		善、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。				
		国の整備方針等を踏まえ、「いつでも」「だれでも」「どこでも」活用で				
具体的	内容	きるよう、各教室へのICT環境を整備し、教員及び児童・生徒のタブ				
		レットか	端末整備や、校務	8月PCの配備等	を実施します。	
対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
テージ						
	具体的 ^{まライフ}	具体的内容 シ ライフ 妊 ₂	目的 善、児童 国の整備 具体的内容 きるよう レット車 まライフ 妊娠期	目的善、児童生徒の情報活用事、児童生徒の情報活用国の整備方針等を踏まえるよう、各教室への Iレット端末整備や、校園まライフ妊娠期3歳未満	目的善、児童生徒の情報活用能力の育成を図国の整備方針等を踏まえ、「いつでも」具体的内容きるよう、各教室へのICT環境を整備レット端末整備や、校務用PCの配備等まライフ妊娠期3歳未満3歳以上	善、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

基本目標③ 困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします

方向性(1) ひとり親家庭等への支援

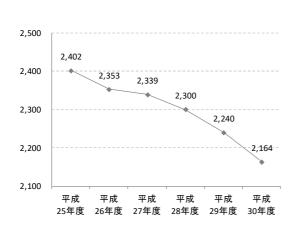
現状と課題

ひとり親家庭への手当の受給者数の推移によると、区内のひとり親家庭は減少傾向にあると推測されますが、母子・父子相談件数は以前より増加しており、ひとり親家庭が子育てと仕事を両立していく上で多くの困難に直面している状況にあることが分かります。

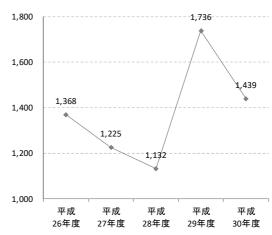
子育てには、保育、教育、医療等のさまざまな費用が必要です。その中で、ひとり親家 庭が就業により、一定の安定した収入を得て経済的に自立できるよう支援することや、安 心して子育てができるような相談体制の充実を図り、子育てへの経済的・心理的負担の軽 減を図っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の場合、親が子どもと関わる時間を確保することが難しく、子どもの悩みを親が十分に受け止められないことがあるという課題もあります。子どもの悩みを受け止め、子どもの成長を支援する環境を地域社会全体で整えていくことが求められています。

<児童育成手当受給者数の推移>



<母子・父子相談件数の推移>



資料:「墨田区の福祉・保健」

今後の方向性

- 各種手当や医療費の助成、その他の福祉サービスの充実のほか、就労支援等を通じて、 経済的に自立した生活を送ることができるための支援を行います。
- 相談窓口において、一人ひとりの状況を丁寧に聞き取り、必要な情報提供を実施し、適切な支援環境につなぐことによって、ひとり親家庭の自立を支援します。

I ひとり親家庭の相談窓口

さまざまな悩みを抱えるひとり親家庭の方が安心して相談できる環境を整え、不安の 軽減・解消に取組みます。

77 母子・父子、女性、家庭相談

(生活福祉課)

	目由	4	それぞれの家庭の状況に応じた相談対応を実施することにより、適切					
事	日日	บ	な支援に	こつなげる。				
事業概			母子・タ	母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が各種相談に応じ、社				
要	具体的	内容	会的・経済的自立に向けた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、					
			情報提供	共を行います。				
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	テージ							

Ⅱ 経済的な支援

手当の支給、一時金の貸付を通じて、ひとり親家庭の子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

78 児童扶養手当

(子育て支援課)

事業概要	目白	 5	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成 される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童 の福祉の増進を図る。					
要	概要							
対象	見ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

79 児童育成手当

(子育て支援課)

	ステージ		112777	S MAZE / CIPE		-417	1 121 12
计存	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
要	具体的	内容		母がいない若し<			
事業	事 業 概		される劉	雅婚などにより彡 家庭(ひとり親家 D増進を図る。			

80 ひとり親家庭の医療費の助成

(子育て支援課)

事	目的	ণ	ひとり新	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。					
業概要					幾関で支払う医療 カ成します。	寮費のうち、保 履	検診療の自己負		
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

8 1 東京都母子及び父子福祉資金 (技能習得資金) の貸付 (生活福祉課)

	目的		ひとり親家庭の保護者が必要な知識・技能を習得するために必要な費					
事	П	9	用を貸付	寸けることで、京	光労につなげ、生	E活の安定を図る	0 0	
栗概要	事 業 概 要 具体的内容 対象ライフ ステージ				践するための資格			
対象			娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
Z,								

82 ひとり親家庭自立支援給付金事業

(生活福祉課)

	Η b	目的		伝職に必要な資材	各を取得するため	めの費用を給付し	、 就職や収入		
事	□ PJ		の増加い	の増加につなげ、生活の安定を図る。					
事業概要			区から打	指定を受けた教育	育訓練講座を受詞	講する際に、費 月	用の一部を給付		
要	要具体的内容		するほか	するほか、看護師や保育士等の国家資格を取得するために養成機関へ					
			通う期間	間中、生活費の−	一部として訓練仮	2進給付金を給付	します。		
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス [、]	ステージ								

83 ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業

(生活福祉課)

事	目白	勺		緊急的に必要になった資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定と生 舌意欲の増進を図る。					
事 満 活意欲の増進を図る。					が必要となった	時に、5万円を			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

基本目標③一方向性(1) ひとり親家庭等への支援

Ⅲ 住まいの支援

多くの困難を抱えるひとり親家庭の住まいを確保することで、落ち着ける環境を整え、 自立に向けた支援につなげていきます。

8 4 母子生活支援施設

(生活福祉課)

事	目的		支援が東	支援が必要な母子世帯について、支援を行いながら自立の促進を図る。					
業概要	事業機 異体的學		ことが国	な理由や住居が無 困難な場合に、f こ、生活の支援と	母子世帯を生活え	支援施設に入所る	させて保護する		
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス [・]	テージ								

85 母子緊急一時保護事業

(生活福祉課)

#	目白	勺		な避難が必要なご 自立に向けた援助	方を一時的に保証 かに取組む。	獲することで、₹	落ち着いた環境
事業概要	具体的内容		ブルなる	どで緊急的な避難 中で必要な保護・	、一時宿泊先 難が必要な母子 相談・指導を実	又は女性を保護し	し、落ち着いた
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	テージ						

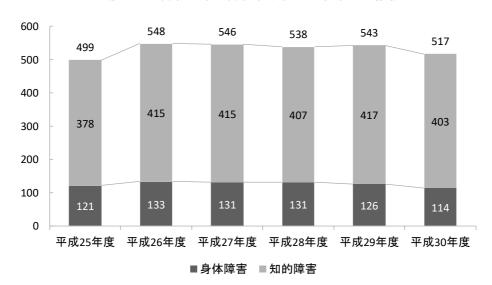
方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

現状と課題

区では、幼稚園・保育園や学童クラブなどにおいて配慮が必要なお子さんを受け入れているほか、特別支援学級を設置するなどして、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。障害の有無に関わらず、すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を伸ばしていけるよう、地域社会の中で成長できる環境を整備していく必要があります。

障害のある子どもへの支援に当たっては、就学前の保育・教育体制の整備、療育に携わる施設の質の維持・向上が課題となっています。また、知的、身体、精神の障害に比べて早期発見が難しく、支援の取組が遅れている学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある子どもとその家庭への支援の充実が求められています。

特に発達障害は、一見してわかる障害ではない場合もあり、親子ともに認識のない場合 や診断を受けてない場合も多く、学習の遅れや意欲の低下、対人恐怖症等を招き、不登校 になることもあります。そのため、早期発見、早期対応が必要です。



<18 歳未満の障害児数 (障害者手帳交付者数) の推移>

資料:「墨田区の福祉・保健」

今後の方向性

- 発達障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保護者が相談しやすい体制の整備や、保育所、幼稚園、学校等の保育・教育施設や子育て支援総合センター、保健センター、医療機関等の関係機関の連携体制の構築、発達障害児の保護者同士の交流支援など、発達障害児とその家庭への支援を充実・強化していきます。
- 児童発達支援センター「みつばち園」を中心に、心身の発達に遅れや障害のある子どもに質の高い療育を提供するとともに、区内の障害児を預かる施設を支援し、療育の質の確保と向上を図ります。

基本目標③一方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

I 幼稚園・保育園・学童クラブでの受入

特別な配慮を要する子どもを幼稚園等で受け入れ、集団の中で保育・育成を行い、自立と社会参加を支援していきます。

86 幼稚園等における特別支援教育

(子ども施設課、学務課)

			幼児一	人ひとりの教育的	ウニーズに応じた	と適切な指導及で	び必要な支援を	
	目的			寺別な配慮を要す	する幼児の自立や	や社会参加に向け	ナた主体的な取	
#			組を支払	爰する。				
争業	事 業 概 要			権園においては、	介助があればタ	集団保育に適応っ	できることを条	
概要	概			件に特別な配慮を要する幼児を受け入れます。				
女	具体的	内容	私立幼科	権園においては、	特別な配慮を要	要する幼児を受け	ナ入れている区	
			内の私立	内の私立幼稚園等設置者に対し、特別支援教育事業に要する経費を補				
			助するこ	ことで、受け入れ	ι環境の充実を図	ります。		
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
Z,	ステージ							

87 保育施設における障害児保育

(子ども施設課)

	対象ライフ ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
				音を整えます。	不月 エエね て 配値	重し、女心して、	1 2 0 2 19() 9	
機要	概 要 具体的内			認定障害児4名につき会計年度任用保育士を1名、重度認定障害児1 名につき会計年度任用保育士1名を配置し、安心して子どもを預けら				
事業概要			全ての位	公立園に、障害児	対応としての正	規保育士を1名	配置し、さらに	
	目的		育環境の	の実現を図る。				
	ыh	4	障害の有	育無に関わらず、	集団の中でお互	いに認めあい、	共に育ちあう保	

88 心理相談員の保育施設への巡回

(子ども施設課)

	目的		配慮が	公要な子どもの (保育に関する適均	切な助言を行うこ	ことで、健やか	
事	□ PJ		な発達を支援する。					
業概	業概			心理相談員が保育園等を巡回し、配慮が必要な子どもの園での姿を観				
要	具体的	内容	察し、施設職員、保護者に対して、その子に合った保育へのアドバイス					
			を提供し	します。				
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

89 学童クラブへの障害児の受入

(子育て政策課)

ス [・]	ステージ							
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
			導の充実	実を図ります。				
要	具体的	内容	るほか、	るほか、心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、育成指				
事業概要			障害の	ある子どもの受け	ナ入れ状況に応し	じて会計年度任月	用職員を配置す	
事	። ።		童に対し	して適切な遊び及	及び生活の場を携	供し、その健全	:な育成を図る。	
	目的		保護者	が労働等により 昼	呈間家庭にいなV	い、特別な配慮な	び必要な就学児	

Ⅱ 特別支援教育等の運営

教育の機会均等の精神に基づいて、特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育の提供を行います。

90 特別支援学級等の就学相談

(学務課)

	日白	5	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学び					
事	目的		の場を提供する。					
事業概	具体的内容		児童・生	生徒の一人ひとり) のニーズに応し	じた就学相談及び	び転学相談を実	
要			施します。また、特別支援教育に係る環境整備を行うため、特別支援学					
			級運営は	こ係る事業補助を	と行います。			
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	テージ							

91 就学奨励費の支給

(学務課)

事	目的		教育の機会均等の精神に基づいて、保護者の教育費用の負担軽減を行い、円滑な義務教育の実施を図る。						
事業概要	具体的内容		特別な西を補助し	記慮を要する、特 します。	別支援学級に在	籍する児童・生行	走の学用品費等		
対象	見テイフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

92 特別支援教育への対応

(指導室)

	目的	4	巡回相談	炎やコーディネー	-ター研修等によ	り、特別な配慮	を要する児童・
	日日	บ	生徒への	の校内支援体制の)充実を図る。		
事			特別支持	爰教育推進のため	り、特別支援教室	逐を全小中学校で	笑施します。
事業概要			さらに、	LD, ADHD	、高機能自閉症の	のために特別な配	配慮を要する児
要	具体的内容		童・生徒に対して、医師等専門家による巡回相談を実施します。また、				
			全小中等	学校で校内委員会	会を設置し、特別	な配慮を要する	児童・生徒への
			適切な対	対応を行います。			
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ							

93 介助支援の実施

(学務課)

事	目的	勺	適切な支援があれば通常学級で学ぶことが可能な児童・生徒への教育 の機会均等を図る。					
事業概要	具体的	内容				あれば通常学級~ 「介助員を配置し	•	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

Ⅲ 身近な地域における支援の充実

障害のあるお子さんが地域の中で安心して成長していけるよう、支援に取組みます。

9 4 障害児通所支援事業

(障害者福祉課)

	目的		児童福祉法に定める障害児通所支援事業を実施し、18歳未満の障害				
事			児の心具	身の発達を支援す	ける。		
業概	事業概要具体的内容対象ライフ妊ステージ		児童発達	達支援事業、放課	後等デイサービ	ス事業を実施し	、日常生活に必
要			要な基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など				
			の療育を	を行います。			
対象			娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス							

95 障害児移動支援事業

(障害者福祉課)

事	目的		単独での外出が困難な障害児の外出を支援することで、自立と社会参加の促進を図る。					
事業概要	具体的	内容		の外出を支援する を行います。	るヘルパーを派遣	遣して、余暇やこ	文化活動のため	
対象	対象ライフ ^女 ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス								

基本目標③一方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

Ⅳ 経済的な支援

手当の支給により、障害のために必要となる特別な負担の軽減を図ります。

96 障害児福祉手当

(障害者福祉課)

	対象ライフ ステージ		します。 娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生
要	具体的	具体的内容		は身体に重度のM 要とする状態にを			
事業概要	目的	勺	重度障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の 負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福 祉の向上を図る。				

97 児童育成手当(障害)

(子育て支援課)

事	目的			知的障害若しくは身体障害等を有する児童について、手当を支給する ことにより、児童の福祉の増進を図る。					
事業概要	具体的	内容	20歳 ^元 給しまっ	未満で、中程度以 す。	上の障害児を養	育している方に	対し、手当を支		
対象	やライフ	ライフ 妊		3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス・	ステージ								

98 特別児童扶養手当

(子育て支援課)

事	目的		精神又は身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。					
· 莱概 · 要	事業						対し、手当を支	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

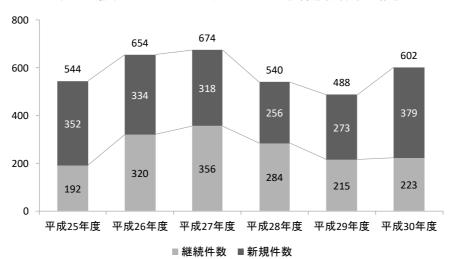
方向性(3) さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

現状と課題

度重なる児童虐待事件を受け、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されたことを踏まえ、本区は地域の関係機関のネットワークによる支援に取組み、虐待の予防、早期発見、適切な支援を行ってきました。

しかし、全国的にしつけと称した体罰やネグレクトなどの育児放棄による児童死亡事件は後を絶たず、体罰の禁止等が盛り込まれた改正児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律が、令和2年4月に施行されることになりました。大切な子どもの命を守るため、より一層児童虐待防止の取組を強化していくことが求められています。

さらに、経済的に困窮している家庭、子どもの貧困、ダブルケアを抱える家庭、いじめ・不登校の問題、医療的なケアが必要な子ども、外国にルーツを持つ子ども、性自認に悩む子どもなど、社会環境の変化に伴い、これまで以上に幅広い支援に取組んでいくことが求められています。



<子育て支援総合センターで対応した児童虐待相談件数の推移>

今後の方向性

- 地域の関係機関が連携・協働するためのネットワークである墨田区要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、子育て支援総合センターを中心に、虐待をはじめ不適切な養育により被虐待に至る可能性のある児童を早期に発見し、事態の深刻化の防止を図るとともに、問題の解決に向けて取組む体制構築を迅速に行います。
- 改正児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律の主旨を踏まえ、子どもの権利擁護に関して、監護及び教育に必要な範囲を超えた懲戒の禁止、体罰によらない子育で等を啓発、推進していきます。
- 墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、区、学校、地域住民、家庭、事業者その他の 関係者が連携し、地域社会全体でいじめ問題の克服に取組みます。
- 医療的ケアが必要な子どもを地域で支えていくための総合的な支援体制の構築に努めます。

基本目標③-方向性(3) さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

Ⅰ 虐待防止のための連携・支援 ◎

関係機関の連携、支援の充実により、虐待の未然防止と早期発見、適切な保護・支援につなげます。

99 要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化(子育て支援総合センター)

	目的		児童虐待防止のために必要な連携体制を強化し、要保護児童の早期発					
+	日月	(i)	見、適切な保護並びに要保護児童とその保護者への適切な支援を図る。					
事業概			児童虐待	寺に関する相談や	や防止対策の活動	かを、関係機関相	互の連携・協力	
概要	具体的	内宏	の下に約	の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域				
A	一 关 体 n)	关件17/14		協議会」を運営し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を				
			開催して	て、適切な支援を	と行います。			
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

100 虐待防止に向けた啓発活動の推進

(子育て支援総合センター)

事	目的		各種啓発活動を推進し、児童虐待の防止を図る。					
事業概要	具体的内容		所、学校		さめの区民向け/ 機関等関係機関	•		
対象	対象ライフ 対 ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス								

101 社会的養護推進のための啓発強化

(子育て支援総合センター)

事	目的	勺	子どもを社会全体で養護していくため、養育里親に関する啓発を実施 して里親の増加を図る。					
事業概要	具体的	内容			と連携し、虐待隊とた啓発に取組み		寅会の開催や関	
対象	きライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	テージ							

102 周産期保健医療ネットワークシステムの運営

(本所保健センター)

	Πή	4	地域の	 司産期医療機関	相互のネットワ	ークシステム σ	連携強化を図		
事	日日	目的		寺の危険性が高い	、母子への早期の	対応を図る。			
事業概			周産期日	周産期医療を取り扱う近隣の医療機関及び助産院と「周産期保健医療					
要	具体的	内容	ネット!	ネットワーク会議」を開催し、虐待ハイリスク母子の把握に努め、情報					
			交換及び	び今後の連携に~	ついての検討を行	テいます。			
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

103 産後ケア事業

(向島保健センター、本所保健センター)

	目的		母親の具	身体的回復と心理	埋的な安定を促済	進し、母親自身な	バセルフケア能	
事			力を育み	み、母子とその家	家族が健やかな育	 アルタン アルタン アルタン アルタン アルティ アルティ アルティ アルティ アルティ アルティ アル・アル アル ア	支援する。	
事			【宿泊型産後ケア】母子を病院などの施設に宿泊させ、ケアを行います。					
要	要具体的内容		【訪問型乳房ケア】助産師が自宅を訪問して、相談・助言を行います。					
			※対象	象:産後4か月オ	 大満の母子			
対象	やライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

104 ショートステイ

(子育て支援総合センター)

	目的	勺	一時的に	こ家庭での子ども	もの養育が困難に	こなったとき等に	一時的に家庭での子どもの養育が困難になったとき等に、子どもを預						
	Д Н		かること	とで、家族の精神	申的・身体的な子	一育て負担の軽減	なを図る。						
			【子ども	らショートスティ	7]								
#			保護者の	の出産、疾病、事	故、育児不安な	どの理由により	、一時的に家庭						
事業概			で子どす	もを養育すること	とが困難になった	ことき、区が委託	託する乳児院や						
概要	日休始	内宏	区内の協力家庭で短期間(7日間程度)子どもを預かります。										
女	要 具体的内容		【要支持	爰家庭を対象とし	したショートスラ	- イ】							
			当該家庭への支援プログラムに基づき、乳児院等の実施施設で児童の										
			養育、生	活指導等を行い	、関係機関等と	連携して保護者	への支援を行う						
			ことで、	虐待防止につな	ょげます。								
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生						
ス・	ステージ												

105 養育支援訪問事業

(子育て支援総合センター)

事	目的	ħ	に適切れ		な原因で子どもの うことで、保護者		
機要	事業 る環境を整える。						
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
— X [*]	ステージ						

Ⅱ さまざまな悩みを抱える家庭への支援

複雑・多様化する子どもの悩みに対応するため、相談窓口の充実、関係機関の連携強化 等に取組みます。

106 いじめ・不登校防止対策事業

(庶務課)

	目的		保護者、	地域、事業者等	の連携の下、地	域社会全体でい	じめの防止、早
事	H HJ		期発見、	早期対応の取組	且を強化する。		
事業概			「墨田」	区いじめ防止推進	生条例」に基づき	策定した、いじ	め防止対策基本
要	要 具体的内容		方針やこ	プログラムを推進	生するため、学校	、教育委員会、	児童相談所、法
			務局、誓	警察その他の関係	系者による協議会	を開催し、連携	きを強化します。
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	ステージ						

107 スクールカウンセラーの配置

(指導室)

事	目的		学校内の教育相談体制等を充実させ、いじめや不登校等の未然防止、改善・解決を図る。						
事業概要	具体的	具体的内容		全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を 図ります。					
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

108 スクールサポート事業

(指導室)

	目的	5	学校・家	え庭・関係機関の	連携の下、不登	校や課題のある	児童・生徒への		
	Пн	Ú	支援や、	保護者及び学校	交への援助に取組	1む。			
事			すみだる	スクールサポー	トセンターに派遣	世指導員を配置し	し、不登校や課		
事業概			題のある	る児童・生徒への)学習指導、生活	指導、教育相談	等の支援と、保		
要	具体的	内容	護者及び	護者及び学校への援助を実施します。また、スクールソーシャルワーカ					
			ーを配置	置し、関係機関る	と連携を強化した	と対応ができる(本制をつくりま		
			す。						
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

109 ステップ学級

(指導室)

事	目的	ħ	長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、相談活動や学習指導を行い、学校への復帰をめざす。					
事業概要	具体的	内容			長期間学校をク 通して指導、支援		竜・生徒に対し	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	テージ							

110 教育相談事業

(すみだ教育研究所)

事	目的	5		子どもたちに関わる諸問題を早期改善・解決することで、子どもたちの 健やかな育ちを支援する。				
事業概要	製育相談室を開設し、教育上の諸問題、親子間の問題、子 み事について、臨床心理士等が面接や電話等で相談対応							
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	テージ							

基本目標③-方向性(3) さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

111 医療的ケア児に関する庁内連絡会議の運営

(障害者福祉課)

	目的	, 1	医療的	ケアが必要な子る	どもを地域全体~	で支援していくフ	とめの環境を整	
事	H H	目的						
事業概要			区の関係	系部署からなる月	庁内連絡会議を遺	運営し、必要な情	報共有、連絡調	
要	具体的	内容	整等を行うことで、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保					
			健、医療	療、福祉、教育等	等の関係機関の通	望携を推進します	0	
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

112 医療的ケア児の受入対策 (子育て支援課、子ども施設課、学務課)

目的		医療的學	アアが必要な子と	ごもを、教育・保 [・]	育施設で安全に登	受け入れるため	
		に必要な条件を整理する。					
事			幼稚園、保育園、小学校、中学校等にいたるまで、受入が可能な医療的				
要具体的内容		ケア児を継続的に支援するために必要な人員体制、施設環境等につい					
対象ライフ ステージ		て、調査	査・検討を行いす	ます。			
		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
Ĵ	具体的にイフ	具体的内容	目的に必要な幼稚園、具体的内容ケア児をて、調査イフ妊娠期	目的に必要な条件を整理する幼稚園、保育園、小学校具体的内容ケア児を継続的に支援て、調査・検討を行いるイフ妊娠期3歳未満	目的 に必要な条件を整理する。 幼稚園、保育園、小学校、中学校等にい ケア児を継続的に支援するために必要が て、調査・検討を行います。 3歳以上	目的 に必要な条件を整理する。	

113 重症心身障害児(者)等介護者支援事業

(障害者福祉課)

	目由	4	医療的	ケアが必要な重約	並心身障害児 (オ	皆)等の家庭に	看護師等を派遣	
	日日	J	し、家族	族等に代わって な	ケアを行うことで	で、家族等の休息	を図る。	
事業概			区内に信	主所があり、在宅	どで家族等の介護	を受けながら生	活していて、日	
概要	概		常的に訪問看護で医療的ケアを受けている上で、一定の要件を満たす					
女			方を対象	象に、その家庭へ	~看護師等を派遣	し、一定時間、	家族等に代わっ	
	対象ライフ ステージ		てケアを	を行うことで、ケ	个護者が休息を取	なれるようにしま	す。	
対象			娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス								
		I			I .			

114 外国籍等児童・生徒への支援

(指導室)

	ы́р	4	帰国・タ	帰国・外国人児童・生徒への対応として、日本語初期指導、学校生活へ					
事	事 目的 事		の適応等	の適応等、個に応じた学習支援の充実を図る。					
事業概要			「すみか	ど国際学習センク	ター」を拠点校る	とした通級等の学	学習支援を中心		
要	具体的	内容	に、必要に応じて日本語教室の設置、日本語指導の教師の配置に取組み						
			ます。						
対象	象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス [・]	テージ								

115 思春期相談

(本所保健センター)

	日台	5	思春期特	思春期特有の問題について、本人・家族・関係者を対象に相談及び援助					
事	目的			本人や家族の孤	瓜立を防ぎ、問題	夏の明確化と解決	とを図る。		
事業概要			学齢期が	いら青年期におい	いて生じる、夜型	生活などの不規	則な生活、過剰		
要	具体的	内容	なダイエット、引きこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、暴力、						
			発達の心	心配等の相談に応	なじます。				
対象	東ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
Z,	テージ								

116 生活困窮者学習支援事業

目的

(生活福祉課)

	日日							
事業概要	具体的	具体的内容 ひとり親家庭の小中学生を対象にした長期休み期間中の学習会、金 国窮世帯の中学生高校生を対象にした通年の学習会を実施し、参 帯の生活習慣・育成環境の改善と、教育及び就労に関する支援を強 ます。						
, , ,	対象ライフ 妊 ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

生活困窮者世帯の子どもに対し学習支援・生活支援を実施することに

基本目標③-方向性(3) さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

Ⅲ 経済的な支援

手当の支給、助成の実施等により、子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て家庭が安心して育児できる環境を整えます。

117 児童手当 (子育て支援課)

事業概要	目的	Ċ	者に手	・子育て支援の適当を支給すること 次代の社会を担う	とにより、家庭等	等の生活の安定に	こ寄与するとと		
要	具体的	内容	中学校修了前の子どもを養育している方に手当を支給します。						
対象	象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

118 私立幼稚園等園児の保護者への助成

(子ども施設課)

	Ħή	目的		性園等に在籍する	る幼児の保護者の	の負担軽減及び約	力児教育の振興	
事	ПП	บ	と充実を	を図る。				
事業概要			子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等へ入園し、保					
要	具体的	内容	育料と	育料と入園料を納入した園児の保護者に保育料と入園料の一部を補助				
			すること	とで、公私格差を	を是正し、保護者	6の経済的負担を	軽減します。	
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

119 認証保育所保育料負担軽減補助事業

(子ども施設課)

事	目的	ħ	認証保 充実を	育所に入所してい 図る。	いる児童の保護者	皆の負担を軽減し	し、児童福祉の
事業概要	具体的	内容		育所に支払ってい の差額を基準とし			
対象	象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	テージ						

120 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

(国保年金課)

事	目白	勺	出産前後の国民年金保険料を免除し、次世代育成支援を図る。				
事業概要	ま 選 要 国民年金第1号被保険者について、出産予定日又は出産日が属 の前月から4か月間の国民年金保険料を免除し、当該期間を保						
			付済期間	引とします。			
対象	象ライフ 妊娠		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	ステージ						

121 就学援助 (学務課)

事業概要	目的	5		の経済的な負担軸 きる環境を整え、 ざす。			
要	概要 経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保証 学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。						
対象	見ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	ステージ						

122 受験生チャレンジ支援貸付事業

(厚生課)

Πh	4	中学生等	や高校生の進学に	こ要する保護者の	の費用負担を軽減	載し、進学の機		
H H	ับ	会均等を	会均等を図る。					
		中学3年生、高校3年生の進学を支援するため、一定所得以下の世帯の						
B 14-65	斗、学習塾等の	費用を貸付けま						
具件的 	门谷	す。なお、貸付け対象である学校へ入学した場合などには返済が免除さ						
		れます。						
対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ						$\langle - \rangle$		
	具体的	() ()	目的 会均等を 中学3年 保護者の す。なお れます。 妊娠期	目的会均等を図る。中学3年生、高校3年生保護者の方に対し高校す。なお、貸付け対象でれます。ペライフ妊娠期3歳未満	目的会均等を図る。中学3年生、高校3年生の進学を支援す保護者の方に対し高校・大学等の受験** す。なお、貸付け対象である学校へ入学れます。マライフ妊娠期3歳未満3歳以上	会均等を図る。 中学3年生、高校3年生の進学を支援するため、一定所行保護者の方に対し高校・大学等の受験料、学習塾等の登す。なお、貸付け対象である学校へ入学した場合などに行れます。 現		

123 墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業

(厚生課)

	ΠА	4	私立高等	等学校等への進	学に関し、必要な	な入学金の調達な	が困難な保護者	
事	目的		に、こオ	1らの資金を貸付	けけ、進学の機会	🚓 均等を図る。		
事業概要			金融機	関等からの借りた	入れができず、プ	入学金等の確保な	が困難な保護者	
要	具体的	内容	の方に、	の方に、私立高等学校又は高等専門学校への入学に必要な入学金、施設				
			費等を、	入学者一人につ	つき50万円を陥	限度に貸付けます	0	
対象	対象ライフ 妊		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

基本目標4 地域の子育て力と支えあいを強化します

方向性(1) 地域の子育て力の育成と子育て支援ネットワークの構築

現状と課題

本区では、人と人とがつながり、さまざまな主体が各分野・各地域で、地域の課題を積極的に解決していくことができるよう、令和元年度に墨田区地域力育成・支援計画を策定しました。この計画では、「全員参加による課題解決社会」の実現に向けて、各種取組を推進していくこととしています。

兄弟姉妹の数が非常に少なくなっている現在、子どもたちが豊かな人間性、社会性をもった大人に成長していくためには、子育てへの地域社会の関わりが必要ですが、担い手の不足が課題になっており、コーディネーターとなる人材の育成や必要な支援の「見える化」に取組んでいく必要があります。

本区の特徴である"困った時はお互い様"という助け合いの精神や人情深い下町気質を 子育ち・子育てを支える活動につなげ、地域全体で子どもの育ちを継続的に見守り、支え ていくしくみが求められています。

子育て家庭 子育て 町会・自治会 子育て支援団体 児童館 コミュニティ 民生委員·児童委員 (地域子育て支援拠点) 会館 両国・文花 小学校・中学校 子育てひろば 」 連携 [〕連携 🖵 保育所・幼稚園 子育て支援 認定こども園 総合センタ 連携 連携 🗀 区役所

<地域子育て支援ネットワークの検討イメージ図>

今後の方向性

- 保育所・幼稚園等の教育・保育施設、児童館、学校、町会・自治会、民生委員・児童委員等が、相互の連携・協働により、乳幼児期の頃から子ども・子育て家庭と身近な地域が関わり、つながりを深めることで、子育て家庭の孤立を防ぎます。
- 子育て経験のある方や子育ち・子育ての活動に関わりたいと思っている地域人材を、子育て支援サービス等を担う人材として育成するとともに、子育て家庭や教育・保育施設、児童館、学校等とつなぐしくみを整備し、区民の子育ち・子育て支援活動への参画を促進します。
- 子育ての当事者である、親同士のつながりや支えあいを促進するための自主グループ の育成に力を入れていきます。

Ⅰ 地域との協働による子育て支援 ◎

地域の子育て人材を育成、協働し、子育て支援環境の充実を図ります。

124 地域子育てネットワークの構築

(子育て支援総合センター)

	目白	ή	地域子育て支援拠点のネットワーク会議を開催し、子育ての地域拠点					
事	ДН	J	としての	の機能の強化を図	図る。			
事業概要	業 両国・文花子育てひろばを中心に、地域子育て支援拠点である						である児童館の	
要	具体的内容 ネットワーク会議を開催し、社会資源研修をはじめとする						する人材育成や	
			事例研究	定に取組みます。				
対象	象ライフ 妊娠期		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	テージ							

125 すみだ子育て支援ネット「はぐ」 (子育て支援総合センター)

ス	ステージ						
対象	見ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
事業概要	具体的	内容	より一郎	D病気、保護者の 寺的な保育が必要 ポーター又は病征 します。	要となった家庭を	対象に、区が養	成・認定した子
#	目白	勺	地域の- する。	子育て支援人材と	との協力体制を製	整え、訪問型の個	保育事業を実施

126 ファミリー・サポート・センター事業

(子育て支援総合センター)

日台	5	区民の自主的な相互援助活動を推進し、地域における子育て支援環境					
ДΗ	บ	の充実を	と図る。				
		子育ての	の手助けを必要と	とする方と子育で	てのお手伝いがて	できる方をつな	
目休的	内宏	ぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を運営し、保育					
事 業 概 要 具体的内容		園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な保育等の相互援助活動を支					
		援しまっ	r.				
対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ							
	具体的ライフ		の充実を 子育ての ぐ会員系 園・幼稚 援します	具体的内容内容子育ての手助けを必要とで会員組織「すみだファ園・幼稚園・学童クラブ援します。ライフ妊娠期3歳未満	の充実を図る。	の充実を図る。 子育ての手助けを必要とする方と子育てのお手伝いがで ぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を 園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な保育等の相互 援します。 ちゅう 女娠期 3歳未満 3歳以上 小学生	

127 学校運営連絡協議会の設置と運営

(指導室)

	日始		学校(園	学校(園)と家庭・地域との連携を強化し、幼稚園・小中学校の教育活				
事	事		動の改善	蜂・充実を図る。				
業概	事 業 概 要 具体的内容			全幼稚園・小中学校に学校運営連絡協議会を設置し、年3回以上の協議				
要	具体的内容		会を実施して、開かれた学校づくりを推進します。また、地域人材を活					
	対象ライフ		用した教	教育活動等の連携	携推進を図ります	0		
対象			娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

128 学校支援ネットワーク事業

(地域教育支援課)

	目的		学校・家	で庭・地域が一体	となって地域ぐ	るみで子育てを行	う 体制を整備
+		9	すること	とで、より良い教	教育環境づくりを	と推進する。	
事業概			学校とは	也域の人材をつれ	なぐ地域コーディ	ィネーターを配置	置し、学校とボ
概要	概		ランティア、ボランティア間の連絡調整、ボランティアの活動支援を行				
女	女 具体的	门谷	います。	学校のニーズを	:把握し、企業、:	地域住民等の外部	部講師を活用し
	対象ライフ ステージ		て、出記	前授業による学校	交支援活動を実 権	直します。	
対象			娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス							

Ⅱ 町会・自治会等の地域団体との協働

町会、自治会等との協働により、人材育成や子どもたちへの豊かな学びの場の提供に取組み、あわせて地域団体の活性化を図ります。

129 若手人材育成事業

(地域活動推進課)

	日白	目的		夏解決の取組を す	友援するため、地	域に愛着と関心	を持ち、地域力	
事	— Б ну		向上に資	向上に資する人材の育成を行う。				
事業概要			中学生以	以上の若い世代を	を対象に、町会・	自治会のイベン	ト等への参加を	
要	要具体的内容		通してお	通して地域活動を行っている区民との交流を促し、人と人とのつなが				
			りの中で	で、地域や地域ニ	コミュニティにつ	いて学ぶ機会を	設けます。	
対象ライフ		妊	娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス [、]	テージ							

130 子ども会活性化事業

(地域教育支援課)

事	目的	5	子ども会	子ども会の小規模化や育成者不足を補い、子ども会を活性化する。				
事業概要	具体的	内容	会、少年	会活性化事業実行 ミキャンプ、各種 生化を促します。				
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

131 少年団体の育成

(地域教育支援課)

	Πh	4	地域での体験活動の活性化により、子どもたちが豊かな人間性や社会					
	目的		性を身に	こつけることので	できる環境を整え	こ る。		
事業概			墨田区の	少年団体連合会~	への支援として、	総会の開催や、	ジュニア・リー	
概要	概 要 具体的内容			ダー研修会を共催により実施します。ジュニア・リーダー研修会では、				
女	女 具体的		子ども会	子ども会活動をより楽しくするためのプログラム立案やレクリエーシ				
			ョン指導	掌をするお兄さん	・お姉さんリー	ダーの養成に取	双組みます。	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

132 青少年委員活動

(地域教育支援課)

	Ph	4	学校支持	爱を中心に青少年	F健全育成の振 り	興に努め、学校5	や地域のパイプ	
#	目的		役となる	る青少年委員を勢	兵嘱する。			
事業概要			各区立小学校長及び墨田区少年団体連合会長の推薦により、教育委員					
概要	目标的	内宏	会が非常勤の特別職として青少年委員を委嘱し、開かれた学校づくり、					
女	要 具体的内容		青少年因	青少年団体の育成、官公署・学校・青少年関係団体との連絡調整、青少				
			年の余明	段指導などに取約	且み、青少年教育	ずの振興を図りま	きす。	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

133 民生委員・児童委員活動

(厚生課)

市	目由	内			•	或と行政をつなく	ぐパイプ役とな
学			る氏生物	委員・児童委員を	じ安隅りる。		
事業概要	具体的	内容	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員に、学校や特徴となってもらい、地域と行政をつなぐ活動をします。				
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・	テージ						

Ⅲ 異世代交流による子育て支援

高齢者との異世代交流を推進し、子どもの豊かな人間性の育成につなげます。

134 高齢者とのコミュニケーション (講演会等) 事業

(指導室)

	目的		地域の高	高齢者による講演	寅会等を行い、	子どもたちが人間	引としての生き	
事業	П	บ	方を学る	方を学ぶ機会を提供する。				
業概			総合的な学習の時間を活用して、さまざまな教科・領域等で地域の方を					
概要	具体的内容		ゲストティーチャーとして招き、具体的に地域のことや子どもたちに					
			対する基	期待を語っていた	とだく講演会等を	た行います。		
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

135 次代に継ぐ平和のかたりべ事業

(高齢者福祉課)

, , ,	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
要	要 具体的内容			事業を実施する 売して取組みます	墨田区老人クラフ け。	ブ連合会に助成会	金を交付し、今	
業概要	業 概 概			過去の経験や記憶を風化させることなくつないでいくため、平和のか				
事業	日日	ับ	暮らしる	ぶりや平和の尊さ	さを伝える。			
	目的		戦争や	関東大震災などの	の過去の大災禍る	を語り継ぎ、子る	どもたちに昔の	

136 シニア人材バンク事業

(高齢者福祉課)

	目的	ή.		地域における高齢者と児童の交流ふれあい事業を展開し、子どもたち				
事	事業 概 要 具体的内容		に楽しい	い時間を提供し、	高齢者の生きが	いづくりにつな	だがる。	
業棚			シニア	人材バンクに登録	录しているボラン	/ティアの方々だ	が、読み聞かせ	
要			を通じて	を通じて子どもたちと交流したり、子育て世帯の育児相談に応じたり				
			すること	とで、豊かな経験	食を活かした世代	は間交流を行って	います。	
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

137 ふれあい給食事業

(高齢者福祉課)

	目的	5	地域の高齢者と保育園児のふれあいを促し、子どもたちの豊かな人間					
事	,	•	性の育成や高齢者の孤独感の解消、生きがいづくりにつなげる。					
事業機 関 性の育成や高齢者の孤独感の解消、 総食や生きがい教室などのふれあい し、その経費の一部を助成すること								
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

方向性(2) 企業等の子育て力との協働

現状と課題

本区は江戸時代から続くものづくりのまちであり、昭和 54 年には全国に先駆けて中小企業振興基本条例を制定するなど、区内産業の振興に取組んできました。厳しい社会経済状況の中で、非常に苦しい環境に置かれていましたが、最近では新しいものづくりを生み出す動きが見られるなど、すみだのものづくりは再び活気を取り戻しつつあります。

こうした中で、企業のノウハウや人材を生かした次世代育成支援への取組が期待されます。子育ち・子育て支援、子どもを取り巻く地域の環境整備等への企業の参画・取組を促し、区や地域との連携・協働につなげていく必要があります。

今後の方向性

- 企業の子育てに関わる地域貢献活動を促進し、連携・協働を推進します。特に子どもたちがすみだの産業について知り、体験できる機会づくり、子どもの職業観や将来墨田区で働くというイメージの育成につながる取組などを進めていきます。
- 子育ち・子育て支援活動に積極的に取組む区内の中小企業や商店等の情報を、区報やホームページ等で紹介し、こうした取組の普及啓発につなげていきます。





基本目標④-方向性(2) 企業等の子育て力との協働

I 仕事についての学びの機会の提供

事業者や教育機関との連携により、子どもたちに仕事について学ぶ機会を提供し、働くことへの関心や意欲を高めます。

138 中学生の職場体験・保育体験学習の充実

(指導室)

事業概要	目的		職場体験等を通じて、働くことへの関心や意欲を高め、豊かな人間性の					
			育成を図る。					
	具体的内容		子どもたちの「働くこと」への関心、意欲の向上と地域に対する理解を					
			深めるため、全中学校において、区内事業所での職場体験学習を実施し					
			ます。					
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

139 アウトオブキッザニア in すみだ

(産業振興課)

	目的		子どもたちの好奇心を刺激し、想像し創造する力を育てるものづくり					
事業概要	Π H J		体験などを通じて、子どもの職業体験の機会を提供する。					
	具体的内容		ものづくりのまちの特性を活かした、区内事業者と職業体験施設キッ					
			ザニアの連携による各工房・工場での職人(職業)体験プログラムの開					
			発、販売	売を促進するた め	り、運営協議会に	対し事業経費を	:補助します。	
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

Ⅱ 子育てに理解のある企業との連携

子育てに理解のある企業の情報発信に取組み、区内企業で働くことへの関心や意欲を 高めます。

140 すみだのはたらきかた応援マガジンの発行

(経営支援課)

事業概要	目的		区内企業で働く女性従業員の声を紹介することで、企業の魅力 し、子育て世代の女性等の区内企業への就労促進を図る。				
	具体的内容		区内企業で働く女性従業員等が自社の魅力を伝える冊子を作成し、求 職中の子育て世代の女性等に配布します。				
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ		-					

Ⅲ 子育で中の保護者の就職活動の支援

一人ひとりの状況に応じたカウンセリングを実施し、支援していくことで、子育て中 の保護者の就労につなげます。

141 就職・仕事カウンセリングルームの運営

(経営支援課)

7	ステージ								
対	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
事業概要	具体的	具体的内容		個別キャリアカウンセリングを実施し、就職活動の進め方から、仕事選 び、適性診断、応募書類の添削や面接指導等を行い、就職を支援してい きます。また、心理的な不安をお持ちの方を対象に、臨床心理士による 相談対応も適宜実施します。					
士	目的		るよう支援する。						

| 求職中の子育て世代の保護者が、それぞれの適性に応じた就労ができ |

方向性(3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備

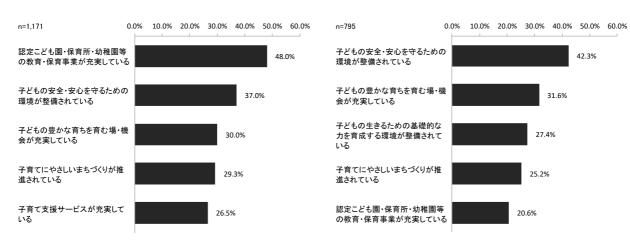
現状と課題

災害によるフェンス倒壊や交通事故など、子どもが巻き込まれる事故が発生し、子どもの安全をいかにして確保するかが社会的にも問題になっています。調査結果によると、本区が「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」と評価している割合は、乳幼児の保護者と小学生の保護者のいずれも4割台となっています。

一方で、区が目指すべき環境として、子どもの安全・安心を守るための環境を整備する ことが今回調査においても上位に挙げられており、事故や犯罪の未然防止、緊急時の対応 体制の整備など、なお一層の対策を行っていく必要があります。

<墨田区がめざす環境として重要だと思うこと(複数回答)>

【乳幼児の保護者:上位5項目】 【小学生の保護者:上位5項目】



今後の方向性

- 子どもが巻き込まれる犯罪や非行は、目が届きにくいところで引き起こされるケースが多いため、地域と連携したパトロールの実施、見守り体制の構築や、防犯設備の整備等により、子どもたちを犯罪から守ります。
- 地域と連携した通学区域における危険箇所の確認や、交通安全教室の実施により、子どもが交通事故に巻き込まれることを防ぎます。

Ⅰ 安全・安心なまちづくり ◎

家庭・地域との連携の中で、子どもたちが安全・安心に暮らせるまちづくりに取組みます。

142 地域防犯対策

(庶務課)

事	目的		保護者や地域関係者と連携し、小学校に通う子どもの安全を守る。					
事業概要	具体的	具体的内容		「子ども学校安全ボランティア」について、学校を通じて保護者、地域 関係者に周知、募集し、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ 運動などを行います。				
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ステージ								

143 防犯パトロールカーの管理運営

(安全支援課)

事	目的		犯罪発生の抑制と区民の体感治安の向上を図る。					
事業概要	具体的内容		は午後:		台を使用し、子ど 1 時まで、 1 台に 施します。			
対象ライフ ステージ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

144 子どもの110番事業

(地域教育支援課)

	事業概要具体的内				の子どもの避難		
事業概要			に助ける	を求めることがで の110番」 シン	を依頼し、子ど できる環境を整 <i>え</i> ボルマーク入り	ます。事業協力	者には「すみだ
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ステージ							

145 通学路防犯設備整備事業

(庶務課)

	目的		防犯設備の整備により、犯罪、交通事故を抑止し、関係機関との連携・						
事			協力体制	訓を構築し、通常	対路における安全	全安心の向上を図]る。		
事業概要			小学校、	地域等が行う通	学路における児	童の見守り活動	を補完し、児童		
要	要具体的内容			の安全確保を図るため、小学校の通学路に設置した防犯カメラを適切					
			に保守道	重用していきます	- 0				
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

146 防犯ブザーの配布

(学務課)

事	目的		防犯ブザーの配布により、児童の登下校時の安全確保を図る。					
事業概要	具体的内容		区内居住及び墨田区立小学校に在籍する全児童を対象に、防犯ブザーを配布します。					
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

147 スクールゾーン育成事業費

(土木管理課)

			小学校の	の通学区域ごとん	こスクールゾーン	/対策連絡会を記	没置し、活動を		
目的			支援する	支援することで、登下校時に子どもが巻き込まれる交通事故を防止す					
事			る。						
事 業 概 要			各小学校からの申請に基づき、スクールゾーン地区を指定し、活動を支						
要	要具体的内容			こめ補助金を交付	けします。また、行	毎年スクールゾー	ーン対策連絡会		
				全体意見交換会を実施し、指定校からの要望に基づいて、スクールゾー					
			ン内のi	首路や標識の補修	逐・整備を行って	こいます。			
対象ライフ		妊	娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

Ⅱ 自ら危険を回避できる教育の推進

子どもたちが自ら危険を察知し、自分の身を守ることができるようにします。また、災害時には地域に貢献できるよう、防災教育も推進していきます。

148 児童の交通安全教育事業

(庶務課)

	目的		児童・生徒等に対し、生活全般における交通事故や犯罪に関する自己防					
事	H HJ		衛のための力を身につけさせる。					
業概	事 業 概 要 具体的内容		幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒及び保護者を対象に、交通安全(防					
要			犯) 教室を実施し、登下校時の通学路における安全指導の強化と、防犯					
			について	ての指導を行いる	ます。			
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

149 セーフティ教室

(指導室)

	目的		関係機関が連携しながら、児童・生徒の非行の防止と犯罪被害から守る						
事	ДН	<u>н</u> ну		ための教育を推進する。					
事業概要			学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携して、全小中学校でセーフテ						
要	具体的	内容	イ教室で	ィ教室を実施して、児童・生徒の健全育成と犯罪被害防止に取組みま					
			す。						
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

150 防災教育

(指導室)

事業概要	目的		平時の地域防災訓練への参加促進、大規模災害時の避難所運営への協力や応急救命活動の補助等により、地域に貢献できる中学生を育成する。						
要	具体的	内容		中学1年生に普遍 訓練を実施します		まさせます。 また	、地域と連携し		
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ステージ									

基本目標④-方向性(3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備

Ⅲ 不審者情報等の発信

不審者情報、事件・事故の発生情報、防災情報等を発信し、子どもと家庭の安全確保に取組みます。

151 緊急情報発信メール配信事業

(庶務課)

事 フバチのウムにダフア家女は切め	
機 学校等から保護者の携帯電話やパ 要 具体的内容	事件・事故の発生情報などについて、 ソコンに一斉にメール配信します。 事の変更・中止や学級閉鎖などの情報
対象ライフ 妊娠期 3歳未満 3歳以 ステージ	上 小学生 中高生

152 危機情報のメール配信

(安全支援課)

							(21—21)			
	日白	目的		危機情報を正確かつ迅速に区民等へ伝達し、災害時の速やかな初動体						
事		ນ	制の構築	制の構築や犯罪発生時に犯罪等に巻き込まれることの防止を図る。						
事業概要	具体的	内容		て雨などの防災情 前に登録された□						
対象	象ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生			
ステージ										

基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

方向性(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進

現状と課題

調査結果によると、育児休業の取得状況は、母親が 56.5%であるのに対して父親は 5.8%であり、父親の育休取得率は増加傾向にあるものの、とても低い割合です。また、 父親の子育てへの参加についても、子どもが乳幼児であるときと比較して、小学生になる と割合が少なくなっています。

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭において親子がともに過ごす時間が 大切であり、女性も男性もともに、仕事と生活の調和を図っていくことが重要です。

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性の 育児休業取得が進まない実態を鑑み、男性の育児参加を一層促していくには、働く人それ ぞれの事情に応じた柔軟な働き方を選択できる働き方改革の推進が重要です。

女性も男性も仕事と生活の調和を実現し、それぞれのライフステージでいきいきと活躍 していくことが、子どもの豊かな育ちを育むことへとつながります。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 56.5% 6.0% 35.5% 2.0% 母親 78.8% 0.5% 14.9% 5.8% 父親

<乳幼児の保護者の育児休業の取得状況>

■育児休業を取得した(取得中である) ■育児休業を取得していない ■対象の子が生まれた時は働いていなかった ■無回答

資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成31年3月)

今後の方向性

- 雇用環境や労働条件の整備、各種制度を利用しやすい職場の風土づくりなど、ワーク・ ライフ・バランスに取組む企業(事業所)の事例を紹介するなど、考え方や重要性など を浸透させるための啓発活動を推進します。
- 企業と関わりが深い労働関係団体等との連携や、東京都の助成制度等のインセンティブを紹介することで、企業のワーク・ライフ・バランスへの取組を促進します。
- あらゆる機会を通じて、男女が共同して子育てへ参加することの促進に向けた意識啓発を行います。

基本目標⑤-方向性(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進

Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの推進 ◎

仕事と生活の調和についての取組を推進することで、誰もがともに支えあいながら、 社会全体で子どもの健やかな成長を支えていく環境を整えます。

153 ワーク・ライフ・バランス推進事業

(人権同和・男女共同参画課)

	目的		誰もがともに支えあいながら、あらゆる分野で平等に参画する機会が						
+			確保され	確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、					
事業概			仕事と生活の両立について支援する体制を構築する。						
概要			ワーク・	・ライフ・バラン	/ス推進のノウ/	ウが少ない区内]事業者のため、		
女	具体的内容		その意義や方法、関係法令の情報を提供するなど、ワーク・ライフ・バ						
			ランスの実現に向けた啓発活動などを推進していきます。						
対象	やライフ	妊娠期		3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス・	テージ								

Ⅱ 父親に育児参加を促す取組

男性に家事・育児への参加を促すことで、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意 識するように取組みます。

154 男性対象講座「すみだパパスクール」 (人権同和・男女共同参画課)

	目的		男性が、	子育てや家庭生	活、地域活動に	債極的に関わる 。	ことができるよ		
事	H H	日的		啓発を行う。					
事業概要			父親で	あることを楽しみ	みながら積極的に	こ育児に取組める	るよう、様々な		
要	要具体的内容			テーマでの講座を開催し、父親同士の交流や父と子のスキンシップ等					
				みます。					
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	ステージ								

基本目標⑤-方向性(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進

Ⅲ 男女共同参画についての意識啓発

女性、男性がともに子育てに取組み、子どもの成長に関わっていくことを促進するた め、固定的な性別役割分担意識を解消し、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除 いていけるように努めます。

155 男女共同参画に関する各種啓発の取組 (人権同和・男女共同参画課)

	目的		子育てを含めたさまざまな性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが 自分らしく生きられる社会の実現をめざす。					
争			日からし	レく生さられる生	1.云の天気をめて	9 0		
事業概要		具体的内容		司参画情報誌「す	「ずかけ」の発行	や、すずかけ大学	学をはじめとす	
要	具体的			る各種啓発講座の開催、家庭・学校・地域において意識啓発に取組むこ				
			とで社会全体の男女共同参画に関する意識を高めます。					
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	テージ							
	•							

方向性(2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進

現状と課題

調査結果によると、小学生の保護者では子育てを楽しいと感じることの方が多いと答えた割合が、楽しいと感じることと心配することが同じくらいと答えた割合より約2割低くなっています。子どもが豊かな感性を持ち、伸び伸びと成長していくためには、子育てを親が楽しめる環境を整えていくことが重要です。また、子育てを楽しめる環境があることは、子どもを産み育てたいという希望を後押しすることもできます。

子どもとその家族が安心して生活するための基盤として、子育て家庭に配慮した公園・住宅・交通機関等の整備をより一層進め、こうした施設等の情報を積極的に発信することにより、子育てを楽しめるまちづくりを推進していく必要があります。

今後の方向性

- 妊娠している人やベビーカーを押している人、子ども連れの人等が安心して外出できるよう、交通環境のバリアフリー化を推進します。
- 乳幼児を連れて外出を楽しめるよう、授乳やおむつ替えスペース、利用しやすいトイレ 環境の整備を促進します。
- 親世帯と子育て世帯が相互に支えあい、子育てを楽しむことができるよう、三世代の同居・近居を支援します。
- 子どもや保護者の参画の下、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる、魅力ある遊び場、公園の整備を促進します。





I 子どもを連れて出かけやすいまちづくり

子どもと一緒に出かけることを負担に感じないまちづくりを進め、子育てを楽しめる 環境を整備します。

156 赤ちゃん休けいスポット

(子育て支援課)

	Пh	4	赤ちゃん	しのおむつ替える	や授乳のために気	気軽に利用できる	る場所を認定・	
事	目的		周知し、	乳幼児を連れた	と保護者が安心し	て外出できる環	境を整える。	
事業概			区で設定	区で設定した基準を満たした施設・民間店舗等を「赤ちゃん休けいスポ				
要	具体的	具体的内容		ット」として認定し、ステッカーの掲示、区公式ホームページでの案内				
			等により	り周知を図ります	r.			
対象	きライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス [・]	テージ							

157 公園等新設・再整備事業

(道路公園課)

事	目的		特色ある魅力的な公園を整備し、子どもから高齢者までの幅広い世代 の公園利用者のニーズに応える。				
事業 概要 具体的内容 タン園利用者のニーズに応える。 身近な憩いや遊びの場である公園を、利用者のニーズにしていくため、計画的な再整備を推進します。					こあった機能に		
対象	東ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	テージ						

158 道路バリアフリー整備事業

(道路公園課)

	目的		道路のバリアフリー化を行うことで、安全で快適に移動できる歩道環 境を整備する。				
事業概要	具体的	内容	フリー化た街路枠	区交通バリアフリ とを推進します。 動の花の咲く木/ を与えるような道	また、歩道の整 への植替えも行い	備に合わせて老 、通行者や沿ば	木化・大木化し
対象	対象ライフ ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス・							

159 歩行者・自転車通行空間再整備事業

(道路公園課)

事	目的		歩行者と自転車が相互に安全で快適な道路利用環境を構築する。					
事業 概要 具体的内容 自転車通行空間の整備を行うことで、歩行者と自転車 離して、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図								
対象	対象ライフ		娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

160 放置自転車対策

(土木管理課)

	目的		放置自輔	伝車による生活 ^項	環境の悪化を防」	上し、安全で快道	適なまちづくり	
			の実現を	の実現を図る。				
#			自転車	整理員による日常	常的な周知活動や	や呼びかけのほか	か、啓発キャン	
事業概要			ペーンを	を推進します。				
概	日 <i>1</i> 七-55	中宏	また、自転車放置禁止区域では自転車の即時撤去を実施するなど、撤					
女	具体的	门谷	去・保管・返還業務も行っています。保管期限経過後も引取りのない撤					
			去自転車については、自転車の状態に応じてリサイクル、海外供与、売					
			却、廃棄などの処分を実施しています。					
対象	対象ライフ 対象		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	ステージ							

161 トイレ改築事業

(道路公園課)

	目的		トイレの	のバリアフリー化	上を進め、区民の	の誰もが安心して	て利用できるよ	
事			うにする	3.				
事業概要	具体的内容		老朽化门	した公衆トイレ	や公園等トイレの	の改築を計画的に	こ進め、改築に	
要			合わせてバリアフリー化を行い、ベビーシートやベビーチェアも備え					
			た「だれ	1でもトイレ」を	を整備します。			
対象	やライフ	妊	娠期	3 歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・	テージ							

Ⅱ 子育てしやすい住宅環境の促進

子育て家庭が、子育てに適した住宅を確保できるように支援し、住み続けながら子育 てできる環境を整えます。

162 子育て世帯等定住促進事業

(住宅課)

	目白	ኅ	子育て劉	家庭が区内に定信	主してもらえる。	よう、住宅を確保	呆しやすい環境	
	НН	9	を整える	5.				
			【三世代	弋同居・近居住宅	E支援制度】			
			区内在信	主の親世帯と新た	たに同居又は近月	暑するため、中 草	学生以下の子ど	
事			もを養育	育する子育て世界	帯が住宅を取得る	する場合、住宅!!	購入費の一部を	
事業概要			助成します。					
要	具体的	内容	【民間賃貸住宅転居・転入支援制度】					
			未就学児を養育する子育て世帯が、区内で転居する場合や、区内に居住					
			する親世帯と同居又は近居するために区外から転入する場合、民間賃					
			貸住宅に転居・転入する場合に限り、必要な転居費用の一部を助成しま					
			す。					
対象	対象ライフ 妊		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス	ステージ							

163 すみだ良質な集合住宅認定制度

(住宅課)

	ПЧ	目的		集合住宅の供給の	足進を図るととす	ちに、住み替えば	こおける良質な		
事				住環境の指針を提供することで、区内の住環境の充実を図る。					
事業概要				共給される集合信	主宅のうち、住生	生活に関する様々	な機能(子育		
要	具体的	内容	て・防災) について、建築及び管理運営において特に配慮したものを認						
			定し、積極的な周知を行います。						
対	象ライフ	妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生		
ス	テージ	ージ							

方向性(3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

現状と課題

子育て家庭の孤立を防ぎ、不安を解消するため、ホームページ、アプリ、ガイドブック 等さまざまな方法で子育て支援情報の発信を行っています。

ですが、調査結果によると区が行っている各種子育て事業等に関する認知度は前回より低下しており、情報発信に当たっての更なる工夫が必要になっています。

「子育て支援に関する情報が分かりにくい」「必要な情報が、必要な時に、必要な人へ届いていないと感じる」といった意見が寄せられており、受け取り手の視点に立って、情報発信方法を常に改善し続けていくことが求められています。

<子育て支援事業の認知度の推移>

	平成28年度	平成30年度	増減
妊婦歯科健康診査	91.2%	85.6%	-5.6%
出産準備クラス・育児学級	75.3%	79.4%	4.1%
パパのための出産準備クラス	60.6%	71.3%	10.7%
ゆりかご・すみだ事業	55.3%	35.9%	-19.4%
こんにちは赤ちゃん事業	25.2%	23.0%	-2.2%
育児相談、子育て相談、子育て講座	86.4%	56.3%	-30.1%
赤ちゃん休けいスポット	83.1%	66.4%	-16.7%
保育コンシェルジュ	59.4%	40.6%	-18.8%
一時保育	83.8%	82.2%	-1.6%
すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」	55.5%	61.7%	6.2%
すみだいきいき子育てガイドブック	82.4%	73.0%	-9.4%
すみだ子育てアプリ	27.6%	43.1%	15.5%
すみだ安全・安心メール	73.2%	47.7%	-25.5%
児童館・コミュニティ会館	94.4%	93.1%	-1.3%
子育て支援総合センター	79.3%	56.5%	-22.8%

資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成31年3月)

今後の方向性

- 情報を必要とするすべての人が、子育てに関する情報を気軽に入手できるよう、引き続き多様な方法で情報発信に努めるとともに、必要な時に求める情報にアクセスできるよう、区民の意見を聞きながら随時発信方法の見直しを行っていきます。
- 発信する情報の内容を充実させ、多忙な子育て家庭にも分かりやすい情報の発信に取 組みます。

I ICTを活用した情報の発信

誰もが気軽に子育て支援情報を手に入れられるように、個人に広く普及したスマートフォンやPCを使って、必要な子育て支援情報を取得できるようにします。

164 子育て応援サイトの運営

(広報広聴担当、子育て支援課)

事	目的		区公式ホームページを通じて区の子育て支援施策を発信し、情報の周 知・浸透を図る。					
事業概要	具体的	内容			で子育て支援に 分かりやすい情			
対象	対象ライフ ステージ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス・								

165 すみだ子育てアプリの運用

(子育て支援課)

	目的		妊娠期為	いら子育て期まっ	での家庭に対し、	産前産後のケブ	ア情報や各種子
			育て情報	報を発信すること	とで、必要な方法	が必要な支援を活	舌用できる環境
事業概要			を整える	5.			
概	具体的内容		スマートフォンアプリ「すみだ子育てアプリ」を運用し、民間事業者と				
女			連携した	を産前産後情報の	の提供や、区が多	実施する子育て関	関係イベントの
			発信なる	どを行います。			
対象ライフ		妊	娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生
ス	テージ						

基本目標⑤-方向性(3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

Ⅱ 多様な方法を用いた情報の発信

情報発信方法を多様化することで、どのような環境にあっても、必要な家庭が子育て支援情報を取得できるよう取組みます。

166 すみだいきいき子育てガイドブックの発行

(子育て支援課)

	目的		妊娠期為	いら子育て期まっ	での家庭に必要が	な情報を掲載した	た冊子を作成・	
事			配布する	ることで、必要な	な方が必要な支援	爰を活用できる環	境を整える。	
事業概	具体的内容		子育では	子育てに関する相談窓口や公園などのお出かけ先、健診・予防接種情報				
要			など、あらゆる子育て情報をまとめた「すみだいきいき子育てガイドブ					
			ック」を	を作成・配布しま	きす。			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
ス [、]	テージ	-						

167 区報及びCATVによる情報発信

(広報広聴担当)

事	目的	的		区の広報やマスメディアを活用した情報発信を行うことで、より多く の方に子育てに関する情報が届く環境を整える。						
事業概要	具体的	内容		バCATVによる ✓ト等の情報発信	6子育てに関する 言を行います。	各種サービス、	講習会・講演会			
対象	対象ライフ		娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生			
ス	テージ									

第5章 子ども・子育て支援事業計画

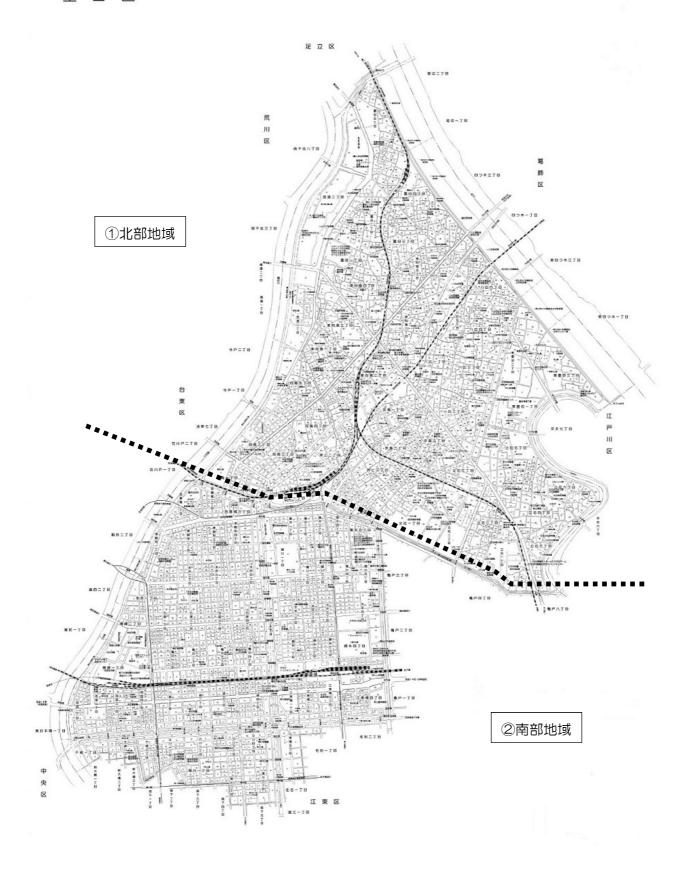
1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するものとされています。

そこで、教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)は、待機児童ゼロ・定員内保育の実現のため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざす考え方から、南北別に2区域の設定とします。

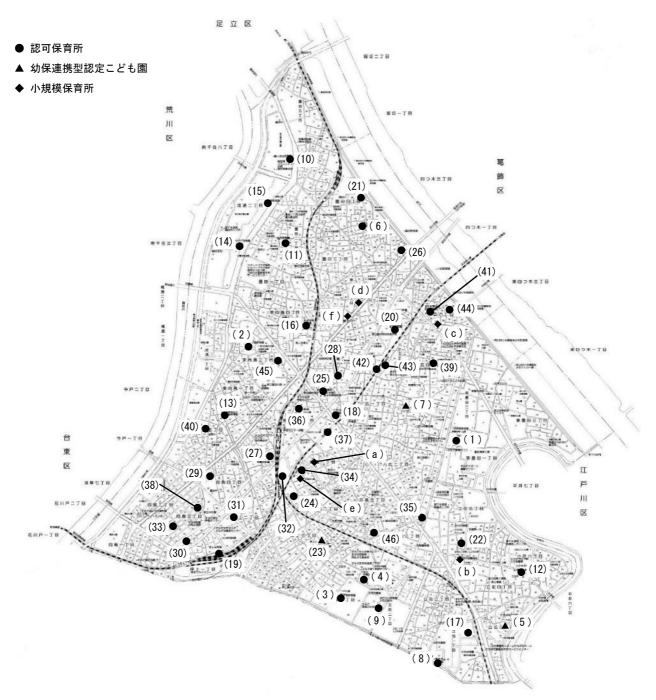
【提供区域の設定】

墨田区



認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【北部地域】

(令和2年4月1日現在)



	1	中川保育園
	2	花園保育園
	3	福神橋保育園
	4	文花保育園
	5	たちばな認定こども園
	6	すみだ保育園
公立	7	八広認定こども園
立	8	東あずま保育園
	9	おむらい保育園
	10	鐘ヶ淵北保育園
	11	梅若保育園
	12	中川南保育園
	13	寺島保育園
	14	しらひげ保育園

公	15	水神保育園
	16	あおやぎ保育園
設	17	横川さくら保育園分園
民	18	ひきふね保育園
営	19	押上保育園
	20	長浦保育園

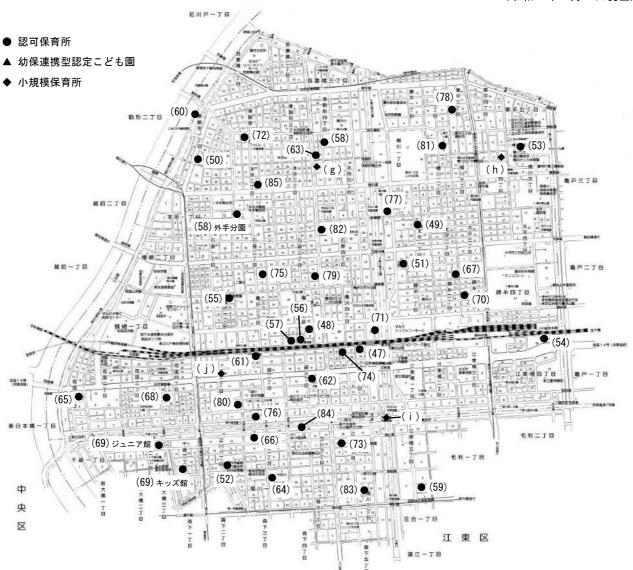
	а	チェリッシュ曳舟
	b	あい・あい保育園
	ט	小村井園
小	С	八広ぶどうの木保育園
規	d	キャリー保育園東向島
模		じょうえん第2保育園
	е	じょうえん第3保育園
	f	未来っ子保育園
		東向島園

	21	ほがらか保育園
	22	厚生館保育園
	23	幼保連携型認定こども園
	23	共愛館保育園
	24	興望館保育園
	25	さゆり保育園
	26	木ノ下保育園
私	27	杉の子学園保育所
立	28	ナースリー保育園
	29	わらべみどり保育園
		向島分園
	30	小梅保育園
	31	グローバルキッズ押上園
	32	小学館アカデミー
	32	ひきふね駅前保育園
	33	向島ひまわり保育園
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

34	じょうえん曳舟保育園
35	キッズガーデン墨田八広
36	日生曳舟駅前保育園 ひびき
37	まなびの森保育園曳舟
38	わらべ向島保育園
39	うれしい保育園八広
40	にじいろ保育園向島
41	まなびの森保育園八広
42	グローバルキッズ八広園
43	たんぽぽ保育所八広園
44	キッズガーデン 第二墨田八広
45	さくらさくみらい東向島
46	グローバルキッズ 曳舟保育園

認可保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【南部地域】

(令和2年4月1日現在)



	47	江東橋保育園
	48	江東橋保育園分園
公	49	横川橋保育園
公立	50	東駒形保育園
	51	太平保育園
	52	立川保育園

公	53	横川さくら保育園
設民	54	きんし保育園
公営	55	亀沢保育園

	bo	ぶどうの木保育室
小	h	ちゃのま保育園
規模	i	墨田わんぱく第一・ 第二保育園
12	j	ちゃのま保育園 両国駅前園

	56	墨田みどり保育園
	57	墨田みどり保育園分園
	58	光の園保育学校
	00	光の園保育学校外手分園
	59	菊川保育園
	60	育正保育園
	61	こひつじ保育園
	62	わらべみどり保育園
私	63	本所たから保育園
立	64	すみだ中和こころ保育園
	65	両国・なかよし保育園
	66	すみだ川のほとりに 笑顔咲くほいくえん
	67	まなびの森保育園錦糸町
	68	両国すきっぷ保育園
	69	のびのび保育園
	70	すこやか錦糸保育園
	71	あい・あい保育園 錦糸町園
	71	

72	ういず東駒形保育園
73	ベネッセ菊川北保育園
74	チェリッシュ あおぞら保育園
75	アスク両国保育園
76	オウトピア保育園
77	そらまめ保育園 すみだ横川
78	ひらがなのツリー ほいくえん
79	石原ここわ保育園
80	アスク緑保育園
81	キッズガーデン業平
82	あい・あい保育園 石原園
83	キッズパートナー菊川
84	にじいろ保育園菊川
85	すこやか本所保育園

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1)新制度による認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を区市 町村に行い、それに基づいて区市町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼 稚園を通じての申請となります。)。

認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要 性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	凄り歩い し	無	幼稚園、認定こども園
2 号認定	満3歳以上	有	保育所、認定こども園
3号認定	満 3 歳未満 (0~2 歳)	有	保育所、地域型保育事業、認定こども園
(認定対象外)	0~5 歳	(無)	(基本的に保護者による自宅等での保育となります)

[※]認定の基準は、国の基準を踏まえて墨田区の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

【施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内容					
数 去 . 但去	幼稚園	1 号認定 3~5 歳児	満 3 歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。					
教育・保育 施設 (施設型給付)	保育所	2·3号認定 0~5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育で きない子を保育します。					
()起跃至州177	認定こども園	1~3 号認定 0~5 歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子ども を受入れ、教育・保育を一体的に行います(幼 稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。					
	家庭的保育		家庭的な雰囲気の下で、少人数(定員 5 人 以下)を対象にきめ細かな保育を行います。					
地域型 保育事業	小規模保育	3 号認定	少人数(定員 6~19 人)を対象に、家庭的 保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行 います。					
(地域型保育 給付)	事業所内保育	0~2 歳児	会社の事業所の保育施設などで、従業員の 子どもと地域の子どもを一緒に保育します。					
	居宅訪問型保育		障害・疾患等で個別のケアが必要な場合な どに保護者の自宅で1対1の保育を行います。					

(2) 区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業(例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など)も、確保の内容に含めます。

各年度における確保量の基準日は、当年度の4月1日とします。

1)全区域

単位:人

						②確保	の内容			単位:人
年		認定	①量の	幼科			認定	地域型	認可外	差異
度		区分	見込み	新制度	私学 助成	保育所	こども 園	保育 事業	施設等	(2-1)
		1号	—	770	865	_	181	_	_	_
令 和 元		2 号	_	_	_	3, 903	218	_	67	_
令和元年度	3	1~2歳	_	_	_	2, 122	114	199	190	_
	号	0歳	_		_	517	33	58	74	_
,		1号	1, 974	770	865	_	181	_	_	▲ 158
令和2年度		2 号	3, 865	_	_	4, 046	218	_	67	466
年度	3	1~2歳	2, 755		_	2, 212	114	214	190	▲25
	号	0歳	709		_	541	33	56	74	\$ 5
		1号	2, 040	770	865		181	_		▲224
令和3年度		2号	3, 994			4, 118	218		67	409
3 年 _使	3	1~2歳	2, 807	_	_	2, 250	114	217	190	▲36
	号	0 歳	713	_	_	556	33	53	74	3
		1号	2, 053	770	865	_	181	_	_	▲237
令和4		2号	4, 020	_	_	4, 218	218	_	67	483
4 年 度	3	1~2歳	2, 889	_	_	2, 313	114	255	190	▲ 17
	号	0 歳	716	_	_	582	33	53	74	26
		1号	2, 093	770	865		181		_	▲ 277
令和「		2号	4, 098	_	_	4, 155	218		67	342
令和5年度	3	1~2歳	2, 960			2, 376	114	287	190	7
	号	0 歳	722	_	_	582	33	59	74	26
_		1号	2, 140	770	865	_	181	_	_	▲324
令和6年度		2号	4, 189	_	_	4, 065	218	_	67	161
年度	3	1~2歳	3, 072	_	_	2, 466	114	319	190	17
	号	0歳	741	_	_	582	33	65	74	13

2) 北部区域

単位:人

						②確保	の内容			単位:人
年		認定	①量の	幼科			認定	地域型	認可外	差異
度		区分	見込み	新制度	私学 助成	保育所	こども 園	保育 事業	施設等	(2-1)
		1号		560	490	_	9	—	—	
和一		2号	_	_		2, 228	200	_	6	_
令和元年度	3	1~2歳	_	_	_	1, 156	108	127	94	_
	号	0歳			_	285	33	44	30	_
_		1号	1,064	560	490	_	9	_	_	▲18
令和2年度		2 号	2, 143	_	_	2, 279	200	_	6	342
年度	3	1~2歳	1, 485	_	_	1, 180	108	124	94	21
	号	0歳	382	_	_	291	33	43	30	15
		1号	1,090	560	490	_	9	_	_	▲ 46
令和 0		2 号	2, 194	_		2, 279	200		6	291
令和3年度	3	1~2歳	1, 499	_		1, 180	108	124	94	7
	号	0歳	381	_	_	291	33	43	30	16
		1号	1, 089	560	490	_	9	_	_	▲32
令和4年度		2 号	2, 192	_	_	2, 279	200	_	6	293
年	3	1~2歳	1, 532			1, 180	108	124	94	▲26
	号	0歳	380	_	_	291	33	43	30	17
		1号	1, 100	560	490	—	9	—	_	▲33
令和5年度		2号	2, 213	_	_	2, 237	200	_	6	230
年度	3	1~2歳	1, 555	_	_	1, 222	108	124	94	▲ 7
	号	0 歳	379	_	_	291	33	43	30	18
		1号	1, 109	560	490	_	9		_	▲29
令和6年度		2 号	2, 230	_	_	2, 177	200	_	6	153
年度	3	1~2歳	1, 592	_	_	1, 282	108	124	94	16
	号	0 歳	384	_	_	291	33	43	30	13

3) 南部区域

単位:人

						②確保	の内容		-	単位:人
年		認定	①量の	幼科	進園		認定	地域型	認可外	差異
度		区分	見込み	新制度	私学 助成	保育所	こども 園	保育 事業	施設等	(2-1)
_		1号	_	210	375	_	172	_	_	
令 和 二		2 号	_	_	_	1,675	18	_	61	_
令和元年度	3	1~2歳	_	_	_	966	6	72	96	
	号	0 歳	_	_	_	232	0	14	44	_
		1号	910	210	375	_	172	_	_	▲ 140
令和2年度		2 号	1,722	_	_	1, 767	18	_	61	124
年度	3	1~2歳	1, 270	_	_	1,032	6	90	96	▲ 46
	号	0 歳	327	_	_	250	0	13	44	▲20
		1号	950	210	375	_	172	_	_	▲ 178
令和。		2号	1,800	_	_	1,839	18	_	61	118
令和3年度	3	1~2歳	1, 308	_	_	1,070	6	93	96	▲ 43
又	号	0歳	332	_		265	0	10	44	▲ 13
		1号	964	210	375	_	172	_	_	▲205
令和		2 号	1,828	_	_	1, 939	18	_	61	190
令和4年度	3	1~2歳	1, 357	_	_	1, 133	6	131	96	9
100	号	0歳	336	_	_	291	0	10	44	9
		1号	993	210	375	_	172	_	_	▲244
令和5年度		2号	1, 885	_	_	1, 918	18	_	61	112
) 年 一 度	3	1~2歳	1, 405	_	_	1, 154	6	163	96	14
	号	0 歳	343	_	_	291	0	16	44	8
_		1号	1,031	210	375	_	172	_	_	▲295
令和6年度		2号	1, 959	_	_	1,888	18	_	61	8
年度	3	1~2歳	1, 480	_	_	1, 184	6	195	96	1
X	号	0 歳	357	_	_	291	0	22	44	0

4) 1号認定

単位:人

		令和	令和	令和	令和	令和	令和
	【全区域】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み			1, 974	2, 040	2, 053	2, 093	2, 140
②確保の 内容	教育・保育施設	951	951	951	951	951	951
	幼稚園(私学助成)	865	865	865	865	865	865
差異 (②一①)		_	▲ 158	▲ 224	▲237	▲ 277	▲324

【北部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			1, 064	1, 090	1, 089	1, 100	1, 109
②確保の 内容	教育・保育施設	569	569	569	569	569	569
	幼稚園 (私学助成)	490	490	490	490	490	490
差異 (②一①)		_	▲ 18	▲ 46	▲ 32	▲33	▲29

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			910	950	964	993	1, 031
②確保の 内容	教育・保育施設	382	382	382	382	382	382
	幼稚園 (私学助成)	375	375	375	375	375	375
差異 (②一①)		_	▲ 140	▲ 178	▲205	▲244	▲295

【今後の方向性】

北部・南部ともに、量の見込みに対して確保の内容が不足していますが、区外の幼稚園を利用している区民の数が、区内の幼稚園を利用している区外の在住者の数を、現状で500人以上上回っているため、現在の体制でニーズを充足できます。

5) 2号認定

単位:人

r	全区域】	令和	令和	令和	令和	令和	令和
•	[土区域]		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		_	3, 865	3, 994	4, 020	4, 098	4, 189
②確保の 内容	教育・保育施設	4, 121	4, 264	4, 336	4, 436	4, 373	4, 283
	認可外施設等	67	67	67	67	67	67
差異 (②一①)		_	466	409	483	342	161

【北部】		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			2, 143	2, 194	2, 192	2, 213	2, 230
②確保の 内容	教育・保育施設	2, 428	2, 479	2, 479	2, 479	2, 437	2, 377
	認可外施設等	6	6	6	6	6	6
差異 (2-1)		_	342	291	293	230	153

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			1, 722	1,800	1,828	1,885	1, 959
②確保の	教育・保育施設	1, 693	1, 785	1, 857	1, 957	1, 936	1, 906
内容	認可外施設等	61	61	61	61	61	61
差異 (2)-	差異 (2-1)		124	118	190	112	8

【今後の方向性】

2 号認定については、これまでの私立認可保育所の整備の取組により、概ねニーズを 充足できる見込みとなっています。2 号認定の余裕分については、確保量の不足が生じ る可能性がある3 号認定への対応として、弾力的利用を検討します。

6) 3号認定(O歳)

単位:人

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			709	713	716	722	741
	教育・保育施設	550	574	589	615	615	615
②確保の 内容	地域型保育事業	58	56	53	53	59	65
	認可外施設等	74	74	74	74	74	74
差異 (②一①)		_	\$ 5	3	26	26	13

【北部】		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			382	381	380	379	384
	教育・保育施設	318	324	324	324	324	324
②確保の 内容	地域型保育事業	44	43	43	43	43	43
	認可外施設等	30	30	30	30	30	30
差異 (②一①)		_	15	16	17	18	13

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			327	332	336	343	357
	教育・保育施設	232	250	265	291	291	291
②確保の 内容	地域型保育事業	14	13	10	10	16	22
	認可外施設等	44	44	44	44	44	44
差異 (②一①)		_	▲ 20	▲ 13	9	8	0

【今後の方向性】

北部地域は現状の受け入れ体制でニーズを満たすことができます。待機児童が生じている南部地域を中心に、小規模保育所の整備を進め、供給量の確保を図ります。

7) 3号認定(1~2歳)

単位:人

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			2, 755	2, 807	2, 889	2, 960	3, 072
	教育・保育施設	2, 236	2, 326	2, 364	2, 427	2, 490	2, 580
②確保の 内容	地域型保育事業	199	214	217	255	287	319
	認可外施設等	190	190	190	190	190	190
差異 (②一①)		_	▲ 25	▲36	▲ 17	7	17

【北部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			1, 485	1, 499	1, 532	1, 555	1, 592
	教育・保育施設	1, 264	1, 288	1, 288	1, 288	1, 330	1, 390
②確保の 内容	地域型保育事業	127	124	124	124	124	124
	認可外施設等	94	94	94	94	94	94
差異 (②一①)		_	21	113	▲26	A 7	16

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			1, 270	1, 308	1, 357	1, 405	1, 480
	教育・保育施設	972	1, 038	1, 076	1, 139	1, 160	1, 190
②確保の 内容	地域型保育事業	72	90	93	131	163	195
	認可外施設等	96	96	96	96	96	96
差異 (②一①)		_	▲ 46	▲ 43	9	14	1

【今後の方向性】

北部、南部ともに最も多い令和 6 年度のニーズを充足できるよう、財政負担の平準 化を図りながら小規模保育所の整備を進めるほか、2 号認定の余裕分を活用した弾力的 利用の段階的実施を検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に 応じて区域ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれ の数値を記載し、その差異を示しています。

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに区全域である1区域か、南北別の2区域とします。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定】

事業	区域検討の考え方	提供区域
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ運営事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと 保護者が容易に移動可能な地域で利用できる 状態をめざします。	2 区域
時間外保育事業 (延長保育事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと 保護者が容易に移動可能な地域で利用できる 状態をめざします。	2 区域
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	全区域でのニーズに応えられるよう、施設数 や定員の拡充を図りながら、必要な時に利用で きる状態をめざします。	区全域
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	子どもと保護者が希望した地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
幼稚園による一時預かり	状況に応じて柔軟に利用できる状態をめざ します。	区全域
一時預かり事業等	希望する地域で利用できるように、子どもと 保護者が容易に移動可能な地域で利用できる 状態をめざします。	2 区域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業)	希望するタイミングで利用できるように、子 どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用 できる状態をめざします。	区全域
病児・病後児保育事業	希望する地域で利用できるように、子どもと 保護者が容易に移動可能な地域で利用できる 状態をめざします。	2 区域
利用者支援事業	区全域を対象とした情報提供やニーズ把握 などの支援体制の構築をめざします。	区全域
妊婦健診	妊婦が自らの状況に応じて既存医療機関を 利用するため、区域を分ける必要性はありませ ん。	区全域
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を対象とするため、 区域を分ける必要性はありません。	区全域
養育支援訪問事業	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域

(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ運営事業)

【事業の内容】

保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な 育成を図る事業です。

単位:人/月

	【全区域	1	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	低学年			2, 349	2, 364	2, 449	2, 531	2, 629
	高学年	放課後の居 場所等とし てのニーズ	_	(1, 886)	(1, 890)	(1, 910)	(1, 934)	(1, 992)
量の見込み	同子牛	特に配慮を 必要とする ニーズ	_	20	20	21	21	22
	合計			2, 369	2, 384	2, 470	2, 552	2, 651
	低学年		2, 199	2, 294	2, 374	2, 483	2, 563	2, 642
② 確保の 内容			15	20	20	21	21	22
合計			2, 214	2, 314	2, 394	2, 504	2, 584	2, 664
差異 (②一①)		_	▲ 55	10	34	32	14	

^{※()}内の数値は、合計に含めていません。

^{※「}特に配慮を必要とするニーズ」の量の見込みの設定にあたっては、令和元年度時点における 18 歳未満人口の障害者手帳交付比率を各年度の高学年人口に乗じて算出しました。

[※]区域別の数値は、各年度における対象年齢児童の人口比で按分。

【北部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	低学年		_	1, 299	1, 301	1, 353	1, 402	1, 442
	高学年	放課後の居 場所等とし てのニーズ	_	(1, 043)	(1, 040)	(1, 055)	(1, 071)	(1, 093)
量の高等見込み	同子平	特に配慮を 必要とする ニーズ	_	11	11	12	12	12
	合計		_	1, 310	1, 312	1, 365	1, 414	1, 454
2	低学年		1, 319	1, 339	1, 339	1, 369	1, 409	1, 448
確保の	高学年		11	11	11	12	12	12
合計		1, 330	1, 350	1, 350	1, 380	1, 420	1, 460	
差異(②	-(1)		_	40	38	15	6	6

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	低学年			1, 050	1, 063	1, 096	1, 129	1, 187
	古兴年	放課後の居 場所等とし てのニーズ	_	(843)	(850)	(855)	(863)	(899)
量の 見込み 高学年	同子牛	特に配慮を 必要とする ニーズ	_	9	9	9	9	10
	合計		_	1, 059	1,072	1, 105	1, 138	1, 197
<u></u>	低学年		880	955	1, 035	1, 114	1, 154	1, 194
確保の	② 確保の 高学年		4	9	9	10	10	10
内容合計		884	964	1, 044	1, 124	1, 164	1, 204	
差異 (②	-(1)			▲ 95	▲28	19	26	7

【今後の方向性】

学童クラブは、低学年は希望する全児童、高学年は特に配慮を必要とする児童への対応として、民間事業者の誘致も含めて施設整備を進めます。そのため、令和6年度までに北部で3室、南部で5室、合計で8室の学童クラブの開設をめざします。開設にあたっては「小学校区内に学童クラブのない地区」、「待機児童が発生し又は発生が見込まれる地区」を対象として、民間賃貸物件の借上げや学校等の公共施設活用、保育所等整備時の併設のほか、民間事業者の誘致にも取組みます。

また、高学年の「放課後の居場所としてのニーズ」に対応するため、新・放課後子ども総合プランを推進し、学童クラブ、児童館、放課後子ども教室の更なる連携強化に取組み、高学年の放課後の居場所の確保に取組んでいきます。

(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園などで保育を行う事業です。

単位:人/月

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	750	766	775	789	810
②確保の内容	1, 271	1, 274	1, 274	1, 280	1, 286	1, 292
差異 (②一①)	_	524	508	505	497	482

【北部】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	404	409	411	415	420
②確保の内容	638	638	638	638	638	638
差異 (②一①)	_	234	229	227	223	218

【南部】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	346	357	364	374	390
②確保の内容	633	636	636	642	648	654
差異 (②一①)	_	290	279	278	274	264

【今後の方向性】

現状の受け入れ態勢でニーズを満たすことはできています。北部、南部ともに令和6年度までの教育・保育施設の供給量拡大にあわせて、時間外保育事業も拡大していきますが、延長時間については、実際の需要を踏まえながら見直しも検討します。

(3)子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

【事業の内容】

保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的に子どもを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設・協力家庭で、子どもを短期間養育します。

単位:人日/年

【全区域】	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	60	61	63	64	66
②確保の内容	730	730	1, 095	1, 460	1, 825	2, 190
③定員(人/日)	2	2	3	4	5	6
差異 (②一①)	_	670	1, 034	1, 397	1, 761	2, 124

【今後の方向性】

現状の受け入れ体制で十分ニーズを満たすことができますが、子どもの最善の利益を鑑み、必要なときに住み慣れた地域で受け入れることができるよう、環境確保に取組んでいきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位:人回/年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		119, 437	122, 648	126, 578	127, 447	129, 304
②確保の内容	224, 294	243, 032	322, 931	322, 931	322, 931	322, 931
③箇所数	13	14	17	17	17	17
差異 (2-1)	_	123, 595	200, 283	196, 353	195, 484	193, 627

【北部】	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	64, 367	65, 516	67, 117	66, 956	66, 996
②確保の内容	153, 324	153, 324	176, 457	176, 457	176, 457	176, 457
③箇所数	9	9	10	10	10	10
差異 (②一①)	_	88, 957	110, 941	109, 340	109, 501	109, 461

【南部】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	55, 070	57, 132	59, 461	60, 491	62, 308
②確保の内容	70, 970	89, 708	146, 474	146, 474	146, 474	146, 474
③箇所数	4	5	7	7	7	7
差異 (②-①)	_	34, 638	89, 342	87, 013	85, 983	84, 166

※確保の内容

児童館については、乳幼児と親の1組あたりの専用面積を $3.3\,\text{m}$ とし、利用者が $2\,\text{回転}$ すると仮定して算出。子育てひろば、民設地域子育て支援拠点については乳幼児と親の1組あたりの専用面積を $3.3\,\text{m}$ とし、利用者が $3\,\text{回転}$ すると仮定して算出。

【今後の方向性】

両国・文花子育てひろばを中核に、児童館を身近な地域における地域子育て支援拠点とした現状の受け入れ体制に加え、コミュニティ会館を地域子育て支援拠点に整備するなど、更なるニーズの充足に努めます。また、民間事業者が整備する地域子育て支援拠点や、地域で自主的に設置している「ひろば」などとの地域の子育て支援ネットワークを構築し、相互に連携することで、事業内容の充実と利用者の拡大を図ります。

(5) 一時預かり事業

1) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に保育を行う事業です。

単位:人日/年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		13, 442	13, 893	13, 982	14, 593	15, 161
②確保の内容	_	13, 442	13, 893	13, 982	14, 593	15, 161
差異 (②一①)	_	0	0	0	0	0

^{※「}教育・保育の量の見込みと確保の内容」において、2号認定児童を認定こども園で受け入れる方向性のため、本事業では2号認定分を計上していない。

【今後の方向性】

幼稚園による一時預かりについては、今後も同様に実施するほか、運営事業者と協議をしながら事業の拡充に努め、ニーズの充足を図ります。

2) 一時預かり事業等

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に保育を行う事業です。また、病児・病後児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。

単位:人日/年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	29, 749	30, 747	30, 943	31, 548	32, 248
②確保の内容	76, 065	76, 065	78, 555	78, 555	78, 555	78, 555
差異 (②-①)	_	46, 316	47, 808	47, 612	47, 007	46, 307

【北部】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
①量の見込み		16, 032	16, 424	16, 407	16, 574	16, 709
②確保の内容	44, 722	44, 722	45, 375	45, 311	45, 229	45, 109
差異 (②-①)	_	28, 690	28, 951	28, 904	28, 655	28, 400

【南部】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	13, 717	14, 323	14, 536	14, 974	15, 539
②確保の内容	31, 343	31, 343	33, 180	33, 244	33, 326	33, 446
差異 (②-①)	_	17, 626	18, 857	18, 708	18, 352	17, 907

【今後の方向性】

現状の受け入れ体制で、想定される需要量を満たしている状況にありますが、特定の日に需要が集中することも考えられるため、必要な時に利用しやすい環境づくりを 進めていくこととし、既存施設の活用の中で可能な限り事業の拡充を図ります。

(6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

【事業の内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり 等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互 援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位:人日/年

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	低学年	_	1, 111	1, 145	1, 185	1, 225	1, 273
①量の見込み	高学年	_	17	17	18	18	18
	合計	_	1, 128	1, 162	1, 203	1, 243	1, 291
	低学年	4, 518	4, 518	4, 518	4, 518	4, 518	4, 518
②確保の 内容	高学年	71	71	71	71	71	71
	合計	4, 589	4, 589	4, 589	4, 589	4, 589	4, 589
差異 (②一①)		_	3, 461	3, 427	3, 386	3, 346	3, 298

受け入れ可能数(50人/日:平均して預かれる会員数)を、年齢区分(乳幼児、小学校低学年、小学校高学年)ごとの実績数(平成30年)で按分したもののうち、小学校低学年、小学校高学年の推計値

- ・受け入れ可能数 50 人/日(平均して預かれる会員数)×365 日(開所日数)=18.250 人日/年
- ・小学校低学年:18,250 人日/年×1,088/4,395 (小学校低学年/全利用者:平成 30 年実績値) =4,518
- · 小学校高学年: 18,250 人日/年×17/4,395 (小学校高学年/全利用者: 平成 30 年実績値) =71

【今後の方向性】

周知に努め事業認知度を向上させるとともに、新たな担い手の育成を進め、利用し やすい環境づくりを進めます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師 等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位:人日/年

【全区域】	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	1, 205	1, 241	1, 266	1, 296	1, 330
②確保の内容	3, 417	2, 441	2, 441	2, 441	2, 441	2, 441
差異 (2-1)	_	1, 236	1, 200	1, 175	1, 145	1, 111

【北部】	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	649	663	671	681	689
②確保の内容	790	790	783	777	770	759
差異 (2-1)	_	141	120	106	89	70

【南部】	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
①量の見込み	_	556	578	595	615	641
②確保の内容	2, 627	1, 651	1, 658	1, 664	1, 671	1,682
差異 (2-1)	_	1, 095	1, 080	1, 069	1, 056	1,041

(訪問型:5人/(現在平均して預かれる病後児サポーター数)×293日(開所日数)=1,465人日/年)

(医療機関型:4人/日(定員) $\times 244$ 日(開所日数)=976人日/年)

(北部と南部は、0~11歳の人口比率で按分)

【今後の方向性】

現状の受け入れ体制でニーズを充足することができていますが、医療機関型病児・ 病後児保育は南部のみに整備されていることから、区民の利便性の向上を図るため、 保育所や医療機関等の新規整備・改修・改築の機会を捉えて、事業者と協議し、病児・ 病後児保育事業の拡充に努めます。また、訪問型病後児保育事業の継続・拡充のため、 新しい担い手の育成を進めます。

(8) 利用者支援事業

【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位:箇所数

	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度	6 年度
箇所数	18	18	18	18	18	18

【今後の方向性】

現在区役所で実施している保育コンシェルジュ事業や子育て支援総合センター、子育てひろば (2 施設)、児童館 (12 館)、保健センター (2 施設) での実施体制を維持し、利用者にとって身近な場所において、情報提供や相談・助言等のほか、子育てニーズの把握や関係機関との連携・調整、地域課題の把握など、幅広い支援を行います。

(9) 妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位:人回/年

	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み	33, 656	34, 104	34, 510	35, 070	36, 288	35, 868	
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。						

【今後の方向性】

すべての妊婦に対して事業を実施し、妊娠中の健康管理を促します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 養育環境等の把握を行う事業です。

単位:回/年

	令和	令和	令和	令和	令和	令和		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み	2, 346	2, 404	2, 436	2, 465	2, 505	2, 592		
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。							

【今後の方向性】

訪問率 100%を目標にし、病院や産院との連携を強化し、訪問指導の充実を図ります。

(11) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位:人日/年

	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み	154	160	165	168	172	176	
確保の内容	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。						

【今後の方向性】

子育て支援総合センターと保健センターとの連携により、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や母子保健事業等で特に支援が必要と判断した家庭【要支援家庭】及び要保護児童対策地域協議会で受理している要保護児童のいる家庭で特に支援が必要と判断した家庭【要保護家庭】について、家事支援、育児支援を行っています。個別設定した目標に基づき家庭訪問を実施し、適切な養育支援を行い、保護者が安心して子どもを養育できる状態にします。特に予防的な観点から、今後も支援を充実させていく必要があるため、育児支援及び家事支援の機能を強化するとともに、新たな担い手の育成及び事業者の確保を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1)関係機関等との連携・協働

計画の推進にあたっては、「子どもの最善の利益を優先する」という基本理念を実現するため、墨田区役所全庁を挙げて子ども・子育て支援施策に取組むとともに、区内の教育・保育事業者、学校、自治会等の地域団体、区民など幅広い関係者との連携・協働を推進することで、一層の施策の充実を図っていきます。

(2)計画・制度の周知

計画の推進には、子育て家庭や関係団体・事業者をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページ等さまざまな媒体を活用して、広く区民にお知らせします。同様に「子ども・子育て支援新制度」の周知に努めていきます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況の管理にあたっては「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

3 評価指標

計画の着実な推進を図ることを目的に、進捗状況を客観的に評価するための指標を設定し、計画期間経過後(令和6年度末)の目標値を定めます。評価指標は計画全体と7つの重点取組ごとに設けることとし、次のとおりとします。

(1)計画全体の指標

種別		評価指標	現状値	目標値
	1	子育ては「楽しいと感じることの方が多い」と思う割合	47.6%	70.0%
	2	区の子育て支援事業の認知度	_	_
成		43.1%	60.0%	
成果指標		こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	23.0%	35.0%
標		育児相談、子育て相談、子育て講座	56.3%	75.0%
		すみだ安心・安全メール	47.7%	75.0%
		子育て支援総合センター	56.5%	80.0%

(2) 7つの重点取組の指標

重点取組	種別	評価指標	現状値	目標値
親子の集いの場	成果指標	「親同士のつながりと子育て力が 育成されてきている」と感じる割 合	35. 0%	45.0%
の提供	活動指標	地域子育て支援拠点利用者数	148, 154 人	170,000 人
児童の健全育成 と放課後の子ど	成果指標	学童クラブ待機児童数	145 人	0 人
もの居場所	活動指標	学童クラブ定員数	2,214 人	2,664 人
保育の質・サー	成果指標	「教育・保育サービスが充実して いる」と感じる割合	40.7%	50.0%
ビスの向上	活動指標	各種法令、通知等に関する研修へ の累計参加者数	(未実施)	200 人
虐待防止のため	成果指標	「保護が必要な子どもとその家庭 への支援が整っている」と感じる 割合	38.4%	50.0%
の連携・支援	活動指標	協力家庭の数	9件	12 件
地域との協働に	成果指標	「子育てを協力・支えあえる地域 のつながりがある」と感じる割合	38.9%	50.0%
よる子育て支援	活動指標	子育てサポーター数	331 人	380 人
安全・安心なま ちづくり	成果指標	「子どもの安全・安心を守るため の環境が整備されている」と感じ る割合	48.6%	60.0%
	活動指標	子どもの110番協力件数	3,025件	3,950件
ワーク・ライフ・ バランスの推進	成果指標	「ワーク・ライフ・バランスの実 現に向けた環境づくりが推進され ている」と感じる割合	25. 8%	35. 0%
	活動指標	区主催セミナーへの参加事業者数	8人	40 人

※成果指標 (アウトカム指標): 取組の結果、"何"が"どのようになったか"の指標

活動指標(アウトプット指標): "どんな取組"を "どれくらいやるか"の指標

資料編

専門委員会報告書 (要旨)

※平成26年度に各専門委員会から提言されたされた意見・見解等を 要旨としてまとめたものです。

墨田区子ども・子育て会議 学齢部会専門委員会報告 要旨(平成26年度)

一今後の墨田区における健全育成施策と期待される児童館の役割ー

児童育成環境をめぐる諸問題と児童館の役割

児童の健全育成に関わる問題として、次の項目で社会的な課題が生じている。こうした中で、一人ひとりの子どもに着目し、長期的視点で健全育成の役割を担う団体、組織、人材を有機的に結び付け、事業展開しているのが児童館である。

- 1. 少子社会の問題
- 2. 家庭環境の問題
- 3. 社会環境の問題
- 4. 子どもの成長問題
- 5. 遊び体験の減少
- 6. 学校生活
- 7. 子どもの貧困
- 8. 特別な配慮や支援を必要とする子ども
- 9. 児童虐待
- 10. 非行、引きこもり
- 11. 国際化に伴う外国人児童生徒

国の施策の方向性と墨田区の児童館

厚生労働省は、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、児童館の機能・役割として発達の推進、日常の生活の支援、問題の発生予防・早期発見と対応、子育て家庭への支援、地域組織活動の育成を5つの柱とした。また、児童館の活動内容として、遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供、保護者の子育ての支援、子どもが意見を述べる場の提供、地域の健全育成の環境づくり、ボランティアの育成と活動、放課後児童クラブの実施、配慮を必要とする子どもの対応を行うことが期待されている。

国の子ども・子育て会議においては、子育て支援のネットワーク等について、「児童館の地域での中核的な機能を活用して、地域の子育てのネットワークを整備・強化していくべき。地域子ども・子育て支援事業のネットワーク・連携のあり方、そのコーディネートの仕方について考えるべき。」との議論がされている。

平成26年には「放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を行っていくこととされたところである。

墨田区においては、児童館を中心に異年齢交流、地域の他校児童との交流による人間形成、社会性 形成、自立支援への活動援助を行ってきており、国の放課後子ども総合プランの理念を児童館におい て既に実施しており、理念・目的において方向性を同じくしている。

そのため、墨田区の児童館を中心とする放課後児童健全育成事業は、可能な限り国の進める放課後子ども総合プランと整合性を図りながら、その理念を推進していくこととし、国の支援を最大限活用すべきである。

今後児童館に期待される役割と機能

児童館の特徴は、①子どもの日常生活の中にあって、その受け皿として、また活性化、調整役として機能する、②様々な児童問題に介入して予防、安定、改善の措置を講じ、③小学校区(2校に1館)を単位として児童の健全育成活動の拠点となる施設であると言える。

児童館の基本的な役割は、概ね次の5つにまとめられる。

ア 遊びを保障する

遊びの効用は、子どもの人格の発達に必要不可欠な要素である。子どもは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を学び、地震や感性を磨き、立ち直る力をつけ、こうして自主性・社会性・人間性を身に付けて成長する。生活の場から遊びが消え、学校だけに課題解決を求めれば混乱が生じ

る。子どもたちが自立を身に付ける絶好の場所が児童館である。

イ 安心・安全な居場所となる。

安心・安全は子どもだけでなく働く親たちにとっても切実な関心事である。児童館は、併設する学童クラブで親の帰宅時間まで安全に過ごせて、その間に他の施設にない各種の育成プログラムを利用でき、育児指導の乳幼児事業やひろば事業も開設されて、少子化対策から要保護対策まで幅広い効用を持っている。学童クラブは、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、遊びと生活を支援することを通して、子どもの健全育成を図っている。従って、学童クラブは、まず、子どもの健康管理と情緒の安定を確保する必要がある。墨田区は、学校生活から切り離された放課後の生活の場として児童館に学童クラブを設置し、待機が発生する地域に学校等の空き教室を利用し、児童館学童クラブの分室として定員を拡大してきた経緯がある。今後もこの方針を維持するとともに分室を設置する場合は、できる限り学校生活から独立した放課後の居場所としての環境整備が必要である。

ウ 児童問題の早期発見・早期対応

地域から子どもの姿が消えて、問題行動が捉え難くなり手遅れになる事件が後を絶たない。児童館は、来館する子どもたちの様子や情報から、いじめや虐待、非行などを早期に発見して、家庭や学校や要保護児童対策地域協議会などと連携して対策を立て、健全育成の方向で見守りと働きかけができる。

エ 子どもにやさしいまちづくり

児童館の役割は、館の中だけにあるのではなく、地域の親のグループ結成、中高生のボランティア育成、担当地域の幼保の子育て施設や団体、期間と連携・協力して、地域自体を健全育成の場として行くことにもある。また逆に、児童館自体が地域の健全育成の中心として相応しい事業・活動・運営の体制を整えることも大切である。こうして、子どもがまちのどこに居ても児童館と同じように守られ育つような地域社会にしたい。親の子育て力や地域の子育て力を支援し、町会や学校と協働体制を組み、子どもにやさしいまちづくりが進められれば素晴らしい。

オ 地域福祉活動の拠点

遊びの場として生まれた児童館は、子どもの生活の場で福祉機能を保障する拠点として、地域に必要な幅広い福祉活動を担う。しかし、それは福祉の品ぞろえを意味しない。むしろ、地域の福祉部品を組み立ててその地域特性に見合った福祉体制を構築することである。児童館は、児童健全育成分野における地域福祉活動拠点であるべきである。

おわりに

墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会は、児童の健全育成を阻害する諸問題に立ち向かう うえで、その中核を担う主要かつ最適な施策が児童館を中心とした児童健全育成であるとの結論に達 した。具体的な事業計画の検討に入っていただきたく、ここに提言するものである。

平成26年度 墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会委員名簿

区分	氏 名	所属
委員長	野原 健治	興望館館長
委 員	服部 榮	雲柱社理事長
委 員	布施 英雄	共愛館理事長
委 員	片渕 淳子	江東橋児童館館長
委 員	山田 恭平	八広はなみずき児童館館長
委 員	榊原 澄子	区民活動推進課・健全育成アドバイザー

※ 所属は平成26年度当時のもの

墨田区子ども・子育て会議 乳幼児部会専門委員会報告 要旨 (平成 26 年度) - 幼児教育・保育と地域子育て支援の質的向上について-

専門委員会設置の目的

子ども・子育て支援新制度は、保育の量的な拡充のみならず、教育・保育の質を向上させることが 目的として掲げられている。墨田区の保育の現場の状況を踏まえるとともに、墨田区の保育及び子育 て支援の質についての考え方を整理し、質の向上のための具体的な事業計画を提言することを目的 として専門委員会が設置された。

保育の質の向上

(1) 保育の質の重要性

近年、OECDでは保育の質の重要性及びそのための投資の必要について述べている。それは、保育の質の高さが、その後のその子の成長によい影響を与え、その国の将来に影響を与える可能性があるからである。

保育の質は、簡単に定義することはできないが、プロセスの質、条件の質、保育者の労働者の質という3つの視点から捉えることができ (大宮 2006)、新制度においてはこのような保育の質の向上がますます求められている。

(2) 墨田区における取組み

墨田区においても、中学校区を単位とし、保育所・幼稚園・小学校・中学校が連携した一貫的な教育・研究の取組みなどがこれまで行われてきている。特に、保育所や幼稚園と小学校との連携や接続の重要性が叫ばれる中で、こうした取組みの意義は大きい。

また、それぞれの園での取組みのみならず、公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園など、それぞれの団体においても質的向上のための努力が行われてきた。

(3)「保育の質」向上に関する方向性

新制度の切り口は多岐にわたるものであり、ある意味では保育の市場化に向けて動くものである。 それは、ともすると保育のサービス化につながる可能性を有しており、安易な競争化を生みだすもの となりかねない。むしろ大切なことは、それぞれの園による保育の特色の違いはあれ、乳幼児期の子 どもの成長発達に大切なものは共通であるとの認識の下、それを共に高め合っていくことである。

保育所・幼稚園、公立・私立の枠を超えた、それぞれのよさを生かし、共に高め合う体制が重要であると同時に、保護者をも巻き込んだ協同的な取組みが必要である。

特に、小学校への接続も意識した保育のあり方はそれぞれに共通の課題であり、「協同的な学び」を 一つの基軸に研修を行っていくことも、保育の質を高めていく上での一つの方向性であろう。

地域子育て支援の質的向上

(1) 地域子育て支援の重要性

新制度において、地域の子育て支援の重要性がうたわれている。現代の子育て環境は、地域のコミュニティの弱体化の中で、孤立し、密室育児となるなど、それに伴う困難も生じている。地域の中で子育てを行う家庭、乳幼児の親子へのサポートが重要である。

そのため、親子がいつでも自由に集うことのできる地域子育て支援拠点などの充実が不可欠である。

(2) 墨田区における地域子育て支援の現状

墨田区では、これまで、地域子育て支援の取組みの整備を積極的に行ってきた経緯があり、これはとても評価すべきである。

(3) 地域子育て支援の展望と課題

地域の子育て支援サービスの利用ニーズは今後も増加することが予測される。そのため、墨田区に

おいても、更に安心して子育てができるよう支援機能を充実させていくことが求められる。

子育てひろばが親子にとって更に安心できる「居場所」となるような工夫として、交流機能を高めたり、親子同士のつながりを形成していったりできるような取組みが必要となる。親子の主体的な参加が可能となるような企画の実施や、学生やシニアボランティアなどが関わることで、地域コミュニティが形成されることなども期待される。

また、地域の目が届かずに孤立する家庭を見守ることができるよう、地域子育て支援拠点(子育てひろば)同士の横のつながり、認定こども園や幼稚園、保育園、子育て支援総合センターなどの役割が違う機関とのつながりを強化し、地域における子育て支援ネットワークを構築することが求められる。

さらに、子育てに関わる父親が確実に増加している中で、父親同士がつながりやすい環境をつくる ことにより、地域子育て支援拠点の居場所づくりに父親がより積極的に参画することが期待される。

子ども主体の協同的な学びプロジェクトと地域子育て支援拠点からつながる地域子育て支援ネットワーク化の提案

これらの課題を踏まえ、平成27年度から取組む事業として以下の2つを提案する。

(1) 子ども主体の協同的な学びプロジェクト

子ども主体の協同的な学びの実践に向けて、プロジェクト会議を開催し、参加4園における実践、 進捗の確認、公開保育を実施していく。

(2) 地域子育て支援拠点からつながる地域子育て支援ネットワークの実現に向けた勉強会

地域子育て支援拠点間の情報共有、地域子育て支援拠点と他の施設との情報共有などを通じた地域ネットワーク強化に向けて、現状の把握と今後の方向性について検討するための勉強会を開催する。

平成26年度 墨田区子ども・子育て会議乳幼児部会専門委員会委員名簿

区分	氏 名	所属
委員長	大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
委 員	髙嶋 景子	田園調布学園大学子ども未来学部准教授
委 員	近藤 ゆき江	八広幼稚園長
委 員	宮本 佳代子	花園保育園長
委 員	三幣 典子	光の園保育学校園長
委 員	財津 亜紀子	文花子育てひろば施設長
委 員	本多 美絵子	両国幼稚園副園長

[※] 所属は平成26年度当時のもの

計画策定に係る体制及び検討経過

1 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議

(1) 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議委員名簿 (令和2年2月1日現在)

区分 氏 名 所 属	
会 長 髙 嶋 景 子 聖心女子大学文学部教育学科准教授	
副会長 西村孝幸 小梅保育園長	
委員 松山洋平 和泉短期大学児童福祉学科准教授	
委員 野原健治 社会福祉法人興望館常務理事	
委員 西島由美 にしじま小児科院長	
委員 岡田 真 江東学園幼稚園長	
委員 服部 榮 社会福祉法人雲柱社理事長	
委員 星野 操 文花子育てひろば施設長	
委員 押田 剛 主任児童委員	
委 員 白 土 大 輔 言問小学校 P T A 会長	
委 員 小 川 政 美 吾嬬立花中学校 P T A 会長	
委員 鈴木真由美 青少年委員協議会委員	
委員 甚野永子 墨中地区青少年育成委員会委員長	
委員 酒井萌佳 マミーズエンジェル墨田みなみ保育園施	設長
委員 賀川祐二 NPO法人 病児保育を作る会代表理事	Ī
委員 宮村柚衣 ちゃのま保育園代表	
委員 田中千春 公募委員	
委員 長 加 誉 公募委員	
委員 山岸優子 公募委員	
委員 横井貴広 公募委員	
委員 米 谷 亮比古 公募委員	
委員 河原宏子 緑幼稚園長	
委員 中村 奈緒美 第三寺島小学校長	
委員 渋谷俊昌 両国中学校長	
委員 星加町子 江東橋保育園長	

※ 敬称略、順不同

事務局	岩 佐 一 郎	子ども・子育て支援部長
事務局	青 木 剛	教育委員会事務局次長
事務局	田村俊彦	子育て支援課長
事務局	高 橋 義 之	子育て政策課長
事務局	金 子 明	子ども施設課長
事務局	梅原和恵	子育て支援総合センター館長
事務局	有 澤 恵美子	子ども・子育て支援部副参事

(2) 検討経過

平成30年度

	開催日	主な議題
第1回	5月18日	会長の選任、30年度の委員及びスケジュール、次期計画策定に向けたニーズ調査質問項目、 東向島児童館分館の愛称名
第2回	6月26日	ニーズ調査票最終案
第3回	11月6日	ニーズ調査の実施結果(速報値)報告、次世代育成支援行動計画実績報告、小規模保育所の 認可、平成31年度学童クラブ利用申請一斉受付に当たっての主な変更点
第4回	1月11日	ニーズ調査の実施結果報告、インタビュー調査実施の検討
第5回	3月20日	ニーズ調査の実施結果最終報告、次期計画策定に向けた方針

令和元年度(平成31年度)

	開催日	主な議題
第1回	5月31日	31 年度の委員及びスケジュール、量の見込みと確保の内容に関する実績報告、次期計画の策定(基本理念・基本目標)
第2回	8月1日	幼児教育・保育の無償化に関する取組状況報告、次期計画の策定(基本目標別の課題・重点的な取組)
第3回	10月1日	改選に伴う委員紹介並びに会長・副会長の選任、次期計画の策定(体系図、事業一覧、現状と課題・今後の方向性)
第4回	11月11日	次期計画の策定(計画書案、指標案)、「令和2年用保育施設利用申込みのご案内」内容報告、「令和2年度墨田区学童クラブ利用申込みのご案内」内容報告
第5回	1月29日	次期計画の策定(計画書最終案)、小規模保育所の認可

2 意見公募

「墨田区子ども・子育て支援総合計画(案)」に関するパブリック・コメント

意見の募集期間	令和元年 12 月 3 日 (火) ~12 月 27 日 (金)
意見の状況	意見提出者(団体)数 8人(意見総数20件)

3 墨田区地域福祉計画推進本部

(1) 構成

本部長 : 墨田区長 副本部長 : 副区長

本部員 :教育長及び部長(部長相当職を含む。)の職にある者

(2) 検討経過

■ 推進本部

	開催日	議題(子育て支援関連)	
第1回	令和元年 6 月 26 日(水)	墨田区次世代育成支援行動計画 次期計画策定方針	
第2回	令和元年 11 月 19 日(火)	墨田区子ども・子育て支援総合計画(案)	
第3回	令和2年1月21日(火)	墨田区子ども・子育て支援総合計画(案) パブリック・コメント実施結果	

■ 幹事会

	開催日	議題(子育て支援関連)	
第1回	令和元年6月17日(月)	墨田区次世代育成支援行動計画 次期計画策定方針	
第2回	令和元年 11 月 13 日(水)	墨田区子ども・子育て支援総合計画(案)	
第3回	令和2年1月10日(金)	墨田区子ども・子育て支援総合計画 (案) パブリック・コメント実施結果	

計画・事業に関する問合せ先

■ この計画に関する問合せ先

墨田区子ども・子育て支援部 子育て支援課子育て計画担当

TEL: 03-5608-6084 (直通)

FAX: 0.3-5.6.0.8-6.4.0.4E $\cancel{3}$ - $\cancel{\nu}$: KOSODATE@city.sumida.lg.jp

■ 事業に関する問合せ先

墨田区役所

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

T E L:03-5608-6084 (直通) ホームページ:https://www.city.sumida.lg.jp/

※ 代表電話にお掛けの上、所管する課をお伝えください。



墨田区子ども・子育て支援総合計画

一すみだ子育ち・子育て応援宣言— (令和2年度~令和6年度)

令和2年2月

発行 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL : 03-5608-6084 (直通)

FAX : 03-5608-6404

E-mail : KOSODATE@city.sumida.lg.jp